又ハ低價年期ノ許可ヲ受ケ其ノ年期明ニ至リ未タ地價ノ設定又ハ修正ヲ爲ササルモノニモ之ヲ適用ス

地租は地目に依りて其の納期を異にせるものなるが、地租條例の規定に依れば、開墾鍬下年期又は地價据置年期の許可を受けたる土地は、其の年期明の後に非ざれば、地目變換を認められざるが故に實際に於ては右年期中に開墾成功し又は地目變換したる場合に於ても尙從前の地目の納期に依りて地租を徵收せらるることとなり、其の結果土地よりの收穫の時期と租稅納付の時期とに、齟齬を生ずるの缺陷を存したり。是を以て政府は斯かる缺陷を匡正して、地主の不便を除くの必要を認め、既に明治三十五年第十七回帝國議會に地租條例中改正法律案を提出せしも、議會の解散に依りて審議未了に終りしが、翌明治三十六年第十八回帝國議會に至りて、右の政府案と同一の法律案衆議院より提出せられ、議會の協贊を經しを以て、同年六月法律第十二號を以て左の如く公布せられたり。

法律第十二號（明治三十六年六月十七日）

地租條例中左ノ通改正ス

第十條ヲ第十條ノ一トシ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第十條ノ二　前條第一項ノ届出アリタルトキハ其年ヨリ變換地目ニ依リ其地租ヲ徵收ス但其年ニ係ル地租ノ全部又ハ一部納付後届出アリタルトキハ翌年ヨリ變換地目ニ依リ其地租ヲ徵收ス

第十六條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第十七條　前條ニ依リ開墾ノ届出ヲ爲シタル土地又ハ開墾鍬下年期若クハ地價据置年期ノ許可ヲ受ケタル土地ニシテ開墾成功シ又ハ地目變換シタルトキハ其旨政府ニ届出ヘシ此場合ニ於テハ第十條ノ二ノ規定ヲ準用ス

第六項　第三次及第四次地價修正

上述の如く政府は地租改正の後明治十三年及同二十年の兩度に於て特別地價の修正を行ひ、更に又地租條例の公布に伴ひて、明治十八年以後全國一般の地押調査を行ひ、以て改租の成績をして稍〻正當に歸せしめしが、爾來經濟社會の進歩は駸々として止まらず、交通の發達産業の進歩に伴ひて、或は米價及金利に昂低を生じ、或は土地の繁閑盛衰を顚倒せしめ、之が爲に地價に顯著なる變動を來すもの少からざるに至り、玆に地價の修正は到底之を行はざるべからざるに至れり。然れども全國一般の地價修正を圖るは、到底輙く之を行ふべからざるを以て、政府は改租當時より米價又は地價の騰貴せるものは從前の儘据置き、唯改租以後米價又は地價低落したる土地に對してのみ地價の修正を行ひ、以て地租の輕減を圖らんことを計畫し、明治二十二年五月閣議の決定を經て、山口・宮城兩縣を除く各府縣に命じて、地價修正を要すべき土地を調査せしめ、遂に同年八月二十六日法律第二十二號を公布したり。卽ち之に依れば山口・宮城兩縣を除く三府四十縣に於ける田畑の地價に限り特別修正を加へ、二十三年分より之に基きて地租を修正せんとするものにして、此の修正の結果地價一億二千九百五十三萬五百四十四圓、地租三百二十四萬千九百十圓を減少したり。

以上の如く政府は明治二十二年に於て田畑の特別地價修正を行ひ、以て地租負擔の公平及輕減を圖りしが、而も此の修正は政府當時の財政の許す範圍内に於て行ひしものなるが故に、未だ之を以て

完全なりと云ふを得ざるものあり。是を以て地價修正の問題は第一回帝國議會以來毎期議場に現はれざることなく、政府も亦其の必要を認めて明治二十五年第四回帝國議會に之に關する法律案を提出せしも、議會を通過するに至らずして止みたり。然るに明治三十一年に至り日清戰後の經營上第二次增稅の必要を生じ、地租も亦右增稅計畫の一として明治三十二年度以降之を增徵することとなりしが、之が增徵に當り其の定率のみを直に增加するときは、地方に依りて地租の負擔に不公平を生ずること益〻甚しきに至るべきを以て、玆に政府は地租の定率を增加するの前提として田畑の地價を修正し、以て各地方の負擔の均一を圖ることと爲したり。斯くて政府は全國の田畑中從來の收穫見積の多きに過ぐと認むるものは相當低減し、石代は明治二十一年以降十箇年間平均米價を各地方同一の割合を以て低減したるものを用ひ、且利率六朱以下を用ひたるものは悉く六朱とし、各府縣一郡市毎に明治三十一年七月一日現在の段別を基礎として修正地價を算出したり。而して此の結果明治三十一年十二月三十日法律第三十一號を以て田畑地價修正法を發布し、三府三十九縣の各地方に亙る修正地價を定め、三十二年分より之に依りて地租を徵收することと爲したり。斯くて此の地價修正處分に因り田畑合計の地價一億四千八百五十七萬三千七百二十四圓、地租三百七十一萬千六百六十三圓を減少したり。但し政府は之と同時に既述の如く明治三十二年分より向五箇年間地租の增徵を斷行せしを以て、差引地租は八百六萬六千八百七十五圓を增加することとなれり。

第七項　宅地組換處分

既に述べたる如く地租改正の際に當りては、當時の狀況に從ひて宅地を郡村宅地と市街宅地とに區別せしが、爾後經濟の發達、交通の進步等により土地の盛衰に著しき變化を生じ、市街宅地にして其の寂寥郡村宅地に異らざるものあり、又郡村宅地にして其の繁盛市街宅地に讓らざるもの頗る多きに至れり。然れども地租改正條例及地租條例は何れも、宅地に對する地租に關しては、郡村と市街とに依り取扱に差異を設くることなかりしを以て、地租の負擔に關する限りに於ては、此等兩種の宅地を相互に組換ふるの必要を見ざりしなり。然るに明治三十一年に於ける地租の增徵に際し、議會は政府原案に修正を加へたる結果、市街宅地と郡村宅地とは地租の課率を異にするに至りしを以て、玆に改租當時に定めたる宅地の區別に依りて課稅するときは、其の負擔に甚しき不公平を生ずるの虞あるに至りたり。是を以て議會が右の增稅案を可決するに及びて、政府は之と同時に宅地組換法案を議會に提出せんとせしが、貴族院よりも之と同一趣旨の法律案を議會に提出したりしを以て、政府案は之を議會に提出せずして止み、貴族院案は議會の協贊を經て、明治三十二年三月法律第六十二號を以て左の如く公布せられたり。

宅地組換法（明治三十二年三月十四日法律第六十二號）

第一條　郡村宅地ヲ市街宅地ニ市街宅地ヲ郡村宅地ニ組換ヲ要スルトキハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條　前條ニ依リ地目ヲ組換ヘタル土地ハ其ノ年ヨリ組換地目ノ地租定率ニ依リ其ノ地租ヲ徵收ス

斯くて政府は全國に於ける市街の狀況を呈する土地に就きて各種の狀況を調査し、反覆審査の末郡村宅地より市街宅地に組換ふべきもの及市街宅地より郡村宅地に組換ふべきものを決定し、同年

六月八日勅令第二百三十四號を以て之を公布したり。此の組換處分の結果、處分前に比し市街宅地に於て坪數九百九十六萬四千四百九十一坪、地價二百五十萬八千七百四十二圓、地租十二萬五千四百七十六圓を增し、郡村宅地に於て段別三千三百二十五町三段歩、地價二百五十萬八千七百四十二圓、地租八萬二千八百三圓を減じたり。斯くて此の處分の結果差引歲入に於て增加したる地租額は、僅に四萬二千六百餘圓に過ぎざりき。

宅地組換處分は明治三十二年六月に於て一旦完了せしが、其の後の調査に依り、更に市街宅地より郡村宅地に組換を要するものを生ぜしが故に、翌三十三年五月十五日更に勅令第百七十五號を以て其の地名を公布したり。而して本次の處分は前回の處分の追加に止まり、其の範圍も狹小にして、此の處分の結果、郡村宅地に組換へたる市街宅地の坪數三十九萬六千八百十六坪、地價五萬六千六百七十二圓、此の地租二千八百三十三圓餘にして、組換の結果右地租額に比して地租の收入九百六十三圓を減少したり。

第八項　地租の納期

地租の納期に關しては他の諸稅法と異り、沿革上明治四十三年に至る迄は、地租條例以外の特別法規を以て規定せられたり。既に述べし如く明治初年に於ては、地租は總て舊時の慣習に從ひて徵收せられしが、其の方法概して田方は米納、畑方は石代納又は雜穀納にして、田方は秋收を終りたる時期畑方等は夏納と稱して八九月の交に於て、何れも一年分を徵收するを通常としたり。然るに明治三年七月に至り大藏省達を以て、田方は從來通り米納とすれども、畑方は正納を廢して石代金納の方法に依らしむることと定め、尋いで四年五月太政官布告を以て、田方に對しても一定の條件の下に石代納を許可することと定めたり。茲に於て從來米納の煩冗を厭ひし諸民は、多く石代納を請願するに至りしが、石代納許可の手續に多くの時日を要するが爲め、其の間現米を貯藏せざるべからず、從つて現米の缺減變質等を生じて、不測の損失を蒙らしむるの缺點ありしのみならず、當時の財政狀態は漸次正米納を必要とせざるに至りしを以て、明治五年八月太政官布告を發して、從前の石代納に關する諸條件を撤廢し、任意に石代金納を爲し得ることと定め、且金納の爲め納期前に一時に巨額の米穀を賣却するの結果、一時に米價の下落を生ずるの弊を避けんが爲め、右と同時に地租の納期を改めて、田方は該年內に五分、翌年正月より二月迄に二分五厘、同三月より四月迄に二分五厘納付と爲し、畑方其の他從前夏納の分は其年九月中に皆濟すべきものと定めたり。然るに明治六年以降太陽曆を使用することとなりし結果、明治五年十一月大藏省第百六十五號達を公布し、明治五年分の田租に限り納期を一箇月宛繰下ぐることと爲し、尋いで翌六年十二月明治六年分以降の地租の納期を定めて、田方は翌年一月末日限五分、同三月十五日限二分五厘、同五月十五日限二分五厘と爲し、畑方其の他は其の年九月末日限全納すべきことと定めたり（大藏省達第一八七號）。而して之より先き明治五年正月以降市街地にも地租を賦課することと爲し、之を六月・十月の兩度に收納せしが、此の時に至り之を改めて、市街地券稅の納期を前半年分七月末日限、後半年分翌年一月末日限と定めたり。

明治九年一月太政官布告第三號を以て田方の地租の納期を改正して、第一期（該年七月一日より同九月末日限）及第二期（該年十月一日より翌年三月末日限）の二期に分納せしむることと爲し、各期に於て納付すべき金額は管廳の定むる所に委ぬることとせしが、翌十年七月に至り更に地租徵收期限を改正して左

の如く定めたり（太政官布告第五十三號）。

第一期	該年七月一日より同八月三十一日限	畑方及宅地、山林、原野、牧場	二分
第二期	同年九月一日より同十月三十一日限	同	五分
第三期	同年十一月一日より同十二月十五日限	同	三分
第四期	同年十二月一日より翌年一月三十一日限	田方	五分
第五期	同二月一日より同三月三十一日限	同	三分
第六期	同四月一日より同四月三十日限	同	二分

市街地地租

然るに右の徵收期限に依るときは、年內に於て收入し得る分は僅に全地租額の四分の一に過ぎず歲計上多額の支出を要すべき時期に際して、諸稅中最も重要なる地租の收入極めて僅少にして、政府會計上の不便甚しきものありしを以て、明治十四年二月に至り更に左の如く之を改正したり（太政官布告第十四號）。

第一期	該年七月一日より同八月三十一日限	畑方及宅地、山林、原野、牧場	五分
第二期	同年九月一日より同十月三十一日限	同	五分
第三期	同年十一月一日より同十二月十五日限	田方	五分
第四期	翌年一月一日より同二月二十八日限	同	五分

市街宅地

然るに右納期改正の後に至り米價漸く下落し、爲に農民の困難甚しく增大せしが、而も他方に於て

農家の多くは、地租の納期に際して換貨の爲め一時に米穀を競賣するを常と爲すが故に、其の結果は忽ち米價の低落を招き、爲に農民の困難は益〻甚しきを加ふるに至りしを以て、政府は田租の納期第四期に於て一箇月の延期を與へ、以て納稅者の便宜を計らんとし、明治十六年十一月太政官布告第三十六號を以て、第四期を翌年二月一日より三月三十一日限と改めしが、明治十八年六月に至り更に一層の餘裕を與へんが爲め、第三期以下の納期を左の如く改正したり（太政官布告第十五號）。

第三期	該年十一月一日より同十二月十五日限	田方	二分五厘
第四期	同十二月十六日より翌年一月二十五日限	同	二分五厘
第五期	翌年一月二十六日より同三月三十一日限	同	二分五厘
第六期	同年四月一日より同四月二十日限	同	二分五厘

明治二十三年第一回帝國議會の開會に當り、衆議院は從來の地租の納期は一般に之を繰延ぶるの必要ありと爲して、地租徵收期限改正法律案を提出せしが、此の案は議會の協贊を經て、明治二十四年三月法律第二號を以て左の如く公布せられたり。此の法律は爾後明治四十三年地租條例の改正に至る迄、何等の變更なくして行はれしものとす。

法律第二號（明治二十四年三月十六日）

地租徵收期限左ノ通改正シ明治二十三年第六期分ヨリ施行ス

但市街宅地地租ハ該年七月三十一日翌年一月三十一日ヲ限リ兩期ニ其五分宛ヲ徵收ス

一期	該年九月一日ヨリ同九月三十日限	畑方及宅地山林原野牧場	五分
二期	該年十一月一日ヨリ同十一月三十日限	同	五分

三　期　該年十二月十六日ヨリ翌年一月十五日限　田方　貳分五厘
四　期　翌年二月一日ヨリ同二月二十八日限　同　貳分五厘
五　期　同年三月一日ヨリ同三月三十一日限　同　貳分五厘
六　期　同年五月一日ヨリ同五月三十一日限　同　貳分五厘

尙鹿兒島縣管下大隅國大島郡及薩摩國川邊郡各島地は交通極めて不便にして、內地と事情を異にするものあり、地租の徵收に關しても特別の納期を定むるの必要あるが故に、明治三十年三月法律第五號を以て、此等諸地方の地租徵收期限に關する特別法を左の如く公布したり。

法律第五號（明治三十年三月十日）

鹿兒島縣管下大隅國大島郡及薩摩國川邊郡各島ノ地租ハ明治二十四年法律第二號地租徵收期限ニ依ラス左ノ期限ニ依リ徵收ス

大隅國大島郡ノ內大島、德ノ島、沖永良部島、喜界島、與論島

翌年五月一日ヨリ同三十一日限

薩摩國川邊郡ノ內硫黃島、竹島、黑島、口ノ島、中ノ島、平島、諏訪ノ瀨島、臥蛇島、惡石島、寶島

翌年五月一日ヨリ同八月三十一日限

尙北海道及沖繩縣に於ても特殊の事情を存し、一般の規定に依り難きを以て、地租の納期に關して特別の規定を設けられしが、右に關しては本款第十二項を參照すべし。

第九項　地租の免除

地租は土地に對して賦課せらるるものなりと雖も、總ての土地は地租を賦課せらるるものに非ずして、或は地租の種類及性質に依り、又は特別の理由に基きて、或は地租を課せず或は之を免除せらるるものなるが、斯かる除租又は免租のことを定むる規定は、或は地租關係法規中に設けられ、或は地租法規以外の特別法規中に設けられ、或は必要の都度單行法を以て制定せらるる等、脈絡統一を缺き錯雜を極めたり。今其の大要を概說すれば左の如し。

明治維新當時に於ては租稅は專ら舊幕時代の慣習に從ひて賦課徵收せられ、從つて地租の免除に關しても、多く從來の慣例に據り處理せられしが、明治六年三月に至り「地所名稱區別」（太政官布告第百十四號）を發布し、始めて土地の種類に依りて地租を課すべきものと課せざるものとを區別し、官用地・公有地・私有地を以て有租地と爲し、皇宮地・神地・官廳地・官有地・除稅地（市街郡村に屬する埋葬地・制札場・行刑場・道路・堤塘及鄕社寺院の類當分此部に入る）を無租地と定めたり。尋いで翌七年十一月太政官布告第百二十號を以て新に「地所名稱區別」を改定し、有租地及無租地に關して一層精密なる區別を設けたり。今其の規定の要綱を揭ぐれば左の如し。

有租地

民有地第一種　人民所有の確認ある耕地・宅地・山林等。
民有地第二種　人民數人或は一村又は數村所有の確認ある學校・病院・鄕倉・牧場・秣場・社寺等官有地に非ざる土地。

無租地

官有地第一種　皇宮地（皇居・離宮等を云ふ）。神地（伊勢神宮・山陵・官國幣社・府縣社及民有に非ざる社地を云ふ）。

官有地第二種　皇族賜邸。官用地（官院省使寮司府藩縣本支廳・裁判所・警視廳・陸海軍本分營其他政府の許可を得たる所用の地を云ふ）。

官有地第三種

一、山岳・丘陵・林藪・原野・河海・湖沼・池澤・溝渠・堤塘・道路・田畑・屋敷等其の他民有地に非ざるもの。

二、鐵道線路敷地。電信架線柱敷地。燈明臺敷地。各所の舊跡・名區及公園等民有地に非ざるもの。

三、人民所有の權利を失せし土地。民有地に非ざる堂宇敷地及墳墓地・行刑場。

官有地第四種　寺院・大中小學校・說敎場・病院・貧院等民有地に非ざるもの。

民有地第三種　官有に非ざる墳墓地等。

右「地所名稱區別」中民有地第三種に屬する土地の名稱は、翌明治八年七月『官有ニ非サル鄕村社地及墳墓地』と改められ（太政官布告第百十四號）更に同年十月之に『民有ノ用惡水路、溜池敷、堤敷、井溝敷地』を追加せられしが（太政官布告第百五十四號）翌明治九年六月に至り右「地所名稱區別」中民有地第二種を第一種に合して、第三種を第二種と改稱し（太政官布告第八十八號）更に同十三年十月民有地第二種に『公衆ノ用ニ供スル道路』を追加したり（太政官布告第四十三號）。

然るに明治十七年三月に至り地租條例を制定せらるるや、同條例中に於て有租地と免租地との區別に關する規定を設け、有租地に屬する土地を第一類（田・畑・郡村宅地・市街宅地・鹽田・鑛泉地）及第二類（池沼・山林・原野・雜種地）とし、免租地に屬する土地を公立學校地・鄕村社地・墳墓地・用惡水路・溜池・堤塘・井溝及公衆の用に供する道路と爲したり（第四條）。茲に於てか前揭「地所名稱區別」中、有租地に關する規定は新に地租條例中に設けられ、又無租地に關する規定の中民有地第二種に屬する地目は、地租條例中に於て更めて免租地として規定せらるるに至りしを以て、「地所名稱區別」中に於ける此等の規定は自然消滅となり、爾後「地所名稱區別」は官有地を無租地と定むる規定のみ猶其の效力を存することとなれり。後明治二十二年十一月に至り地租條例は其の一部を改正せられ、前揭有租地第二類中に牧場を、免租地目中に鐵道用地及禁伐林を追加せられたり。

然るに明治三十年四月に至り傳染病豫防法制定せられ、市町村は地方長官の指示に從ひ傳染病院・隔離病舍・隔離所又は消毒所の設置を要することとなりしを以て、政府は之が建設に要する敷地に對しては其の地租を免除するを至當と認め、翌三十一年六月新に法律第四號を公布し『明治三十年法律第三十六號傳染病豫防法ニ依ル常設ノ傳染病院隔離病舍隔離所及消毒所ノ敷地ニシテ設立者ノ所有ニ係ルモノハ工事著手ノ月ヨリ供用廢止ノ月迄月割ヲ以テ其ノ地租ヲ免ス』と定めたり。尋いで明治三十三年二月に至り更に法律第十九號を以て『府縣郡市町村其ノ他之ニ準スヘキ公共團體ノ所有地ニシテ其ノ公用ニ供スルモノハ公用ニ供シタル年ノ翌年ヨリ公用廢止ノ年マテ地租及公課ヲ免ス』と定め、單に傳染病舍等のみならず、廣く公共團體の所有地にして公用に供するものに對して、其の地租を免除することと爲し、之を明治三十三年分地租及公課より適用したり。然るに從來府縣の所有地は、總て「地所名稱區別」に從ひて官有地たるの地種名を付せられ、從つて地租の賦課も之を受けざるの取扱なりしが、右法律第十九號制定の結果、府縣の所有地は其の公用に供するものに限り地租及公課を免せらるることと定められしを以て、茲に其の反對解釋上、府縣の所有地と雖も公用に供せざるものは、當然賦租の手續を爲さざるべからざることとなれり。然れども此の手續は其の後數年間未了の儘放置せられしが、明治三十六年十月に至り、內務大臣は訓令第六三八號を以て各府縣（沖繩縣

を除く）に對し『府縣ノ所有地ニシテ官有地ニ編入シアルモノ及爾後府縣ノ所有ニ歸シタル土地ハ總テ民有地ニ編入スヘシ』との訓令を發し、茲に府縣所有地にして公用に供せられざるものは、總て地租を賦課せらるることとなれり。

更に又地租免除に關しては右の如く特別の單行法を以て規定せる外、他の特別法令中に於ても特に之に關する規定を設けたる場合を存したり。卽ち明治二十三年法律第九號水道條例に依る水道用地、同年法律第七十一號軌道條例に依る軌道敷、同三十年法律第二十九號砂防法に依り砂防設備を要する土地又は治水上砂防の爲め一定の行爲を禁止若くは制限すべき土地、同年法律第四十六號森林法に依る保安林及造林地、同三十三年法律第六十四號私設鐵道法に依る鐵道用地等は卽ち之なりとす。

以上述べたる所の如く地租を課せざる土地に關しては、地租條例及「地所名稱區別」の兩法規を始めとし、其の他各種の單行法又は特別法に於て之が規定を設けらるるものなるが、斯くの如く除租又は免租の規定が個々多數の法規に分れ存することは取扱上の不便尠からざるものあるのみならず「地所名稱區別」の如きは未だ法人なる觀念の明確ならざる時代の制定に係るものなる爲め、法人の所有地と官有地とを混同し、事實と法規と相一致せざるものあるを以て、政府は新に單行の法律を制定し地租を課せざる土地に關する從來の規定を綜合整理すると共に、必要と認むる土地を新に免租地に編入することと爲し、明治三十五年十二月召集せられたる第十六回帝國議會に於て左の如く之に關する法律案を提出したり。

地租ヲ課セサル土地ニ關スル法律案

第一條　地租ヲ課セサル土地左ノ如シ

一　御料地
二　御陵墓地
三　皇族賜邸
四　國有地
五　國、府、縣、郡、市、町、村其ノ他勅令ヲ以テ指定スル公共團體ニ於テ公用又ハ公共ノ用ニ供スルモノ但シ有料借地ハ此ノ限ニ在ラス
六　神社、建物アル遙拜所、寺院、佛堂及祠宇ノ境內地ニシテ借地ニ非サルモノ
七　公益ノ爲營利ヲ目的トセス直接ニ祭祀、宗教、教育、學藝、慈善ノ用ニ供スル土地ニシテ借地ニ非サルモノ但シ其ノ事業ノ管理又ハ監督ノ爲ニ非スシテ住居ト共用スルモノハ此ノ限ニ在ラス
八　共同墓地及共同火葬場敷地
九　道路敷地、鐵道用地、河川敷地、運河敷地、水道用地、下水道用地
十　用惡水路敷地、井溝敷地及溜池敷地
十一　保安林

府、縣、郡、市、町、村其ノ他ノ公共團體ハ前項ノ土地ニ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ス但シ所有者以外ノ者ノ御料地又ハ國有地ヲ前項第五號乃至第十號ノ目的ニ使用スル場合ニ於テ其ノ土地ニ對シ使用者ニ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スルハ此ノ限ニ在ラス

第二條　府、縣、郡、市、町、村其ノ他勅令ヲ以テ指定スル公共團體カ公用又ハ公共ノ用ニ供スヘキモノト定メタル其ノ所有地又ハ其ノ目的ヲ以テ取得シタル土地ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用ス但シ命令ノ定ムル期間內ニ公用又ハ公共ノ用ニ供セサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三條　前二條ニ該當スル土地ニシテ之ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ以後ノ納期ニ於テ徵收スヘキ租

稅其ノ他ノ公課ヨリ之ヲ徵收セス
前二條ニ該當スル土地ニシテ之ニ該當セサルニ至リタルトキハ其ノ以後ノ納期ニ於テ徵收スヘキ租稅其ノ他ノ公課ヨリ之ヲ徵收ス

附　則

第四條　本法ハ明治三十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ北海道ヲ除クノ外未タ地租條例ヲ施行セサル地ニ付テハ其ノ施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五條　地所名稱區別ハ之ヲ廢止ス

第六條　共同墓地ノ外本法施行前墳墓地トシテ地租ヲ課セサル土地ニシテ本法施行後其ノ供用ヲ變セサルモノハ共同墓地ニ準ス

第七條　本法ニ規定シタルモノヲ除クノ外從前ノ法令中地租ヲ課セス又ハ之ヲ免除スル土地ニ關スル規定ハ其ノ效力ヲ失ハス但シ明治十年太政官布告第十八號地租條例第四條及第十三條竝明治三十三年法律第十號ハ此ノ限ニ在ラス

右法律案は衆議院に於ては異議なく可決せられ、貴族院の特別委員會に於ても全會一致を以て可決せられしも、本會議に於て之に對する修正意見提出せられ、而して右修正案文の起草中會期滿了となりし爲め遂に不成立に終れり。斯くて地租の免除に關する規定は、尙依然として個々の法規中に分れ存することとなれり。

第十項　災害地地租の特別處分

明治六年地租改正條例公布の結果、地租は原則として歲の豐凶に關せず定額を徵收することとなり、唯例外の場合として、天災に因り地所變換したるときは、損害の程度に應じ其の年限り地租を免じ又は起返の年限を定めて、年期中無稅と爲すこととなれり。然れども地所は變換せざるも、風水旱其の他の災害の爲に收穫皆無又は大損耗を來し、到底納稅の餘力を存せざるに至ること少からず。抑〻定額賦稅の制度に在りては、人民をして豐年に剩す所を以て、凶年に失ふ所を補はしむるを原則とするものなるが故に、地租改正條例に於て、災害に依る地租の減免は一切之を許さざりしは、固より當然なりと雖も、實際に於て斯くの如き災害準備を、總ての人民に期待することは困難なるのみならず、特に新制度の實施後未だ日淺くして、人民從來の慣習を脫し難き場合に在りては、到底完全なる新法の實施は之を望むべからざるものありたり。是を以て明治十年九月太政官布告第六十二號を以て凶歲租稅延納規則を制定し、非常の災害に對する寬假の方法を設けたり。卽ち此の規則は水旱等非常の凶災に罹るものに對し、地租改正の際確定せし收穫高に比較して、一村田方平均五分以上の損耗に渉る場合に限り、年限を定めて租稅の延納を許可せんとするものにして、其の延納の方法は、例へば損害五分なれば該年五分の金額は五箇年賦納付を許し、損害六分なれば該年四分を納めしめて、六分は六箇年賦に納付せしむるが如く、損害大となるに從ひ延納年限を加ふるものにして、若し收穫皆無なるときは、該年は租稅を徵收せず、其の總額を十箇年に割當て次年より徵收するものなり。而して延納年限中再度の凶災に罹るものあるときは、舊年賦の金額納濟の翌年より更に新規延納の年限を起算するものとし、又延納年限內に於て天災に罹り荒地となりたるときは、延納金の殘額は棄捐するものとせり。尙畑方に對しては大凶歉の場合に限り、臨時に延納を請ふことを許したり。而して之より先き明治四年十一月及同八年七月に於て窮民一時救助規則を定め、非常の災害に罹りたる窮民の救濟方法を設けしを以て、右の凶歲租稅延納規則の制定あるに及び、罹災の

窮民に對して、救濟と地租延納との二箇の法規竝び存することとなりしが、明治十三年六月に至り此等の兩規則を廢して、新に備荒儲蓄法を制定し、罹災の窮民に食料・小屋掛料・農具料・種穀料を給すると同時に、罹災の爲め地租を納むる能はざる者に對しては、租額を補助又は貸與することとし、而して其の資金は各府縣土地所有者の公儲金と政府の補助金とを以て之に充つることと爲したり。後明治三十二年三月に至り、備荒儲蓄法を廢止して新に罹災救助基金法を制定するや、同法は罹災救助基金の運用を專ら罹災民の救助に局限せしを以て、罹災の窮民に對する地租額の補助又は貸與の制度は玆に廢止せらるることとなれり。

上述の如く災害地の地租に對しては、明治初年以來或は年賦延納或は租額の補助又は貸與等、種々寬假の方法を設くる所ありしと雖も、之れ固より罹災の窮民を保護する爲の機宜の手段たるに止まり、地租は年の豐凶に關せず定額を徵收すべしと爲す改租以來の原則を變更するものに非ず。是を以て明治十七年六月制定せられし地租條例に於ても、地所變換に因る免租及荒地に對する免租等に關しては、夫々規定する所ありしと雖も、災害地の地租に對する處分方法に就ては何等の規定をも設くることなかりしなり。然れども實際上災害の程度特に甚しき場合に於ては、地租の徵收に關しても適宜の救濟方法を講ずるは固より已むを得ざる所なるを以て、政府は斯かる特別の場合に於ては地租條例の原則に對する例外として、屢〻地租徵收上の特別處分を行ひたり。而も天變地異の爲に生ずる災害は其の都度其の狀態及程度を異にし、豫め一定の法規を以て之が處分法を定め難きものあるを以て、政府は災害の發生する每に、臨時に之が處分法の最も早きは、明治二十五年六月法律第一號を以て公布せられたる震災地方租稅特別處分法にして、右は明治二十四年十月岐阜・愛知・三重・滋賀・福井等の諸縣に起れる激震の爲め、其の被害地方に限りて地價修正・低價年期付與・地租延納年賦金免除・地租延納許可等の處置を行ふと共に、地租以外の諸稅の減免をも許せるものなり。此の事例を始めとして爾後各地に震災・水害・蟲害・雹害等ある場合には、其の都度特別の法律を以て災害地に對する特別徵收處分法を制定し、或は收穫皆無地に其の年分の地租を免除し、或は收穫の減損甚しき土地には若干年間の低價年期を付與し、或は被害の狀況に應じて地租の延納を許可し、或は又損害調査中地租の徵收を猶豫する等、種々の寬典を與へたり。今之を一括表示すれば左の如し。

法律名稱	適用地方	處分方法
震災地方租稅特別處分法（明治二十五年六月法律第一號）	明治二十四年十月岐阜、愛知、三重、滋賀、福井諸縣下震害地	地價修正、低價年期付與、地租延納年賦金免除、地租延納許可、酒造稅・醬油造石稅・菓子稅・賣藥營業稅等の減免
震災地方租稅特別處分法（明治二十八年四月法律第二十九號）	明治二十七年十月山形縣下震災被害地	同上（但し地租延納年賦金免除を除く）
震災地方租稅特別處分法（明治三十年三月法律第二十二號）	明治二十九年八月秋田、岩手兩縣下震災被害地	同上
水害地方地租特別處分法（明治三十年三月法律第三十號）	明治二十九年七月より十月迄の洪水により生じたる損害地方	地租免除、地租延納年賦金免除
水害地方地租特別處分法（明治三十一年七月法律第二十二號）	明治三十年七月より十月迄の洪水により生じたる損害地方	同上
水害地方地租特別處分法（明治三十二年二月法律第三號）	明治三十一年八月より十月迄の洪水により生じたる損害地方	同上
水害地方地租特別處分法（明治三十三年一月法律第一號）	明治三十二年七月より十月迄の洪水により生じたる損害地方	同上
蠶害地方地租特別處分法（明治三十三年二月法律第二十四號）	明治三十二年中德島縣那賀郡立江村、坂野村、羽浦村の蠶蠶被害地	同上

蟲害地方地租特別處分法（明治三十五年三月法律第二十五號） 雹害地方地租特別處分法（明治三十五年三月法律第二十六號）	明治三十四年中蟲害により生じたる損害地（德島縣下） 明治三十四年中雹害によりて收穫皆無となりたる土地（栃木縣下）
地租免除、地租延納年賦金免除	
同上	

右の如く各種の災害に因る損害に對しては、政府は其の都度法律を制定して地租徵收の特別處分方法を定めしが、斯くの如く事に臨みて一々特別の法律を制定するは、曾に手續の煩雜に堪へざるのみならず、事後に於て法律を制定するときは、災害發生當時に於て法律施行上に必要なる調査を爲す能はざるが故に、其の處分は往々にして事實に適合せざるの憾を存したり。然るに此等各種の災害中、我國に於て發生の危險の最も多きは洪水の患なるを以て、政府は先づ水害に關して永久的の處分法を定めんことを圖り、明治三十四年四月左記の如く之に關する法律を公布したり。斯くて此の法律に依り、政府は水害發生の當時直に充分の調査を遂げ、其の結果收穫皆無と認むる土地に對しては地租の免除を行ふことを得ることとなれり。

法律第二十七號（明治三十四年四月十三日）

一府縣又ハ數府縣ノ全部若ハ一部ニ亙レル水害ニ因リ收穫皆無ニ歸シタル田畑ノ地租ハ其ノ年分ニ限リ之ヲ免除ス

前項ニ依リ免租ノ處分ヲ受ケムトスル者ハ罹災後三十日內ニ主務官廳ニ申出ッヘシ此ノ期間內ニ申出テサル者ハ免租ノ處分ヲ受クルコトヲ得ス

附　則

本法ノ規定ハ之ヲ本法施行前一年間ニ水害、蟲害、風害又ハ旱害ヲ被リタル田畑ニ準用ス但シ申出期間ハ本法施行ノ日ヨリ起算ス

右の法律公布に基き、同月大藏省令第三號を以て左の如く收穫皆無地の地租免除出願方を達したり。

大藏省令第三號（明治三十四年四月十八日）

明治三十四年法律第二十七號ニ依リ地租ノ免除ヲ請ハントスル者ハ被害ノ種類及時日ヲ記載シ收穫ノ皆無タリシ事實ヲ證明シ願書ヲ所轄稅務署ニ差出スヘシ

右水害地地租免除に關する法律は爾後何等の改正もなくして施行せられ、以て大正三年三月其の廢止の時に至れり。

然るに右明治三十四年法律第二十七號は、單に水害に罹りたる田畑のみに關するものにして、附則に定めたる場合の外は、他の種の災害に罹りたる田畑に適用することを得ず。從つて右法律の制定後に於ても、水害以外の原因に因りて免租を必要とすべき被害發生したる場合に於ては、其の都度尙特別の法律の制定を必要としたり。前記明治三十五年法律第二十五號及第二十六號の如きは卽ち之なり。玆を以て明治三十四年十二月開會の第十六回帝國議會に於ては、衆議院より地租條例中改正法律案を提出し、廣く災害に因りて收穫皆無に歸したる田畑に對しては、其の年分限り地租を免除せんことを圖りしが、貴族院は之に對し、案其のものは已むを得ざるものなりと雖も、地租條例中に斯くの如き規定を設くるは、地租は歲の豐凶に依りて增減せずとの地租條例制定の大原則に反するものなるが故に、寧ろ前記明治三十四年法律第二十七號を改正して、其の目的を達するを可とすべしと爲し、此の法律案を否決したり。政府も亦一般の災害に因る收穫皆無地に對し地租の免除を行ふは

地租條例の精神に反するものと認め、翌明治三十五年十二月開會の第十七回帝國議會に災害地地租延納法案を提出し、斯くの如き場合に於ては三箇年以內の年賦延納を許可せんことを圖りしが、右法案は議會解散の爲め成立するに至らざりき。然るに明治三十五年青森縣其の他東北地方に發生せし凶荒は其の慘害甚大にして、之に對する處分は緊急を要するものありしが故に、明治三十六年二月三日政府は右議會に提出せし地租延納法案と同一の內容を、緊急勅令を以て公布したり。卽ち左の如し。

勅令第八號（明治三十六年二月三日）

第一條　災害又ハ天候ノ不順ニ因リ府縣ノ全部若ハ一部ニ亙リ田畑ノ收穫皆無ニ歸シタル場合ニ於テ其ノ地租ヲ納ムヘキ者ニシテ所轄稅務署ニ於テ納稅ノ資力ナシト認メタルトキハ本令ニ依リ三年以內ノ期間ヲ以テ年賦延納ヲ許可スルコトヲ得

第二條　前條ニ依リ延納ノ許可ヲ得ムトスル者ハ被害現狀ノ存スル間ニ於テ前條ニ該當スルコトヲ證明シ所轄稅務署ニ出願スヘシ

第三條　本令ニ依ル被害調查中ハ地租ノ徵收ヲ猶豫ス

附則

第四條　本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五條　本令ノ規定ハ第二條ヲ除クノ外之ヲ明治三十五年分地租ニ準用ス

前項ニ依リ延納ノ許可ヲ得ムトスル者ハ本令施行後三十日以內ニ第一條ニ該當スルコトヲ證明シ所轄稅務署ニ出願スヘシ

右勅令の規定に依れば、年賦延納の許否は所轄稅務署の認定に俟つものとせられしを以て、大藏省主稅局は同年五月二十日各稅務監督局長に對し內牒を發し、收稅官吏が納稅資力の認定に際し其の取調方徹細に過ぎ、爲に納稅者に煩累なる手數を感せしむるが如きことなき樣取計はしめたり。而して本勅令に依りて延納を許可せられたる田租額は、五萬七千七百六十五圓にして、其の段別一萬三千三百二十五町歩、其の筆數二十三萬七千七百六十三筆なりとす（畑租に對しては延納許可の事實なし）。

明治三十六年五月第十八回帝國議會の召集せらるるや、政府は憲法の規定に從ひ、前記勅令第八號を議會に提出して其の承諾を求めしが、衆議院は右緊急勅令に於ける延納規定を以て失當なりと爲して之が承諾を與へず、別に災害又は天候不順に因り收穫皆無に歸したる田畑に對しては、其の年分に限り其の地租を免除せんとするの法律案を提出して、之を可決したり。然るに同法律案が貴族院に回付せらるるや、貴族院は尙前年と同じく、此の法案を以て地租條例の精神に反するものなりとして、免租の規定に反對せしが、而も被害民に對する救濟の制度を設くるの必要は之を認めしを以て、右法律案を修正に同意を表せしを以て、法案は明治三十六年六月法律第三號を以て左の如く公布せられたり。而して之と同時に勅令第百號を以て、前記明治三十六年勅令第八號は將來に向つて其の效力を失ふべきことを公布せられたり。

法律第三號（明治三十六年六月十六日）

災害又ハ天候不順ニ因リ府縣及北海道ノ全部若ハ一部ニ亙リ收穫皆無ニ歸シタル田畑ノ地租ニ付テハ十年以內ノ期間ヲ以テ年賦延納ヲ許可スルコトヲ得

前項ニ依リ延納ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ被害現狀ノ存スル間ニ於テ其ノ事實ヲ證明シ主務官廳ニ出願スヘシ

本法ニ依リ延納ヲ許可シタル地租ハ法律上總テノ納稅資格中ヨリ控除セス

本法ニ依リ被害調査中ハ地租ノ徵收ヲ猶豫ス

附　則

本法ノ規定ハ之ヲ明治三十五年分田畑地租ニ準用ス

明治三十六年勅令第八號ニ依リ延納ノ許可ヲ受ケタル者ハ本法ニ依リ更ニ期間ノ更正ヲ求ムルコトヲ得

前二項ニ依リ延納ノ許可ヲ得又ハ期間ノ更正ヲ求メムトスル者ハ本法施行後三十日以內ニ出願スヘシ

右法律の發布に伴ひて、同月十七日大藏省令第十五號を以て延納出願方を定め、又翌七月二十五日大藏省訓令第三十二號を以て、各稅務監督局に對し延納に關する取扱方を達したり。卽ち左の如し。

大藏省令第十五號（明治三十六年六月十七日）

第一條　明治三十六年法律第三號ニ依リ地租延納ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ收穫皆無ニ歸シタル事由、土地ノ番號、地目、段別、地價、地租及延納期間ヲ記シ所轄稅務署ニ出願スヘシ

第二條　延納ノ期間ハ收穫皆無トナリタル年ノ翌年ヨリ之ヲ起算ス

第三條　年賦延納金額ハ地租金額ヲ延納年間ニ平分シテ之ヲ定ム

第四條　年賦延納金ハ每年當該地目ノ地租納期ニ平分シテ之ヲ納ムヘシ

附　則

第五條　本令ハ明治三十六年法律第三號附則ニ依リ地租延納ノ許可ヲ得又ハ期間ノ更正ヲ求メムトスル者ニ之ヲ準用ス但シ期間ノ更正ヲ求メムトスル場合ニ於テハ收穫皆無ニ歸シタル事由、段別、地價、地租ノ記載ヲ省略スルコトヲ得

大藏省訓令第三十二號（明治三十六年七月二十五日）　稅務監督局

明治三十六年法律第三號災害地地租延納ニ關スル取扱方左ノ通心得ヘシ

第一條　收穫皆無ノ調査ヲ爲スニ當テハ公平適實ヲ主トシ之カ調査ヲ爲スヘシ

第二條　年賦延納ノ期間ハ十年以內ニ於テ納稅者ノ請求ニ依リ之ヲ定ムルモノトス

第三條　延納地租ヲ納付スルハ許可ヲ受ケタル者ノ義務ニ屬スルヲ以テ許可後土地ノ所有權ヲ他人ニ移轉スルコトアルモ其ノ義務ハ移轉セサルモノトス

第四條　延納許可ノ出願ニ關スル狀況ハ時々報告シ尙許可完了ノ上ハ別紙樣式ニ依リ其ノ結果ヲ報告スヘシ

（別紙樣式省略）

尙前記大藏省令第十五號は明治三十八年十月十九日に至り大藏省令第四十七號を以て左の如く改正を加へられたり。

大藏省令第四十七號（明治三十八年十月十九日）

明治三十六年大藏省令第十五號中左ノ通改正ス

第一條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ段別、地價及地租ニ付テハ各筆ノ記載ヲ省略シ地目別合計額ヲ記載スルモ妨ナシ

第四條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ出願者ニ於テ平分ヲ不便トスルトキハ、地租納期中ニ於テ其便トスル納期及金額ヲ定メシメテ之ヲ許可スルコトヲ得

斯くて右法律制定の結果災害に因る收穫皆無地の救濟は地租の年賦延納に依ることに一定したるを以て、從來の如く災害の都度帝國議會に對し特別處分法律案を提出するの煩を防ぐことを得たり。右明治三十六年法律第三號は爾後何等の改正もなくして施行せられ、以て大正三年三月其の廢止の時に至れり。

第十一項　地券及諸帳簿

地租は明治の初に當りて暫く德川時代の舊制を踏襲して賦課徵收せしが、此の制度たる極めて不完全にして、弊害尠からざるものありしを以て地租制度の改正は明治初年に於ける最も緊要の問題たりしが、會〻明治三年六月集議院判官神田孝平田租改革の建議を上り、田地の賣買を公許し、土地の所有者に地券を交付して地價を定め、地券面の地價に應じて地租を賦課すべきことを主唱して以來、此の說廣く行はるるに至れり。而して此の建議の趣旨は遂に政府に依り採擇せらるる所となり明治五年正月始めて地券發行地租收納規則を東京府下に實施し、從來無租地たりし同府下の市街地に對して地券を交付し、此の地券面記載の地價に應じて、地租を徵收することと爲したり。東京府に於ては之に基き直に地券を發行して、明治五年度より地租を徵收せしが、政府は之に引續きて、右規則を漸次京阪其の他各縣の無稅の都會地に及ぼすことと爲したり。斯くの如くにして地券は先づ都會地に對して發行せられしが、此の地券なるものは、土地の所有者·地目·段別·賣買價格等を記載したる券狀にして、卽ち之に依りて土地の所有權を確證すると同時に地價を確定し、此の地價を以て地租賦課の標準と爲せしものなり。尋いで政府は此の地券の制度を全國の郡村地方にも及ぼすことと爲し、同年二月大藏省達第二十五號を以て「地所賣買讓渡ニ付地券渡方規則」を定め、地所の永代賣買を公許するとと同時に、土地の賣買讓渡ある毎に地券を交付することと定めしが、更に同年七月に至り大藏省達第八十三號を以て、賣買讓渡を爲さざる土地に對しても全部地券を交付することを令し、此等の土地に關しては地主より適當の代價を申出でしめて、之を地券面記載の地價と定めたり。而して此等郡村地方に對して交付せられたる地券は、其の券面記載の事項は前記都會地に交付せられたる地券と同樣なりと雖も、多少其の形狀を異にすると共に、其の目的とする所も亦同一ならず。卽ち都會地地券が其の發行により土地所有權の確認を圖ると共に、其の表示する地價に應じて地租を賦課する標準たらしめんことを目的とせしに反し、郡村地券に在りては單に土地の權利の確認資料と爲すに止まりたり。蓋し都會地以外の地方に於ては、當時尙ほ舊慣に依りて地租を徵收せられしを以て都會地に於けるが如く、直に地券に依りて地租を賦課することを得ざりしに因るものにして、政府は先づ此の郡村地券を發行することに依りて、各人の權利を確證すると同時に地價を確定し置き、他日新地租法規を制定して、地價によりて地租を賦課せんとする際の基礎たらしめんと欲せしなり。而して都會地地券に關しては、前記「地券發行地租收納規則」に於て其の形式及發行方法を定められしが

之に依れば地券は正副二通を製して、本紙は地主に交付し、控は記錄局の綴込と爲し置き、又此の以外に別に地券臺帳二通を製して、地券記載と同一の項目を記載し、一通は大藏省に送付し一通は府縣に止め、年々の地租も此の臺帳に依りて徵收すべきものと定めたり。更に又郡村地券の形式及發行方法等は、前記「地所賣買讓渡ニ付地券渡方規則」中に規定せられしが、之に依れば、各府縣に於て地券を交付する毎に、其の控を綴込み置きて之を地券臺帳と爲し、一年毎に大藏省に其の寫を提出すべきものと定めたり。然るに同年八月大藏省達第百十五號を以て右の兩規則を改正して、地券及地券臺帳の取扱方法を簡易にし、地券及地券臺帳の副本を製作し又は地券の寫を年々大藏省へ進達する等の手續を省略したり。斯くの如くにして地券及地券臺帳の新設により、地籍制度の確立、地租制度の革新は漸く其の緖に就き、爾後土地臺帳及登記法の制定に至る迄、地券及地券臺帳は地籍の保證及地租の賦課の上に於て、最も重要なるものとなれり。

以上二種の地券は共に明治五壬申年に發行せられしを以て、壬申地券と稱せられしが、此等の地券の表示は原則として地所の所有主の申告に據りしものなるが故に、地番地目地積地價等に不正確なるもの多く、一般に均衡を得ざるもの少からざりき。然るに翌明治六年七月に至り地租改正條例發布せられ、其の結果此等二種の地券は統一せられて一種となり、而も其の記載亦略完全なるを得ることとなれり。明治六年七月の地租改正條例は、既に述べたる所の如く、紛雜を極めし從來の地租制度の根本的革新を圖りしものにして、之が爲め新に全國の土地を檢查丈量して之に新地券を交付し、此の地券記載の地價によりて、全國同一の租率を以て地租を賦課することと爲したり。而して此の新地券は(一)各府縣に於て發行すること(二)總ての土地に對して發行すること(三)土地所有の確證たること(四)地券の交付を受けたる者は證券印稅を納付すべきこと等に就きては、敢て壬申地券と異る所なしと雖も、其の他の點に於ては兩者大に異る所あり。今新地券の券面記載事項及發行手續を見るに先づ(一)字番號地目は一筆毎に地押に依りて定め(二)地積は一筆毎に人民の丈量したるものを檢定し(三)地價は土地の地位等級及村位等級を查定し、地主總代より各村の收穫を申出でしめたる後、地方廳より官吏を派遣して其の適否を調查し、上局の認可を經て決定したるものを基礎として、一定の率に依りて算出せしめ(四)地價決定せられしときは、各村をして地價帳二通を作製して、一通を地方廳へ差出し、一通を村に保管せしめ(五)地方廳は此の地價帳の段別地價地租を一筆毎に精算して、其の當否を檢查したる後、其の地價帳に依りて地券臺帳を作製し(六)地券臺帳には字番號地目段別地價地租及地主の住所氏名を地番號を逐うて記載し(七)此の地券臺帳に依りて地券を作製して交付することとせられたり。斯くの如くにして地租改正條例以後の新地券は、壬申地券に比して、其の券面記載事項の調查及其の發行手續に於て頗る精密となりしが、此の外尙新地券と壬申地券との性質を比較するに壬申地券が其の土地の賣買時價を記載したるに反し、新地券は土地の收益價格を記載せる點に於て重大なる差異を存するのみならず、更に又新地券に於ては、壬申地券に於けるが如く都市と郡村とに於て其の體裁を異にするの點は除去せられ、且其の發行の目的も兩者共に(一)地籍を明確にし(二)所有の權利を確認し(三)地租を審かにして其の負擔の職務を了知せしむるに在るものとせられたり。

地租改正は明治維新の一大事業にして、政府は改正事業に著手後數年間凡ゆる困難と戰ひ、明治十四年に至り漸く其の業を終るを得しが、此の間右の新地券は各地方の土地調查の終了するに從ひて逐次交付せられ、其の總數實に一億一千餘萬枚に達したり。而して新地券の形式は、明治八年十一月

地租改正事務局乙第八號達を以て始めて一定せられ、且從來は願に依り數筆の土地を合して一枚の地券を交付せしを、此の時以後は一筆毎に之を交付することとし、從前發行の地券は書換願出の都度之を改正することと定めたり。爾後地券の形式は必要に應じて屢〻其の一部を改訂せられしと雖も、根本的の變更なくして其の廢止の時に至れり。而して地券臺帳は前述の如く各町村の提出する地價帳に從ひて、地目・地番・地積・地價・地租等を記載し、以て地券發行の基礎帳簿たらしめしものなるが、其の編製の手續は各府縣區々に亙り一樣ならざりしを以て、明治九年三月地租改正事務局別報第十六號達を以て其の雛形を示し、以て其の統一を圖りたり。

明治十七年三月從來の地租改正條例を廢して、新に地租條例を制定せらるるに及び、地租に關する法規は玆に漸く完備を告ぐるに至りしを以て、之に續いて同年十二月大藏省第八十九號達を以て地租に關する諸帳簿樣式を定め、府縣廳をして地租臺帳・地租延納年賦金臺帳・荒地臺帳・開墾地臺帳・免租地臺帳・低價年期地臺帳等を具へしめ、又郡區役所をして地券臺帳・地租臺帳・地券證印稅帳を、戶長役場をして土地臺帳・土地所有者名寄帳・地租延納年賦金臺帳等を具へしむることとし、以て地租賦課の基本を正確ならしめんことを圖れり。而して此等の諸帳簿の中、土地臺帳は土地の沿革・段別・地價・地租等を記載するものにして、地籍に關する根本帳簿たるのみならず、地租賦課の基礎たるべきものなるが故に、之が編製は極めて精確且緻密なるを必要と爲すものなりと雖も、而も全國に亙る土地の實地調査は、改租以來絕えて行はれざりしが故に、其の後の土地の異動に依り、從來の帳簿面と實地とに大なる相異を生せしことを免れざりしを以て、土地臺帳の作製に當り、斯くの如き帳簿を其の儘謄寫するは、其の危險甚しきものあり。玆に於てか既述の如く、明治十八年二月土地臺帳の調製前に於て全國に亙る地押調査を開始し、爾後約四箇年を經て明治二十二年漸く其の終了を告ぐるに及び、玆に實地と帳簿との齟齬は全く除去せらるることを得たり。

然るに之より先き明治十九年八月法律第一號を以て登記法制定せられ、其の結果土地に關する公證は總て登記に依らしむることとし、登記なきものは法律上效力を有せざるものとなれり。而して地券は既に述べたるが如く、地籍の確定・土地に對する權利の證明・地租負擔額の表明を其の發行の主目的と爲すものなるが故に、斯くの如く登記法の制定に依りて、土地所有權の公證制度確立せらるるに至りては、其の目的の一半は玆に失はれしものと謂ふべし。然るに前述の如く明治十八年の地押調査は明治二十二年に至りて其の業を終へ、從つて土地臺帳を編製することを得るに至りしを以て地券發行の目的の他の一半たる地籍の確保も、此の土地臺帳に依りて達せらるるに至り、玆に地券は單に地租簿冊の謄本たるに過ぎずして、其の效用は土地の所有者に自己の土地の段別・地價・地租額等を知らしむるに足るのみとなれり。玆に於て明治二十二年三月法律第十三號を公布し、地券を廢して、地租は土地臺帳に登錄したる地價に依り、其の記名者より徵收することと定め、又之と同時に勅令第三十九號を以て土地臺帳規則を制定し、人民の出願に應じて土地臺帳の謄本を交付するの制度を設け、之に依りて前記地券の最後の目的を達せしむることとしたり。今土地臺帳規則の全文を揭ぐれば左の如し。

土地臺帳規則（明治二十二年三月二十三日勅令第三十九號）

第一條　土地臺帳ハ地租ニ關スル事項ヲ登錄スル

第二條　市ノ土地臺帳ハ府縣廳ニ於テ町村ノ土地臺帳ハ島廳郡役所ニ於テ之ヲ設ケ其事務ヲ

取扱フヘシ

第三條　登記所ニ於テ土地所有ノ移轉及質入ノ登記ヲ爲シタルトキハ土地臺帳所管廳ニ通知スヘシ

第四條　土地臺帳ノ謄本ヲ要スル者ハ土地一筆ニ付金貳錢ノ割合ヲ以テ手數料ヲ納ムヘシ

第五條　地券ニ記載ノ事項異動ヲ生セサルモノハ其地券ヲ以テ前條ノ謄本ト見做スコトヲ得

第六條　本規則ニ關スル細則ハ大藏大臣之ヲ定ム

第七條　市制ノ施行ニ至ラサル土地ニ於テハ區ニ屬スル土地臺帳ハ區役所ニ於テ其取扱ヲ爲スヘシ

尋いで同月二十六日大藏省訓令第十一號を以て、府縣に對し『勅令第三十九號土地臺帳ハ從前ノ地券臺帳ヲ整理修補シ之ニ充ツヘシ』と令し、更に同年四月一日大藏省令第六號を以て、土地臺帳規則施行細則を定めたり。本細則は日露戰役開始迄に數次の部分的改正を受けしが、今此等の改正を經たる規定を掲ぐれば左の如し。

土地臺帳規則施行細則（明治二十二年四月一日大藏省令第六號）

第一條　土地臺帳ハ市町村ニ區別シ土地ノ字番號地目段別等級地價地租所有者及質取主ノ住所氏名ヲ登錄スヘシ

第二條　土地臺帳記載ノ所有者質取主ノ住所氏名ニ異動ヲ生スルトキハ其時々之ヲ屆出ヘシ

第三條　土地臺帳ノ謄本ヲ請求セントスルモノハ其請求書ニ手數料ヲ添ヘ市ハ府縣廳町村ハ島廳郡役所ニ申出ヘシ

謄本ハ郵便ヲ以テ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ返信料ニ相當スル郵便切手ヲ添送スルコトヲ要ス（明治三十三年一月大藏省令第二號ヲ以テ本項追加）

第四條　土地臺帳ノ謄本ヲ請求シタルトキハ左ノ雛形ノ如ク記載シ之ヲ下付スヘシ（明治三十四年十一月大藏省令第二十四號ヲ以テ本條中改正）

（雛形省略）

同一人ニシテ二筆以上ノ謄本ヲ請求シタルトキハ同一用紙ニ連記スルコトヲ得但シ請求者ニ於テ每筆各別ノ謄本ヲ請求シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五條　既登記土地所有權ノ移轉又ハ質入ハ登記所ヨリ通知アルニアラサレハ之ヲ登錄セス

但シ相續ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス（明治三十三年七月大藏省令第二十七號ヲ以テ本條追加、明治三十四年六月大藏省令第十號ヲ以テ本條中改正）

土地臺帳は右の如く、最初は地券臺帳を修補して之に充用せしめんとせしが、地券臺帳は改租當時に於ける調製に係るものなるが故に、其の樣式等一定せずして、頗る錯雜せるのみならず、地押調査の結果異動地の發見夥しく、寧ろ新調する方却て勞費を省略することを得べきこと明かとなりしが故に、明治二十二年七月一日大藏省訓令第四十九號を以て新に土地臺帳の樣式を制定し、之に從つて漸次新調せしむることとしたり。

土地臺帳は既述の如く、最初は戶長役場に之を備付けしめしも、後明治二十二年の土地臺帳規則の公布に依り、更に府縣廳及島廳又は郡役所に於ても之を備付けしむることと爲せしが、右府縣廳等に備付の土地臺帳は、明治二十九年十一月以降新に稅務署を設置せらるるに及びて、其の所管に屬せしめらるることとなり、爾後土地臺帳は稅務署及市町村の双方に於て備付けらるることとなれり。

尙次に述ぶるが如く明治二十七年に至り、市町村に於ては土地臺帳の外に新に地租名寄帳を備付くることとなりしを以て、爾後市町村に於ては此の兩帳に土地の段別・地價・地租等を揭記して、徵租上の基礎と爲すこととなり、其の手續複雜となりしが故に、明治三十二年三月に至り、市町村に於ける地租の整理は、專ら地租名寄帳に於て爲し、土地臺帳は字・番號・地目・等級・段別・所有者及土地沿革の調理を主とするものとし、地租額の記入は之を省略することとなりたり（坤第二九六〇號主稅局長通牒）。

土地臺帳以外の地租に關する諸帳簿に就ては、土地臺帳と同じく明治十七年十二月大藏省第八十九號達を以て、府縣廳備付の分、郡區役所備付の分、戶長役場備付の分に分ちて、夫々其の樣式を定められしが、後明治二十三年二月大藏省訓令第九號を以て其の一部を改正し、府縣廳備付の分は消滅に歸し、郡區役所は稅務署、戶長役場は市町村に變更せられたり。然るに明治二十七年二月大藏省訓令第十一號を以て、市町村に備ふべき國稅金收納簿其の他の樣式を定め、其の中地租に關する帳簿として新に地租名寄帳を加へしが、更に明治三十二年六月大藏省訓令第四十五號を以て稅務署に於て備付くべき國稅に關する諸帳簿の樣式を定め、尙其の樣式を示さざるものに就ては、適宜の帳簿を調製せしむることとしたり。右の中地租に關する帳簿の主なるものは有租地集計簿・既往地租整理簿・市町村報告地價地租整理簿・免租地集計簿・地租輕減地集計簿・荒地臺帳・耕地整理地臺帳等なりとす。

第十二項　地租賦課の特例

第一目　北海道

北海道はもと蝦夷と稱し、幕府時代に於ては松前藩をして之を統轄せしめ、次いで幕末に至りては幕府之を直轄して、其の開拓に努めしが、固より土地荒漠、人口稀薄にして、到底見るべき成績を擧ぐることを得ざりき。明治維新に至り政府は大に蝦夷地開發に力を致し、先づ明治元年四月函館裁判所を置くと共に、其の開拓方針を決定し、移住及開拓の保護奬勵に努めしが、翌二年七月改めて開拓使を置き、尋いで蝦夷を改めて北海道と稱し、移住士民に土地及金錢を貸與して、專ら開墾の奬勵に努めたり。斯くて政府の保護奬勵の結果、同道に於ける移住開墾の事業は着々其の效を奏し、產業亦之に伴ひて興起し、開拓の實漸く擧るに至りしを以て、明治五年四月に至り開拓使達を以て左の如く開墾地收稅規則を設け、以て一般に地租を徵收することと爲したり。蓋し此の時以前に在りても函館及其附近の地に於ては、貢租に關する舊慣制度を存せしと雖も、一般に對しては開墾の奬勵に急にして、未だ收租の事に及ばざりしが、此時始めて地租徵收に關する一般的規則を設けしなり。

開墾地收稅規則（明治五年四月開拓使達）

一　一町歩ニ付上金五兩中金四兩下金參兩但一町歩以下ハ右ノ比例ヲ以テ徵スヘキ事

一　移住農夫等三箇年間扶持米等被下置候輩ハ開墾地作付ケ初年ヨリ五箇年免稅六箇年目ヨリ十箇年間ハ上中下ノ土地ニ應シ稅額十分一ノ割十一箇年目ヨリハ全額徵收ノ事

一　官員其他自今自費ヲ以テ開墾候ハヽ作付初年ヨリ三十箇年免稅三十一箇年目ヨリ稅額收納可申付但先年ヨリ自費ヲ以テ開墾致候分モ當壬申年ヨリ本文同樣三十箇年免稅ノ事

一　地稅上納致候上ハ別ニ諸懸物等一切不取立事

一　地稅ハ金納ニ限ラス其作物ヲ以テ上納致候共不苦但作物ハ其土地賣買ノ相場ヲ以テ取立

候事

一　函館近村既ニ稅則相立候分ハ此例ニ非サル事

然るに同年九月に至り開拓使布達を以て新に地所規則を制定し、從來の貸下地は之を私有地と爲し、又新に殖産興業の爲に土地を必要とする者には、低價を以て土地を賣下ぐることと爲し、且此等の土地に對しては、總て地券を發行すると共に、夫々土地の種類に從つて免租の期間を定めたり。尙同年十月に至り太政官布告第三百四號を以て北海道土地賣貸規則を公布し、北海道土地の低價賣下に關する規則を設けしが、同規則中に於ても賣下地に對する免租に關し、右地所規則第九條と同一の規定を設けたり。今右地所規則の中、地租に關する條項を抄錄すれば左の如し。

地所規則（明治五年九月二十日開拓使布達）（抄錄）

第一條　永住ノ者居屋漁舍倉庫敷地或ハ社寺及墾成セシ從來ノ拜借地等自今更ニ經界畝數改正永ク私有地ニ定メ地券相渡今申年ヨリ七年間除租ノ事

第二條　寄留人拜借地タリトモ既ニ開墾營構等セシ分ハ是又其者ノ私有地ニ定メ地券相渡除租前條ニ準スヘシ

第三條　漁濱昆布場モ更ニ經界相正シ永住人ハ私有地寄留人ハ當分依舊可爲拜借地但私有地拜借地共本年ヨリ五年間除租タルヘシ尤拜借中賣却ハ勿論貸與致候者ハ上地可申付事

第七條　山林川澤從來土人等漁獵伐木仕來シ地ト雖更ニ區分相立持主或ハ村請ニ改メ是又地券ヲ渡爾後十五年間除租地代ハ上條ニ準スヘシ尤深山幽谷人跡隔絕ノ地ハ姑ク此限ニ非サル事

第九條　賣下ノ地一人十萬坪ヲ以テ限リトシ下手後十箇年除租タルヘシ尤モ已ニ私有シタル地ヲ相對賣買スル者ハ其坪數制限ナカルヘキ事

第十四條　官費募移ノ者開墾地完成ノ年ヨリ五箇年除租其後二年間租額ノ內十分ノ一爾後全額ヲ可納事

第十六條　除租滿期後ノ制程ハ追テ其地ノ差等ニヨリ適當ニ可相定事

第十九條　函館及其近傍ノ地既ニ稅則定タル分ハ此限ニ非ス

更に明治八年五月開拓使布達第三號を以て山林荒蕪地拂下規則を制定し、家祿奉還資本金受取者にして、家產營業の爲め北海道に於て地所の拂下を出願せし場合に於ける土地拂下の規則を定めしが、同規則中に於て斯かる拂下土地に對する地租に關し、左の如き規定を設けたり。

山林荒蕪地拂下規則（明治八年五月二十二日開拓使布達第三號）（抄錄）

第二條　拂下地所ノ歩數ハ一人十萬坪ヲ限リ上等千坪一圓五十錢中等一圓下等五十錢ヲ原價トシ其半額ヲ以テ拂下營業著手ヨリ二十年間除租可申付事

第五條　拂下ノ許可ヲ經七年八月第八十三號公布ノ手續ヲ以テ代價上納ノ上地券可相渡尤券面ニハ原價ヲ記載シ置除租滿期ノ後地位ノ等差ニ仍リ相當ノ租額相定新券ト交換可申付事

以上述ぶるが如くにして、北海道に於ける地租は、明治五年の開墾地收稅規則に依りて之が徵收のことを定められしと雖も、同規則に引續きて公布せられたる地所規則及山林荒蕪地拂下規則等に依り、各種の土地に對して夫々五年以上二十年に至る免租期間を付與せられしを以て、右の開墾地收稅規則は事實上殆んど其の實行を見ずして止みたり。然るに明治六年七月地租改正條例公布せられ

全國一般に地租制度の改正を斷行することとなりしが故に、北海道に在りても前揭地所規則中の漁濱昆布場の如く、免租期間の五箇年に過ぎざるものは、明治十年に至りて免租滿期となり、地租改正條例に從ひて漸次地價の設定を要することとなれり。然りと雖も北海道は他の府縣と異りて、從來貢租に關する一定の制度を存せざりしのみならず、當時尙未だ開拓中に屬し、從つて專ら民業を奬勵し戶口を繁殖せしむることを以て急務と爲せし際なりしを以て、之に對し地租改正條例を適用して、俄に內地府縣と同一の制度を敷くことを得ざるや明かなりき。玆を以て本道に於ける地租創定の大體は、一般地租改正の趣旨に則ることと爲すと雖も、其の細目に至りては適宜に之を處置せしむることと爲し、且其の租率の如きも大に之を輕減することと爲したり。卽ち明治九年十二月太政官布告第百六十一號を以て『北海道地租ノ儀當分地價百分ノ一ニ相定メ候條此旨布告候事』と達して、同十年以後姑く此の租率に依りて地租を徵收することと爲し、開拓事業の漸次進捗するを俟ちて、一般の成規に準據せしむることとしたり。而して前揭地所規則中に定められたる各種免租地に對しても、其の免租滿期の翌年より右の租率に依りて地租を徵收することと爲したり。斯くて明治十年十二月に至り、開拓使達第十五號を以て北海道地券發行條例を公布せしが、本條例は地租賦課の方法より土地檢查の手續・地價查定の方法・地券調製の手續・土地の種別等に至る迄、地租及地籍に關する總ての規定を網羅せるものにして、地租條例を北海道に適用せらるるに至る迄は、實に本道に於ける地租に關する基本法規とも稱すべきものなり。今此の中直接地租に關係ある條項を抄錄すれば左の如し。

北海道地券發行條例（明治十年十二月十五日開拓使達第十五號）（抄錄）

第一條　土地ノ種類ヲ分チ宅地耕地海產干場牧場山林トシ官有地ヲ除クノ外人民各自之ヲ所有セシメ其經界步數ヲ正シ地位等級ヲ定メ地券ヲ發シ地租ヲ課ス

第二條　地租ハ北海道地所規則竝土地賣貸規則ニ揭載セル除租滿期ノ翌年ヨリ課收ス

第三條　河岸海岸等ハ總テ官有地トシ其差支ナキ場所ハ人民ノ望ニ因テ之ヲ貸渡シ貸地ノ證ヲ附與シ貸地料トシテ地價百分ノ一ヲ可取立但旣ニ私有ニ屬セル分竝自費ヲ以テ水面ヲ埋立タル等ノ類ハ本條ノ地所ト雖之ヲ私有セシムル事アルヘシ

第四條　土地查定地券發行ノ後ハ其地價ニ隨テ年々一定ノ租額ヲ課收シ年ノ豐歉ニ因テ之ヲ變更スル事ナシ

第五條　天災地變ニ因テ地形變換ノトキハ實地ヲ點檢シ損害ノ厚薄ニ隨ヒ該地ノ全部或ハ其幾分ヲ別チ年限ヲ定メ減租或ハ除租等ノ處分ヲナスヘシ

第八條　九年十月漁場更正ノ際一旦上地申付更ニ割渡シタル海產干場竝除租年限中賣買讓渡セル各種地所ノ除租年限ハ最初定タル年ヨリ通算（例ヘハ除租七年ノ地ヲ五年目ニ賣買スルトキハ買受タル者其買得タル年ヨリ三年間除租四年目ヨリ收租ノ類）スヘシ

第九條　土地丈量ハ各地ノ除租年限ニ隨テ順次整理スヘシ

第二十九條　地券ハ全道一般地價查定ノ後之ヲ發行スヘシ

斯くて右地券發行條例の規定に基き、地所規則等に定むる各種免租地の免租滿期を俟ちて、漸次之を丈量して其の地價を查定し、之に對して地券を發行して、地價百分の一の地租を賦課することと爲し、而して從來旣に地租を賦課し來りし土地に對しても其の地券を改め、且爾後總て地價百分の一の租率に依りて地租を徵收することとしたり。地券は明治二十二年三月法律第十三號の公布に依り

內地と同じく廢止せられ、從つて前揭規則中地券に關するものは自然消滅に歸したりと雖も、其の他の規定に至りては尙依然として其の效力を存したり。

明治十七年三月太政官布告第七號を以て地租條例を制定し、內地一般は右條例に據り地租を徵收せらるることとなりしが、北海道は其の狀況大に內地と相異るものあるが故に、特に同道に對しては當分尙從前の通りたるべきことと定め、地租條例の施行を猶豫したり。然るに爾後北海道拓殖の進歩は漸く同條例一部の實施に堪ふるに至りしを以て、明治二十四年六月十日北海道廳訓令第四十六號を以て民有地土地整理は爾今地租條例（第一條・第二條・第八條・第十條・第十六條・第一項・第二項・第三項中『十年以內ニ成功シ能ハサル』の十二字・第四項・第六項・第二十一條及第二十五條以下の各條を除く）に準じて取扱ふべきこととしたり。斯くて地租條例は漸く其の一部を北海道に施行せらるるに至りしと雖も、而も尙其の施行せられし部分は、土地の區分竝に免租に關する規定其の他土地の整理に關するものに過ぎずして、地租の租率・地租の增減・土地の變換・開墾・制裁等に關する規定は依然として適用の外に置かれ、以て明治三十九年の全部施行の時に至れり。

既に述べたる如く明治維新以後、政府は大に北海道の開拓に意を用ひ、各種の法令を設けて國有未開地を給與又は拂下げて漸次民有に歸せしめ、且之に對して一定の免租年期を付與する等、種々の特典を設けて、士民の移住開墾を奬勵し來りしが、明治十九年六月に至り從來の北海道土地賣貸規則を廢止して新に北海道土地拂下規則を制定するに及びても、依然此の方針を踏襲し、國有未開地を低價に拂下ぐると同時に、之に對して免稅期間を付與するの規定を設けたり。今右土地拂下規則中之に關する條項を左に抄出すべし。

北海道土地拂下規則（明治十九年六月二十六日閣令第十九號）（抄錄）

第一條　北海道官有未開ノ土地ハ本規則ニ依リ北海道廳ニ於テ之ヲ拂下クヘシ

第二條　土地拂下ノ面積ハ一人十萬坪ヲ限リトス但盛大ノ事業ニシテ此制限外ノ土地ヲ要シ其目的確實ナリト認ムルモノアルトキハ特ニ其拂下ヲ爲スコトアルヘシ

第三條　土地ノ拂下ヲ請ハントスル者ハ其書面ニ地名坪數竝事業ノ目的著手ノ順序及成功ノ程度ヲ詳悉シ先ツ其土地ノ貸下ヲ北海道廳ニ願出ヘシ但耕宅地ニ爲サントスル者ハ其坪數ヲ毎年ニ配當シ其成功期限ヲ詳記スヘシ

「北海道廳ニ於テ其方法確實ナリト認ムルトキハ其土地ヲ貸下クヘシ但借地料ヲ徵收セス

第十條　素地代價ハ千坪ニ付金壹圓トシ成功ノ後之ヲ拂下ケ地券ヲ下付スヘシ但其土地ハ拂下ノ翌年ヨリ十箇年ノ後ニアラサレハ地租及地方稅ヲ課セス

然るに既述の如く、明治初年以後開墾除租年期を付與せしものの內、土地の種類に依り免租年期の短きものに在りては、當時に至り既に免租滿期となりて、地租賦課の處分を受くるに至りしものを生せしが、斯くの如き土地に對しては北海道開拓政策上、尙其の保護を繼續するの必要あるのみならず一般拂下土地に對しても、開墾奬勵上更に其の免租年期を延長するの必要ありしを以て、政府は明治二十二年六月法律第十八號を以て、左の如く開墾地地租免除に關する法律を制定すると同時に、閣令第二十號を以て前揭北海道土地拂下規則第十條を改正し、其の免租年期を二十箇年に改めたり。

法律第十八號（明治二十二年六月二十九日）

北海道開墾地ニシテ明治二年以後有租地トナリタル田畑及郡村宅地ハ明治二十二年ヨリ同三

十一年迄特ニ地租地方稅ヲ免除ス其現ニ開墾年期中ノモノハ滿期ノ翌年ヨリ尙ホ十箇年間地租地方稅ヲ課セス

翌明治二十三年九月法律第七十九號を以て屯田兵土地給與規則を制定し、屯田兵及屯田兵村に給與したる土地に對して、左記の如く免租年期を付與するの規定を設けたり。

屯田兵土地給與規則（明治二十三年九月六日法律第七十九號）（抄錄）

第三條　屯田兵及屯田兵村ニ給與シタル土地ハ服役中及其滿期ノ年ヨリ十年間國稅及地方稅ヲ免除ス

第八條　從前北海道ニ移住シタル屯田兵及屯田兵村ニ給與ノ土地ハ服役中及其ノ滿期ノ年ヨリ二十年間國稅及地方稅ヲ免除ス

明治十七年ヨリ同二十三年迄ニ召集シタル者ニ係ルモノハ第三條ノ例ニ依ル

尋いで明治三十年三月に至り、法律第二十六號を以て北海道國有未開地處分法を制定し、國有未開地の賣拂・付與・交換及貸付に關する處分方法を定め、此等の土地に對して一定の免租期間を付與するの規定を設けたり。此の法律は前揭明治十九年北海道土地拂下規則を改訂せしものなるが故に、其の施行と同時に右北海道土地拂下規則を廢止したり。今左に關係條項を抄錄すべし。

北海道國有未開地處分法（明治三十年三月三十日法律第二十六號）（抄錄）

第一條　北海道國有未開地ノ賣拂、付與、交換及貸付ノ處分ハ此ノ法律ニ依ル

第二條　前條ノ賣拂及貸付ハ此ノ法律ニ於テ特ニ規定スル場合ノ外競爭ニ付セス

第三條　開墾牧畜若ハ植樹等ニ供セムトスル土地ハ無償ニテ貸付シ全部成功ノ後無償ニテ付與スヘシ

前項ノ貸付地面積ノ制限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ貸付地ハ全部成功ニ至ラスト雖土地整理上支障ナシト認ムル場合ニ於テハ其ノ成功地ノ全部若ハ一部ヲ付與スルコトヲ得

第十八條　此ノ法律ニ依リ賣拂、付與又ハ交換シタル土地ハ其ノ民有トナリタル年ノ翌年ヨリ二十箇年ノ後ニ非サレハ地租及地方稅ヲ課セス

更に明治三十二年三月法律第二十七號を以て北海道舊土人保護法を制定し、土人保護の爲め之に一定の土地を無償給與して、開墾に從事せしむることと爲せしが、此等の土地に對しても亦、他の例に從つて一定期間免租の特典を與へたり。卽ち左の如し。

北海道舊土人保護法（明治三十二年三月二十七日法律第二號）（抄錄）

第一條　北海道舊土人ニシテ農業ニ從事スル者又ハ從事セムト欲スル者ニハ一戶ニ付土地一萬五千坪以內ヲ限リ無償下付スルコトヲ得

第二條　前條ニ依リ下付シタル土地ノ所有權ハ左ノ制限ニ從フヘキモノトス

一　相續ニ因ルノ外讓渡スコトヲ得ス

二　質權抵當權地上權又ハ永小作權ヲ設定スルコトヲ得ス

三　北海道廳長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ地役權ヲ設定スルコトヲ得ス

四　留置權先取特權ノ目的トナルコトナシ

前條ニ依リ下付シタル土地ハ下付ノ年ヨリ起算シテ三十箇年ノ後ニ非サレハ地租及地方稅

ヲ課セス又登錄稅ヲ徵收セス

舊土人ニ於テ從前ヨリ所有シタル土地ハ北海道廳長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ相續ニ因ル

ノ外之ヲ讓渡シ又ハ第一項第二及第三ニ揭ケタル物權ヲ設定スルコトヲ得ス

第三條　第一條ニ依リ下付シタル土地ニシテ其ノ下付ノ年ヨリ起算シ十五箇年ヲ經ルモ尙開墾セサル部分ハ之ヲ沒收ス

次に北海道地租の徵收期限に關しては、當初は一定の期限を存せざりしが、明治十二年十二月二十四日開拓使は之に關し太政官に對して『管內各種地租改正及ビ創定ノ事業漸ク整頓ニ就ク。因テ明治十年七月布告地租徵收期限ニ照シ徵收セザルヲ得ズト雖モ、北海道ノ田畑ハ其登熟收穫ノ期他道ニ例視シ難ク、且海產乾物ノ如キハ其產物ノ種類ニ依リ收穫期節ヲ異ニシ、殊ニ新移薄弱ノ人民多キヲ以テ、一般ノ制度ニ循ヒ難キ情實アリ。既ニ地稅ヲ百分ノ一ト定メラレシ地方ナルニヨリ、徵收期限ハ收穫ノ期節ニ應ジ、全道一般地稅ハ翌年五月三十一日ヲ以テ終期トシ、其間ニ於テ適宜ニ收入セン』と建議して許可せられしが、後明治二十二年十月に至り、大藏省令第十二號を以て始めて左の如く北海道地租の納期を定め、爾後之に從つて徵收することとなれり。

大藏省令第十二號（明治二十二年十月三日）

北海道地租納期左ノ通改定ス

北海道地租納期

第一期	該年七月一日ヨリ同八月三十一日限	宅地及雜地	五分
第二期	該年十月一日ヨリ同十一月三十日限	田畑、鑛泉地、池沼及山林原野	五分

第三期	翌年一月十日ヨリ同二月末日限	宅地及雜地	五分
第四期	翌年四月一日ヨリ同五月三十一日限	田畑、鑛泉地、池沼及山林原野	五分

第二目　沖繩縣

沖繩縣は始め琉球と稱し、慶長十五年島津氏の征服以來薩藩の附庸國となり、同藩に對し年々租米を貢納し來りしが、明治五年に至り琉球藩を政府に直隷せしむるや、從來の貢租は直に租稅寮に上納せしむることと爲し、翌六年十二月には貢納の歲額を定めて米八千二百石とし、之を金錢に換算して納付せしめたり。然るに同十二年四月琉球藩を廢して、沖繩縣を置くに及びて此の貢納を廢し、同年六月沖繩縣甲第三號布達を以て『諸法度之儀更ニ改正ノ布告ニ及ハサル分ハ總テ從前ノ通相心得』べき旨を達したり。是に於てか同縣に於ける地租も亦、姑く舊慣に依りて徵收せらるることとなりたり。然るに琉球藩に於ける地租の制度たるや、遠く慶長年間に於て內地の租法に準じて制定せられしものに係り、爾後一度も改正を行はるることなくして、明治年間に及べるものなるが故に、地籍全く紊亂し、段別の如きは殆ど其の實數を知る能はず、又其の石盛の如きは、地方に依りて各其の見積を異にして、負擔の不公平甚しきものあり、更に又租稅の徵收に關しても、稅率及稅額算出の方法甚だ明確を缺けるのみならず、納稅方法に金納あり物品納あり、物品納中更に雜穀納・代糖納・段布納・代眞綿納等の方法あり、租稅の賦課徵收の方法頗る複雜を極めたり。茲を以て地租制度の改正は置縣後の沖繩縣に於ける諸制度改善中の最大急務なるは明かなりしと雖も、廢藩の當時に於て一擧に之を行ふは固より事情の許さざるものありしが故に、前述の如く姑く舊慣に委ぬることと爲せしが、爾後同縣の

社會的若くは經濟的狀況も漸次發達を遂げ、最早地租改正を行ふに堪へ得るに至りしを以て、明治三十二年三月法律第五十九號を以て、左の如く沖繩縣土地整理法を制定公布したり。

沖繩縣土地整理法（明治三十二年三月十一日法律第五十九號）

第一條　沖繩縣ニ於ケル土地ハ此ノ法律ノ定ムル所ニ依テ之ヲ整理ス

第二條　村ノ百姓地、地頭地「オエカ」地、「ノロクモイ」地、上納田、「キナワ」畑ニシテ其ノ村ニ於テ地割セル土地ハ地割ニ依リ其ノ配當ヲ受ケタル者又ハ其ノ權利ヲ承繼シタル者ノ所有トス但シ其ノ配當ヲ受クヘキ者多數ノ協議ニ依リ此ノ法律施行ノ日ヨリ一箇年以內ニ地割替ヲ爲スコトヲ得

村カ浮掛又ハ叶掛ヲ受ケテ之ヲ地割シタル土地ニシテ第六條第一項但書ニ依リ村ノ所有トナルヘキモノ及間切ノ仕明地ヲ間切內各村ニ分配地割シ又ハ村ノ仕明地ヲ其ノ村ニ於テ地割シタル土地ニ付テモ亦前項ニ同シ

第三條　地割配當ノ統竝ノ爲現ニ叶米若ハ之ニ代ハルヘキ報償ヲ負擔スヘキ者ヨリ相當ノ土地ヲ交付シ又ハ代償ヲ爲スコトヲ要ス」

村カ浮掛又ハ叶掛ヲ受ケテ之ヲ地割シタル土地ニシテ村ノ所有トナラサルモノノ配當ヲ受ケタル者又ハ其ノ村持地ノ配當ヲ受ケタル者又ハ其ノ權利ヲ承繼シタル者ヨリ相當ノ土地ヲ交付シ又ハ代償ヲ爲スコトヲ要ス

第四條　村ノ百姓地、地頭地、「オエカ」地、「ノロクモイ」地ヲ其ノ村ニ於テ屋敷地トシテ配當シタルモノハ其ノ配當ヲ受ケタル者又ハ其ノ權利ヲ承繼シタル者ノ所有トス

村カ浮掛又ハ叶掛ヲ受ケテ之ヲ屋敷地トシテ配當シタル土地ニシテ第六條第一項但書ニ依リ村ノ所有トナルヘキモノニ付テモ亦前項ニ同シ

第五條　屋敷地配當ノ統竝ノ爲現ニ叶米若ハ之ニ代ハルヘキ報償ヲ受クル者及村カ浮掛又ハ叶掛ヲ受ケテ之ヲ屋敷地トシテ配當シタル土地ニシテ村ノ所有トナラサルモノノ配當ヲ受ケタル者又ハ其ノ權利ヲ承繼シタル者ニ付テハ第三條ノ例ニ依ル

第六條　村ノ百姓地、地頭地「オエカ」地、「ノロクモイ」地、「キナワ」畑ニシテ村又ハ與ヨリ浮掛又ハ叶掛ヲ爲シタルモノハ其ノ浮掛又ハ叶掛ヲ爲シタル村又ハ與ニ於ケル地割ノ配當ヲ受クヘキ者ノ共有トス但シ叶米若ハ之ニ代ハルヘキ報償不納ノ場合ノ外取戻スコトヲ得サル浮掛又ハ叶掛ノ土地ハ村又ハ與ヨリ浮掛又ハ叶掛ヲ受ケテ占有ヲ得タル者又ハ其ノ權利ヲ承繼シタル者ノ所有トス

前項ニ依リ共有トナルヘキ土地ニ付此ノ法律施行前ニ成立セル浮掛又ハ叶掛ノ關係ハ此ノ法律施行後ニ於テモ仍存續ス

第一項ニ於ケル共有者ノ持分ハ第二條ニ於ケル地割ノ率ニ依ル

第一項但書ニ依リ所有ヲ得タル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ浮掛又ハ叶掛ヲ爲シタル村又ハ與ニ對シ報償ヲ爲シ且第二十三條ニ依リ地租ヲ徵收セラルル迄從前ノ叶米又ハ之ニ代ハルヘキ報償ヲ浮掛又ハ叶掛ヲ爲シタル村又ハ與ニ交付スルコトヲ要ス

第七條　藩制ノトキ地頭ノ自作シ若ハ拾掛ヲ爲シタル地頭地ニシテ村持トナラサルモノハ其ノ自作者若ハ拾掛ニ依リ占有ヲ得タル者又ハ其ノ權利ヲ承繼シタル者ノ所有トス

第八條　藩制ノトキ地頭ノ質入シタル地頭地ニシテ村持トナラサルモノハ質取主又ハ其ノ權利ヲ承繼シタル者ノ所有トス

前項ニ依リ所有ヲ得タル者ハ質入主ニ對シ其ノ債權ヲ主張スルコトヲ得サルモノトス

第九條　「ノロクモイ」地ニシテ村持トナラサルモノハ「ノロクモイ」トシテ占有ヲ得タル者又ハ其ノ權利ヲ承繼シタル者ノ所有トス

第十條　墓地及其ノ附屬地ハ朱引等ヲ有スヘキ者ノ所有トス

第十一條　仕明請地、仕明知行地、請地、拂請地、拜領地及那覇、首里兩區內ノ屋敷地ハ手形、差出等ヲ有スヘキ者ノ所有トス

第十二條　埋立地及濱山野ニシテ此ノ法律施行前埋立又ハ開墾ノ成功シタルモノハ其ノ埋立又ハ開墾ヲ爲シタル者又ハ其ノ權利ヲ承繼シタル者ノ所有トス

第十三條　間切山野、村山野、浮得地、保管地、馬場、牧場及間切役場ノ敷地等ハ其ノ區、區ノ字、間切、村又ハ其ノ權利ヲ承繼シタル者ノ所有トス

第十四條　村持地ニシテ村ヨリ讓渡シタル事實アルモノハ讓受人又ハ其ノ權利ヲ承繼シタル者ノ所有トス

第十五條　期限ヲ定メスシテ開墾ヲ許可シタル柚山ハ第十八條ノ規定ニ拘ハラス其ノ許可ヲ受ケタル者又ハ其ノ權利ヲ承繼シタル者ノ所有トス

第十六條　永久ニ交換シタル土地ハ其ノ引渡シタル土地ノ名義ニ依テ前各條ヲ適用ス

第十七條　前各條ニ該當セサル土地ニシテ民有ト認ムヘキ事實アルモノハ第二條以下ノ規定ニ準シ處分ス

第十八條　柚山、川床、堤防敷、道路敷及其ノ餘地其ノ他民有ト認ムヘキ事實ナキモノハ總テ官有トス

柚山ノ保護管理ニ關シテハ勅令ヲ以テ規定スルモノノ外從來ノ慣行ニ依ル

第十九條　此ノ法律ニ依リ協議シタル事項ハ當該官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第二十條　此ノ法律ニ依リ民有トナリタル土地ハ便宜區劃シテ地盤ヲ丈量シ每筆其ノ品位等級ヲ詮定シ所得ヲ審査シ其ノ土地ノ情況ニ應シテ地價ヲ定ム

第二十一條　土地整理ニ關スル處分ニ付不服アル者ハ處分ヲ受ケタル後九十日以內ニ當該官廳ニ申立ツルコトヲ得但シ第十九條ノ場合ハ此ノ限ニアラス

第二十二條　前條ノ申立ニ對スル處分ニ付不服アル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第二十三條　地租條例及國稅徵收法ハ勅令ヲ以テ期日ヲ定メ漸次沖繩縣ニ施行ス但シ社寺地、拜所ハ地租ヲ免除ス

第二十四條　沖繩縣ニ於ケル地租ノ納期ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十五條　此ノ法律ノ施行ニ關シテハ伊江島、伊平屋島、粟國島、渡名喜島、鳥島ハ間切ニ準シ與那國島ハ村ニ準ス

附　則

第二十六條　沖繩縣ニ於テ土地ニ關シ舊慣ニ據リ徵收スル國稅ハ第二十三條ニ依リ地租ヲ徵收スル年ヨリ之ヲ廢止ス

第二十七條　此ノ法律ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

斯くて政府は此の法律に從ひ、沖繩縣の各地に亙りて先づ土地の測量を行ひ、次に此等の土地に對する所有權の處分を行ひ、而して所有の確定したる民有地に對しては順次地價を査定し、以て地租條例の施行に備ふることとしたり。此の沖繩縣土地整理事業は明治三十二年四月を以て著手し、約五箇年の歳月を經て、明治三十六年十月を以て全く其の業を竣へたり。而して沖繩縣全管五郡二區の內宮古・八重山の二郡に關する整理事業は、既に明治三十五年十二月を以て完了せしを以て、同年十二月勅令第二百七十五號を以て、先づ此等の兩郡に對して明治三十六年一月一日より、地租條例及國稅徵收法を施行することと爲し、尋いで爾餘の三郡二區に關する整理事業は、明治三十六年十月を以て完了せしを以て、同年十二月勅令第二百七十八號を以て、此等の地方卽ち島尻郡・中頭郡・國頭郡・那覇區・首里區に對して、明治三十七年一月一日より地租條例及國稅徵收法を施行することと定め、茲に始めて沖繩縣全管の土地及地租制度は、內地と全く同一の制度に統一せらるることとなれり。此の土地整理の結果、沖繩縣全管に亙りて測定せられし各種土地の段別は、合計二十一萬二千二百九十七町七段餘にして、此の地價合計八百四十五萬二千三百七十三圓餘、地租額合計二十一萬一千四百七十五圓餘なりき。

前揭沖繩縣土地整理法は、沖繩縣に於ける地租の納期は勅令を以て之を定むる旨規定せしが、上述の如く沖繩縣中宮古・八重山の兩郡に對して、先づ明治三十六年一月一日より地租條例施行せらるることとなりしを以て、明治三十五年十二月勅令第二百七十七號を以て、此等の地方に於ける地租の納期を定め、尋いで明治三十七年一月一日より爾餘の地方に地租條例を施行せらるるや、明治三十六年十二月勅令第二百七十九號（明治三十六年十二月十日）を以て、此等の地方に於ける地租の納期を定めたり。卽ち左の如し。

勅令第二百七十九號

沖繩縣島尻郡中頭郡國頭郡及那覇區首里區ノ地租ハ左ノ納期ニ於テ之ヲ徵收ス但シ宮古郡多良間島八重山郡大濱島ノ地租ハ翌年六月一日ヨリ九月三十日限之ヲ徵收ス

一期	該年七月一日ヨリ同七月三十一日限	市街宅地地租	五分
		田畑地租	五分
二期	同年八月一日ヨリ同八月三十一日限	郡村宅地地租	全部
		田畑地租	全部
三期	翌年一月一日ヨリ同一月三十一日限	市街宅地地租	五分
		田畑地租	五分
四期	同年三月一日ヨリ同三月三十一日限	畑地租	五分
五期	同年五月一日ヨリ同五月三十一日限	畑地租	五分
		田畑宅地地租以外ノ地租	全部

十二月勅令第二百七十九號を以て、此等の地方に於ける地租の納期を定めたり。卽ち左の如し。

勅令第二百七十七號（明治三十五年十二月二十六日）

沖繩縣宮古郡八重山郡ノ地租ハ左ノ納期ニ於テ之ヲ徵收ス但シ宮古郡多良間島八重山郡大濱島ノ地租ハ翌年六月一日ヨリ九月三十日限之ヲ徵收ス

一期	該年八月一日ヨリ同月三十一日限	田畑地租	全部
		宅地地租	五分
二期	翌年三月一日ヨリ同月三十一日限	田畑地租	全部
		宅地地租	五分
三期	翌年五月一日ヨリ同月三十一日限	田畑宅地地租以外ノ地租	全部

勅令第二百七十九號（明治三十六年十二月十日）

沖繩縣島尻郡中頭郡國頭郡及那覇區首里區ノ地租ハ左ノ納期ニ於テ之ヲ徵收ス但シ島尻郡島ノ地租ハ翌年六月一日ヨリ九月三十日限之ヲ徵收ス

一期	該年七月一日ヨリ同七月三十一日限	市街宅地地租	五分
		田畑地租	五分
二期	同年八月一日ヨリ同八月三十一日限	郡村宅地地租	全部
		田畑地租	全部
三期	翌年一月一日ヨリ同一月三十一日限	市街宅地地租	五分
		田畑地租	五分
四期	同年三月一日ヨリ同三月三十一日限	畑地租	五分
五期	同年五月一日ヨリ同五月三十一日限	畑地租	五分
		田畑宅地地租以外ノ地租	全部

此等沖繩縣の各地方に對する納期の規定は、爾後明治四十四年四月勅令第九十二號を以て、新に地租の特別納期を定めらるる迄行はれたり。

今地租條例施行以前に於ける地租賦課の狀況を示さんが爲め、左に明治三十二年度に於ける同縣地租調定額を掲げ、以て參考に供すべし。

田租之部

品目	數額	品目	數額	品目	數額
金	二四三、二六八、八九一円	拾七桝縞紬	三四反	拾八桝紺縞細上布	一〇〇反
米	六七四・六九九石	白上布	五〇疋	拾八桝白細上布	五〇反
粟	八・七〇〇石	白中布	一〇〇反	拾七桝紺縞細上布	四〇反
砂糖	九〇三、九九八・六斤合	白下布	五七五反	拾七桝白細上布	一〇〇反
拾七桝絣紬	五七五反	弐拾桝紺縞細上布	二〇反	拾九桝白縮布	二〇反
拾七桝青絣紬	二反	弐拾桝白細上布	一〇反	九桝白木綿布	三二反

畑租之部

品目	數額	品目	數額	品目	數額
金	一四六、四三四・〇〇六円	椶櫚繩	三〇反	拾八桝紺地細上布	一四、九三五・八斤合
米	八九・七三六石	砂糖	一、〇〇一反	拾七桝紺地細上布	三、四八一・九斤合
粟	三七・四六〇石	白上布	一三反	拾七桝白細上布	七五〇疋
麥	一〇七・七六九石	白中布	一〇反	白縮布	三五反
黍	一九七・二九四石	白下布	三三反	九桝白木綿布	二九四反
下大豆	四・四八〇石	弐拾桝紺地細上布	三〇反		一〇〇反

伊豆七島とは八丈島・大島・新島・神津島・利島・三宅島・御藏島の諸島を指すものにして、舊幕時代に於ては幕府の直轄地たりしが、維新後東京府の管轄となれり。此等の諸島は天明以前に在りては八丈島を除くの外何れも無租地たりしが、天明二年に至り幕府は伊豆七島に吏員を派遣し、各島の耕地及貢租を調査せしめし結果、同年より此等諸島に地租を賦課することと爲したり。而して其の賦課の方法は八丈島以外の六島は何れも金納と爲し、課率を定め段別の多寡に應じて賦課するものにして、其の課率は一段歩永二十文乃至三十五文とし、島に依り同一ならざりき。次に八丈島に在りては其の貢納の事實は遠く小田原北條氏の時代に始まり、黄紬其の他の産物を以て貢納に充てしが、德川時代に至り元文二年始めて檢地を爲し、往古よりの貢納品を土地に割當てしを以て、爾來貢納品は地租の委を備ふるに至りしと雖も、其の課額は土地の大小に伴はず、頗る曖昧なるものなりしが、天明二年に至り前述の如く幕府より吏員を派して調査せしめし結果、同年より從來の貢納を田畑に割付け徵收することとなり、茲に始めて地租の制確立するに至れり。斯くて伊豆七島の地租は八丈島に限り物納とし、其の他の諸島に於ては總て金錢を以て納付せしめらるることとなれり。今當時の租額を見るに、八丈島以外の六島に於ける地租は合計永二十七貫七百三十二文三分にして、八丈島に於ける地租は本租合計黄紬六百三十反二分五厘及之に對する口紬二十六反なりき。然るに天明八年に至り天明三年以後新に賦課したる地租を免除せしを以て、八丈及三宅兩島を除く諸島は無租地となりしが、越えて寛政五年幕府は再び吏員を派して土地の調査を爲さしめ、其の結果各島の耕地及屋敷地に對して貢租を定むるに及びて、茲に再び七島一般に地租を賦課せらるることとなれり。爾後土地の開廢異動其の他の原因に依りて地租に增減ありしと雖も、地租賦課の制度に關しては變更なくして

明治維新に至れり。尙八丈島に在りては德川氏の中葉以降、德川家より年々合絲織及帶織を同島に注文するの例を開かれしが、後には其の注文する合絲織一反と黃紬五反との割合を以て、每年貢租黃紬の一部を相殺するの慣例を生じたり。然るに德川幕府崩壞の時に及びて段布の注文は廢止せられしを以て、同島の地租は本來の黃紬を以て全部納付すべき理なりしと雖も、當時合絲織一反の市價は黃紬五反の市價に及ばざること遠かりしを以て、若し合絲織納付を全廢すれば島民の負擔一時に增加するの情勢を存したり。玆に於て明治維新に際しても新政府は一切舊制を守り、幕府時代の最後たる慶應三年の注文に係る段布の類を以て、地租を納付せしむることと爲したり。

明治六年七月地租改正條例公布せられ、全國一般に地租制度の改正を斷行することとなりしと雖も、伊豆七島の如きは固より之を內地一般と同一に取扱ふを得ざるを以て、明治十二年七月地租改正事務局は舊稅据置の事を太政官に稟申して其の許可を得たり。尋いで明治十五・十六年兩年に於て東京府は官吏を各島に派遣して土地の調査を爲さしめ、其の結果明治十九年に至りて民有地認定及官有地下付の處分を爲すと共に、之に對して賦課すべき地租額を確定したり。爾後田畑等の段別の增減に應じ租額に多少の異動ありしと雖も、地租賦課の制度に至りては何等の變更なく、舊慣の儘依然之を繼續して現在に及べるものとす。但し右の中八丈島に於ける地租の物品納の制度は、後述の如く明治四十四年に至りて廢止せられ、爾後總べて金納に改められしが、而も右は從來の貢租額たる黃紬を一定割合を以て現金に換算せしものに過ぎずして、地租制度の根本に至りては何等從來の制度を變革せしものに非ざるなり。今明治三十六年度以後に於ける伊豆七島の地租表は、之を本節末尾に揭載することと爲し、左に參考の爲め明治三十四年度に於ける七島賦租段別竝に地租の賦課額及徵收額を揭ぐべし。

種別	段別	地租賦課額 金額	地租賦課額 八丈島本租	地租賦課額 同上口紬
屋敷	一三・一五二三町	六・九三四円	—	—
田	六七・三〇〇二	—	黃紬 一三二・七四六反	黃紬 五・四一九反
畑	一、八八八・四四〇〇	七八・五六八	黃紬 五九〇・五五七	黃紬 二四・四一九
山林	一、七九〇・一五一九	七七・三四九	黃紬 二三・七六八	黃紬 一・一一六
原野	四五〇・四二一五	七・六三〇	黃紬 一・四五三	黃紬 〇・〇五一
雜種地	〇・五五〇六	—	黃紬 〇・〇一三	黃紬 〇・〇〇一
計	四二一〇・〇三〇五	一七〇・四八一	黃紬 七四八・五三七	黃紬 三一・〇三四

（備考）畑の中には八丈島屋敷地を包含す。

島別	段別	地租賦課額 金額	地租賦課額 本租黃紬	地租賦課額 口紬	地租徵收額 黃紬	地租徵收額 合絲織	地租徵收額 金納額
八丈島	二、六六六・六三二七町	— 円	七四八・五三七反	三一・〇三四反	九八反	一三〇反	三一・五七一円
大島	六九八・八三三	七五・五一七	—	—	—	—	七五・五一七
新島	三四四・〇一二二	三三・三二九	—	—	—	—	三三・三二九
神津島	七三・三五〇〇	九・九一三	—	—	—	—	九・九一三
利島	二八・一三三	三・六四一	—	—	—	—	三・六四一
三宅島	三二六・〇七二〇	四三・九八七	—	—	—	—	四三・九八六
御藏島	七二・九八一一	四・〇九四	—	—	—	—	四・〇九四
計	四、二一〇・〇三〇五	一七〇・四八一	七四八・五三七	三一・〇三四	九八	一三〇	二〇二・〇五二

（備考）　口絹とは幕府時代伊豆七島を管轄したる韮山代官が、幕府の允許を得て徵收せし手數料にして、本租黃絹に對して一定の割合を以て黃絹を附課せしものなりしが、維新後移して國庫の收入と爲し、一反一圓の割合を以て金納せしめしものなり。

第二款　日露戰時の地租

第一項　第一次非常特別稅の徵收

地租は明治十七年發布の地租條例に依り、地價百分の二箇半を以て定率とせられしが、後明治二十七八年戰役に續く戰後財政計畫に基き、既述の如く明治三十二年分より同三十六年分迄五箇年間、市街宅地租に於て地價百分の二箇半を、其の他の地租に於て地價千分の八箇を增徵せられたり。然るに恰も此の增徵期間の終了したる明治三十七年に至り、我國は露國と干戈を交へ、之が經費を支辨するが爲め巨額の軍事費を要するに至りしを以て、政府は玆に地租の增徵を始めとし、各種租稅の增徵又は新設の計畫を樹て、之を非常特別稅法案中に規定して第二十回帝國議會に提出したり。今此の中地租增徵の計畫を見るに、地租は之を市街宅地租・郡村宅地租・其の他の地租の三種に分ち、市街宅地に對しては地價百分の三箇半、郡村宅地に對しては地價百分の二箇半を增徵せんとするものなるが、之と同時に成るべく納稅者の負擔の激增を避けんが爲め道府縣其の他の公共團體の附加稅又は段別割を、地租附加稅に在りては北海道及府縣等は地租十分の五、市町村其の他は地租十分の三、段別割に在りては各一段步當四十錢に制限したり。今右の增徵率を定率に比較すれば、市街宅地は二十二割、郡村宅地は十四割、田畑其の他の土地は八割の增徵に當り、一見甚だ重きに過ぐるが如しと雖も、前述の如く明治三十一年に於ける增徵の結果、三十二年以後前年迄現に徵收せられ居りし地租率は、市街宅地百分の五箇、其の他の土地百分の三箇三なるを以て此の租率に比較すれば、實際に於ける增徵率は市街宅地六割、郡村宅地八割、其の他の土地三割六分となるの計算なりき。而して右の增徵に際し斯くの如く增徵率に差別を設けしは、此等三種の土地の實際上の賣買價格と法定價格との間に存する相異の程度に從ひて斟酌せしものにして、之に依りて或る程度迄負擔の公平を圖らんとせしものに外ならず。又附加稅の制限を十分の五又は十分の三と定めしは、府縣市町村等の地租附加稅總額より、一千萬圓を輕減せしむることを標準とせしものにして、卽ち一千萬圓を明治三十三年度全國道府縣市町村の地租附加稅に按分して、之を控除し、其の殘額と地租との比例を算出せしものなり。尙斯くの如く附加稅に絕對の制限を設くるときは、公共團體が災害等に因りて不時の經費を必要とする場合、又は負債の元利償還の爲に經費を要する場合等に於て、甚しき支障を生ずべきが故に、斯くの如き場合に於ては特に內務・大藏兩大臣の許可を得て、制限外の附加稅を課することを得るものと爲したり。

右非常特別稅法案に對しては、議會は多少の修正を加へし上、之を可決せしが、其の中地租に關する修正は、市街宅地及郡村宅地以外の土地に對する增徵率を輕減して、地價百分の一箇八と爲し、且地方公共團體が水利の爲に費用を要する場合に於ても、特に制限以上の附加稅を課することを得るの規定を追加せしことの二點なりとす。斯くて地租は明治三十七年以降、定率及增徵率を合して、市街宅地は地價百分の八、郡村宅地は地價百分の六、其の他の土地は地價百分の四箇三を課せらるることとなれり。今非常特別稅法中、地租の增率に關する規定を抄錄すれば左の如し。

非常特別稅法（明治三十七年四月一日法律第三號）（抄錄）

第二條　地租（中略）ハ關係法規ノ定メタル稅額ノ外左ノ割合ノ稅額ヲ增徵ス

一　地租

市街宅地	地價百分ノ五、五
郡村宅地	地價百分ノ三、五
其ノ他ノ土地	地價百分ノ一、八

第二十二條　北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ左ノ制限以內ノ地租附加稅又ハ段別割ヲ課スルノ外土地ニ對シテ課稅スルコトヲ得ス

一　北海道、府縣、北海道ノ區、一級町村及二級町村、沖繩縣ノ區及間切島

附加稅ノミヲ課スルトキ	地租　十分ノ五
段別割ノミヲ課スルトキ	一段歩ニ付平均金四十錢
附加稅及段別割ヲ併課スル場合ニ於テ段別割ノ總額ハ總段別地租額ノ十分ノ五ト附加稅總額トノ差額ヲ超ユルコトヲ得ス	

二　其ノ他ノ公共團體

附加稅ノミヲ課スルトキ	地租　十分ノ三
段別割ノミヲ課スルトキ	一段歩ニ付平均金四十錢
附加稅及段別割ヲ併課スル場合ニ於テ段別割ノ總額ハ總段別地租額ノ十分ノ三ト附加稅總額トノ差額ヲ超ユルコトヲ得ス	

北海道、府縣以外ノ公共團體ハ營業稅又ハ所得稅百分ノ三十ヲ超過スル附加稅ヲ課スルコトヲ得ス

第二條ニ依ル地租、營業稅及所得稅ノ增徵額ニ對シテハ附加稅ヲ課スルコトヲ得ス

府縣費ヲ市町村ニ分賦シタル場合ニ於テハ其ノ金額以內ニ限リ市町村ハ內務大臣ノ許可ヲ受ケ第一項又ハ第二項ノ制限ヲ超過シテ附加稅又ハ段別割ヲ課シ若ハ附加稅及段別割ヲ併課スルコトヲ得

明治三十六年度以前ニ起シタル負債ノ元金償還及利子仕拂ノ爲若ハ非常ノ災害ニ因リ復舊工事ノ爲費用ヲ要シ又ハ其ノ費用ノ分賦ヲ受ケタル場合ニ於テ特ニ內務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ第一項又ハ第二項ノ制限ヲ超過シテ附加稅又ハ段別割ヲ課シ若ハ附加稅及段別割ヲ併課スルコトヲ得

北海道ノ宅地及海產干場ニ付テハ特ニ內務大藏兩大臣ノ許可ヲ受クルトキハ第一項ノ制限ヲ超過シテ附加稅又ハ段別割ヲ課シ若ハ附加稅及段別割ヲ併課スルコトヲ得

水利ノ爲ニ費用ヲ要スル場合ニ於テ特ニ內務大藏兩大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ第一項ノ制限ヲ超過シテ附加稅又ハ段別割ヲ課シ若ハ附加稅及段別割ヲ併課スルコトヲ得

第一項及第二項ノ制限ハ特ニ賦課率ヲ定メタル特別法令ノ適用ヲ妨ケス

第二十三條　地租（中略）ニ關シテハ明治三十七年分ヨリ本法ヲ適用ス

第二十二條ノ課稅制限ハ明治三十七年度ヨリ之ヲ適用ス

北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ノ稅目又ハ稅率ニシテ本法ノ規定ニ牴觸スルモノハ其

ノ牴觸ノ部分ニ限リ其ノ效力ヲ失フ

最初政府は明治三十七年一月一日現在の地價に基きて、此の地租增徵の結果得らるべき一年間の增收額を算出し、明治三十七年度に於て二千五百九十四萬三千九百十八圓、三十八年度以降に於て每年度三千百萬五千四百七十二圓の增收を得るの豫算を立てしが、議會に於ける修正の結果、右增收豫算額は減少して、明治三十七年度に於て二千三百九十三萬六千二百十三圓、三十八年度以降に於て二千八百四十九萬千六百十圓となれり。三十七年度と三十八年度以降との間に增收額の相異あるは納期の關係上、三十七年度に在りては田租其の他に於て全額を收入するを得ざるに依るものなり。而して增徵實施の結果を見るに、三十七年度の增收額は調定濟額二千三百八十八萬七千五百二十九圓餘にして、豫算より更に四萬八千六百八十三圓餘を減少したり。今明治三十七年度に於ける第一次增徵計畫に依る增收に就き、政府案と議會修正確定案とを比較對照すれば左表の如し。

種別	政府案	同上に依る增收額	確定案	同上に依る增收額	比較
市街宅地	百分の五、五	二、〇六六、七五六円	百分の五、五	二、〇六六、七五六円	○円
郡村宅地	百分の三、五	三、八〇〇、一一一	百分の三、五	三、八〇〇、一一一	○
其の他の土地	百分の二、〇	二〇、〇七七、〇五一	百分の一、八	一八、〇六九、三四六	減　二、〇〇七、七〇五
計		二五、九四三、九一八		二三、九三六、二一三	減　二、〇〇七、七〇五

尙地租は既述の如く、明治三十二年以來三十六年卽ち增徵の前年に至る迄、百分の二箇半乃至千分の八の增徵を課せられしものなるが故に、非常特別稅の賦課に依りて全く新に納稅者の負擔增加となりしは、市街宅地に於て百分の三、郡村宅地に於て百分の二箇七、其の他の土地に於て百分の一に止まり、之を前揭の標準に從ひて計算すれば、其の增收額は千六百六十二萬八千百三十八圓に過ぎざるの計算なり。而も前述の如く政府は約一千萬圓の負擔輕減を圖るの目的を以て、地方稅の賦課に制限を加ふる所ありしを以て、實際に於て納稅者の負擔の增加は、右金額よりも更に緩和せらるる所ありしものと謂ふべし。

第二項　地租徵收方法及土地臺帳規則の改正

第一目　地租徵收に關する法律の制定

政府は日露開戰に當り前述の如く地租增徵の計畫を樹つると共に、他方地租の徵收方法を改正することに依り、徵稅費の節約竝に徵收手續の簡捷を計らんとし、之に關する法律案を非常特別稅法案と共に、第二十回帝國議會に提出して其の協贊を經、明治三十七年四月法律第十二號を以て之を公布したり。今同法律の要旨を說明すれば左の如し。

（一）　從來の規定に依れば、免租地を有租地と爲す場合に於ては、其の地租は許可を得たる翌月分より徵收し、又有租地を免租地と爲す場合に於ては、其の地租は許可又は命令を受けたる月分より、或は許可又は命令を受けたる翌月分より、或は又公用に供したる年の翌年事著手の月分よりし、或は許可を得たる翌月分よりする等區々にして、獨り其の取扱煩雜なるのみならず、均しく免租すべき土地にして、其の免租の分界を異にするは、妥當を缺くの嫌ありしが故に、本法律に依りて之が統一を計り、斯くの如き場合に於ける地租の賦課及免除は、總て納期開始の前後に依り之を區分することと爲し、併せて處分上の簡便を圖りたり。

（二）地租は從來土地一筆毎に之を算出するの規定なりしを以て、地租率に變更を加ふる毎に、徵稅費を要すること少からざるものありたり。故に此の法律に依りて斯かる徵收手續を改め、同一納稅人にして、同一市町村內に於ける同一地目の地租は、其の地價の合計額に依りて算出することと爲し、以て計算上の簡便を圖りたり。而して之と同時に、地目を異にするも地租の納期を同うする土地は、之を同一地目の土地と看做すことを得るの規定を設けしを以て、結局地租は市街宅地租・郡村宅地租・田租・雜地租の四科目として徵收するを得ることとなれり。

（三）從來の如く土地一筆毎に地租を算出したる場合に在りては、其の合計額は卽ち市町村の徵收すべき稅額なるが故に、地租の納期に際しては、稅務署は其の合計額に依り、各市町村毎に其の納期に屬する地租額を計算して納額通知書を發し、市町村は名寄帳の地租額を集計して、其の通知額と符合するを認めたる後、各納稅義務者に對して徵稅の手續を執りたり。然るに前述の如く地租は各人の同一市町村內に於ける地價の合計額に依りて、算出することとなりたる結果、稅務署は市町村の名寄帳に依りて精確なる納額を知るを必要とするに至りしを以て、本法律に於ては、市町村をして納期毎に地價及地租の總額竝に其の各納期に於ける納額を、稅務署に報告せしむるの規定を設け、稅務署は之に依りて直に納額通知書を發することと爲したり。

（四）地租徵收の手續を改むると共に、其の租額の確實を期するは、一に市町村に設備せる地租名寄帳の整理に俟たざるべからざるを以て、後に述ぶるが如く市町村をして之が整理を行はしむると同時に、名寄帳調製の基礎たる關係諸帳簿の整理をも行はしむるの必要を認め、本法律中に於て、大藏大臣は隨時稅務署長又は其の代理官をして、市町村其の他に設備する國稅諸帳簿の整否を監督するの權能を與ふるの規定を設けたり。

今右法律の全文を揭ぐれば左の如し。

法律第十二號（明治三十七年四月一日）

第一條　地租ヲ課スル土地ニシテ納期開始前ニ地租ヲ課セサル土地トナリタルトキハ其ノ納期ヨリ地租ヲ徵收セス

地租ヲ課セサル土地ニシテ納期開始前ニ地租ヲ課スル土地トナリタルトキハ其ノ納期ヨリ地租ヲ徵收ス但シ地租ヲ課セサル土地ニシテ其ノ年經過後田地トナリタルトキハ其ノ年分地租ノ翌年ニ於ケル納期ニ於テハ地租ヲ徵收セス

第二條　地租ハ各納稅人ニ付同一市町村內ニ於ケル同一地目ノ地價合計額ニ依リ之ヲ算出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ地目ヲ異ニスルモ地租ノ納期ヲ同フスル土地ハ之ヲ同一地目ノ土地ト看做スコトヲ得

第三條　市町村ハ地租ノ納期毎ニ其ノ開始前十五日マテニ地價及地租ノ總額竝ニ其ノ各納期ニ於ケル納額ヲ所轄收稅官廳ニ報告スヘシ但シ前報告後異動ナキトキハ此ノ限ニ在ラス

納期開始前十五日ヨリ納期開始マテニ地租額ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ異動額ヲ所轄收稅官廳ニ報告スヘシ

第四條　市町村以外ノ公共團體又ハ戸長カ地租ヲ徴收スヘキ場合ニ於テハ前二條ノ規定ヲ準用ス

第五條　大藏大臣ハ隨時稅務署長又ハ其ノ代理官ヲシテ市町村其ノ他ノ公共團體又ハ戸長役場ニ於ケル國稅諸帳簿ノ整否ヲ監督セシムヘシ

附　則

第六條　本法ハ明治三十七年分地租ヨリ之ヲ適用ス

右法律の制定に伴ひ、大藏大臣は稅務監督局及稅務署に對し、左の如き內訓を發し、以て市町村に於ける國稅諸帳簿の整理事務の實蹟を擧ぐることを期したり。

市町村國稅諸帳簿監督規程（明治三十七年四月往第四九五九號大藏大臣內訓）

第一條　稅務署長ハ少クトモ毎年一回所轄內市町村役場其ノ他ニ就キ國稅諸帳簿ヲ視閱シ其ノ整否ヲ監査スヘシ

稅務署長事故アルトキハ部下稅務屬ヲシテ代テ監査ヲ爲サシムルコトヲ得

第二條　監査ヲ爲スニ際シテハ懇切愼重ヲ旨トシ指示誘導兼テ稅務ノ運捗ニ注意スヘシ

第三條　監査上注意スヘキ要項左ノ如シ

一　法規又ハ監督官廳ノ命令ニ依リ設クヘキ國稅諸帳簿ヲ備フルヤ否

二　諸帳簿ハ成規ニ依リ整理シアルヤ否

三　諸帳簿ノ整理ハ遲滯ナキヤ否

四　諸帳簿ニ記載スヘキ事項ハ遺漏ナキヤ將タ關係文書等ト對照シテ符合スルヤ否

第四條　監査ノ結果ハ其ノ都度之ヲ稅務監督局長ニ報告スヘシ

稅務監督局長ハ其ノ年中ニ於ケル前項ノ報告ニ依リ成績ヲ調査シ翌年一月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ報告スヘシ（明治四十四年十一月往第一二五六五號ヲ以テ本項追加）

第五條　稅務署長市町村等ニ於ケル諸帳簿ノ整理及國稅ノ取扱ニ付府縣知事又ハ郡長ニ對シ其ノ意見ヲ開陳スルヲ必要トスルトキハ稅務監督局長ニ申出テ稅務監督局長ヨリ之ヲ府縣知事又ハ郡長ニ申牒スヘシ

但事ノ重要ナラサルモノニ付テハ稅務署長ハ直ニ其ノ意見ヲ府縣知事又ハ郡長ニ開陳スルコトヲ得

第二目　地租名寄帳の整理

前揭地租徴收に關する法律制定に依り地租徴收の手續改正せられし結果、各市町村に於て設備する地租名寄帳は、地租額決定の上に益、重要なるものとなり、地租徴收の基礎帳簿たるの性質を具ふるに至れり。然るに從來の實蹟に徴するに、市町村に於ける國稅徴收に關する諸帳簿は、錯雜紊亂を極むるもの多く、地租徴收に關する法律の施行に際しては、一齊に之を整理するに非ざれば、獨り徴收の確實を期すること能はざるのみならず、累を他日に貽し、終に收拾すべからざるに至るの虞を存したり。是を以て政府は明治三十八年度に於て臨時事件費中より十萬四千百三十八圓を支出し、之を市町村に對し名寄帳整理補助として支給し、以て市町村をして急速に名寄帳の整理を圖らしむることと爲すと同時に、更に稅務署長又は其の代理官をして市町村役場に就き名寄帳の整理に關し市町村

吏員と協議せしめ、且稅務署臨時雇員を市町村役場に出張せしむる等の手段に依り、之が整理に助力せしめたり。斯くの如くにして政府の銳意督勵を加へし結果、明治三十七年第一期地租の徵收期前に於て市町村に於ける地租名寄帳の整理は其の大半を完了することを得たり。

尙地租名寄帳整理の目的は、土地臺帳との照合に依り其の確實を期せしむるに在りしと雖も、之と同時に明治三十五年法律第二十二號の規定に從ひ、錢位未滿四捨五入の法に依り、總て地價及地租の更正を爲さしめしを以て、名寄帳整理の結果は地租徵收上に於て至大の利便を齎すこととなれり。

第三目　土地臺帳規則の改正

土地臺帳謄本下付手數料は土地臺帳規則第四條に於て一筆に付金二錢と定められしが、右土地臺帳規則は明治二十二年三月の制定に係り、明治三十七年に至る迄既に十五箇年を經過し、制定當時に於て相當と認められし土地臺帳謄本下付手數料も、他の各種の手數料に比し、頗る低廉に過ぐるものとなりたるのみならず、謄本の下付を請求する者の數も年々增加して、明治三十六年に於ては四百十一萬六千餘筆の多きに及び、稅務署は之が爲め尠からざる手數を要するに至れり。茲に於てか政府は土地臺帳規則を改正して、謄本下付手數料を增加し、以て他の各種手數料との間に權衡を保たしむると同時に、併せて時局に應ずる增收の一部に充當せしむることと爲し、明治三十七年四月九日勅令第百七號を以て同規則第四條を改正し、土地臺帳謄本下付手數料を一筆金五錢に改めたり。而して政府は此の手數料增加に依り、每年度十一萬九千十四圓の增收を得んことを期せしが、實際に於ける謄本下付筆數は、三十七年には四百十六萬四千餘筆、三十八年には四百七十一萬九千餘筆にして、此の兩年に於ては豫定より超過せしと雖も、三十九年に至り三百二十四萬二千餘筆に激減し、以後漸次減少の步調を辿りしが故に、手數料の增收は必ずしも豫期の如くなる能はざりき。

尙土地臺帳規則施行細則は明治二十二年四月制定以後明治三十三·三十四兩年に於て部分的改正を行はれしが、明治三十七年三月に至り大藏省令第六號を以て左の如く改正せられ、以て未登記土地の所有權移轉の場合に於ける登錄稅逋脫の弊害を防止したり。

大藏省令第六號（明治三十七年三月二十六日）

土地臺帳規則施行細則中左ノ通改正ス

第五條　土地所有權ノ移轉又ハ質入ハ登記所ヨリ通知アルニアラサレハ之ヲ登錄セス但シ未登記ノ土地ニ付收用ニ因リ所有權ノ移轉シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

相續ノ場合ニ於テ相續人カ未登記所有權ノ保存登記ヲ爲シタルトキハ保存登記ニ關スル登記所ノ通知ニ依リ所有權ノ移轉ヲ登錄ス

然るに同年四月前述の如く地租徵收に關する法律制定せられ稅務署は市町村設備の地租名寄帳に依りて、正確なる地租額の報告を受くることを得ることとなりし結果、土地臺帳中に於て特に地租の欄を設くるを必要とせざるに至りしを以て、同年四月一日大藏省令第八號を以て右土地臺帳規則施行細則に改正を加へ、其の第一條中『地租』の二字及第四條土地臺帳謄本雜形中地租の欄を削除したり。

尙右施行細則は、後明治三十九年五月に至り、更に左の如く其の一部を改正せられたり。

大藏省令第二十號（明治三十九年五月二十三日）

明治二十二年大藏省令第六號土地臺帳規則施行細則中左ノ通改正ス

第三條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

國有地、御料地ノ拂下、讓與、下渡ニ係ルモノニシテ未登記ノモノニ付テハ謄本ヲ下付セス

第五條第一項ヲ左ノ通改ム

土地所有權ノ移轉又ハ質權及地上權ノ設定、移轉、消滅若ハ地上權ノ期間ノ變更ハ登記所ヨリ通知アルニ非サレハ之ヲ登錄セス但シ國有地、御料地ノ拂下、讓與、下渡ニ因リ又ハ未登記土地ノ收用ニ因リ所有權ノ移轉シタル場合及未登記土地、御料地ノ拂下、讓與、下渡ニ因リ又ハ未登記土地敷地ト爲リタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

而して之と同時に、大藏次官より宮內、內務、農商務各次官に對し、右の改正に關して夫々左記の如く協議を遂げたり（往第六〇〇八號）。

今般土地臺帳規則施行細則を改正せられ、國有地、御料地の民有となり又は未登記民有地の國有となる場合等に於ては當該官廳の通知に基き直に土地臺帳に登錄することに相成候に付ては、右通知の儀は從來に比し一層必要を感じ候條、御管下官廳に可然御示達相成候樣致度、又國有地御料地の拂下等の場合に於て、所有權移轉（拂下、讓與、下渡に因る）の登記を爲さざる土地に對しては、土地臺帳の謄本を下付せざるに依り、拂下等を爲すときは、先以て保存登記を爲すに非されば、登記を受くること能はざる次第に有之候に付、此儀をも併せて御注意相成度、此段及御協議候也。

第三項　渡良瀨川沿岸地方の特別地價修正

第二十回帝國議會に於ては、非常特別稅法案竝に地租徵收に關する法律案の外、更に渡良瀨川沿岸地方特別地價修正法案提出せられて議會を通過し、其の結果此等鑛毒被害地方の地價の修正を行はるることとなれり。元來渡良瀨川鑛毒被害地の處分問題は十數年に亙る宿論にして、從來政府に於ても最も愼重なる調査を行ひ、既に此の時迄に於ても、其の一部に對しては屢〻荒地免租の處分を行ひしものにして、此の時に至り遂に右法律の制定に依りて、一應の解決を告げしものなるが故に、地價修正處分の記述を爲すに先ちて、先づ其の處分問題の沿革を概說すべし。

抑〻渡良瀨川沿岸の地は、足尾銅山より排出する汚水に多量の銅鑛毒分を含有するが故に、沿岸地方に於ける田畑は、此の銅分の爲め土壤を變質して收穫の減少を來し、漸次荒廢に歸するもの亦少からざるものありたり。是を以て明治二十四五年の交より鑛毒除去を希望する者益〻多數となり、請願陳情相つぎて行はれしが、他方帝國議會に於ても、第二期以來殆んど每回問題となり、此等の運動は年々其の激烈を加へたり。然るに明治二十九年秋全國に亙る水害あり、渡良瀨川沿岸の地も洪水の厄を蒙りしが、此の洪水の爲め、上流に於て多年沈澱停滯せる鑛毒流下して、耕地に汎濫せしを以て、玆に鑛毒問題に對する世論は一層盛となり、之に關する運動亦激烈を加へたり。政府に於ても鑛毒に關する處分は、關係の及ぼす所頗る廣汎なるものあるを以て、明治三十年三月足尾銅山鑛毒事件調査委員を設けて、之が調査を爲さしめしが、其の結果鑛業者に對し鑛毒豫防工事の施行を命ずると同時に、渡良瀨川沿岸鑛毒被害地に對する地租の免否に關する調査を行ふこととなり、卽ち調査期間中は地租の徵收を猶豫することとして、明治三十年七月以後被害地に就き實地調査に著手したり。而して此の調査の結果、洪水に因りて鑛毒を受けたる田畑及宅地は勿論、灌漑用水より受けたる被害地も、共に地租條例に依り荒地免租年期を付與することに

決し、田畑は明治三十一年四月、郡村宅地は同年七月に至り夫々處分を終了したり。此の處分は被害地の狀況に依り、左の如く六級に區別して、夫々相異れる免租年期を付與せしものにして、之に依りて免租を受けたる土地の總段別二萬四千四百五十町二段歩、此の地價六百九十萬六千二百十八圓、地租合計十七萬二千六百七十三圓なりき。

特等（渡良瀬川沿岸堤外地にして被害甚しき土地）　廿九年より四十三年迄十五年

一等（破堤接近地にして地形を大に變じたる土地）　廿九年より卅八年迄十年

二等（破堤の爲め泥渣の押入りたる土地）　廿九年より卅六年迄八年

三等（破堤の爲め浸水甚しき土地）　廿九年より卅四年迄六年

四等（用水沼等汎濫に依り浸水被害の土地）　廿九年より卅二年迄四年

五等（灌漑用水路の汎濫に依る被害の土地及浸水したる宅地）　廿九年より三十年迄二年

然るに明治三十一年九月に至り、暴風雨の爲め再び渡良瀬川汎濫し、其の浸水の區域及被害の程度は、前回に比して劣らざるものありしを以て、政府は前回と同じく荒地免租の處分を爲すを適當と認め、實地調査を遂げたる上、明治三十一年七月に至り、左記の標準に依り處分を爲すことに決し、三十一年分地租より之を實施したり。

一　明治二十九年の荒地にして再び被害を受けたるものは、其の害の輕重に從ひ相當の免租年期を與ふること。

二　明治二十九年に害を受けず、今回害を受けたる土地も前號に同じ。

三　明治二十九年に害を受け、今回無害なるものは曩に付與したる年期に據置くこと。

四　明治三十一年に於て年期明となるべき明治二十九年の荒地にして、今回被害なきものに對しては、復舊處分を爲すこと。

五　免租年期を付與すべき荒地の等級の區別及其の等級に對する年期の年限は、明治二十九年と同樣たること。

以上の如くにして第二回の荒地成處分に依りて、免租を受けたる土地の總段別二萬三千二百八十七町歩、此の地價六百八十五萬三千二百三十圓、免租地の合計十七萬千三百五十圓にして、此の外尙三十一年の洪水に依る被害なきが故に、第一回の處分に際して付與せられたる年期の儘據置かれたる第一回及第二回の處分に依り、免租年期を付與せられし總地積は、二萬五千五百八町餘に達せしものとす。（此の地價三十二萬三千九百八十五圓、地租八千九十九圓）を存したり。卽ち

足尾銅山鑛毒問題に關しては上述の如く、政府は一方に於て鑛業者に對し鑛毒豫防設備を命ずると共に、他方被害地に對し被害の程度に應じて相當期間の免租年期を付與せしが、斯くの如き土地の中に在りて、二年乃至四年の短年期を付與せられしものは、其の總額一萬七千五百三十四町歩にして免租總地積の過半に達したり。而して此等の土地は既に明治三十四年に至る迄に於て何れも年期明となりしが、其の年期明に至り、此等の土地は何れも繼年期又は低價年期を付與するの必要なきものとして、復舊の處分を行はれたり。然るに上述の免租處分は、明治二十九年及三十一年の洪水に因りて被りたる鑛害の救濟を、直接の目的とするものにして、鑛毒の爲に永年に亙りて徐々に失はれたる地味は、到底恢復を期すべからざるものありしのみならず、他方鑛山に於ける鑛毒豫防設備の效果

は未だ充分ならすして、鑛毒の及ぼす災害は當時に至りても尙全く之を防止することを得ざりき。斯くて被害地方住民の鑛毒除去竝に鑛害救濟の運動は、此等土地の免租年期明の後に於て益〻激烈を加ふるに至れり。是を以て政府に於ても、鑛毒に關する實況及處分の方法を調査するが爲め、明治三十五年三月勅令第四十五號を以て特に鑛毒調査委員會を設置せしが、同委員會は普く鑛毒被害地區內の土壤を採取して精密なる調査を遂げたる末、報告書を提出し、將來に於ける鑛毒の害を防止するの方策を立つると共に、他方渡良瀨川沿岸地方にして、鑛毒の爲め耕作物を損害するの程度に達したる部分に對しては、被害の程度に應じて適當に地價を修正するを相當と爲したり。斯くて政府は右委員會の意見を採用して、渡良瀨川沿岸地方特別地價修正法案を第二十回帝國議會に提出し、議會の協贊を經て、明治三十七年四月法律第十六號を以て左の如く之を公布したり。

渡良瀨川沿岸地方特別地價修正法（明治三十七年四月一日法律第十六號）

第一條　栃木縣足利郡、安蘇郡、下都賀郡、群馬縣山田郡、新田郡、邑樂郡、茨城縣猿島郡、埼玉縣北埼玉郡ニ於ケル田畑ニシテ銅分ノ爲土壤變質シタルモノハ本法ニ依リ其ノ地價ヲ修正ス

第二條　前條ノ土地ニ付テハ被害ノ情況ニ依リ政府ノ定メタル等級ニ從ヒ左ノ割合ヲ以テ現在地價ヲ低減シテ其ノ地價ヲ修正ス

一等	八割	五等	四割	四等	四割五分
二等	六割	六等	三割五分		
三等	五割	七等	三割		
四等	四割五分	八等	二割五分		

九等　二割　一十等　一割五分

附則

本法ニ依リ修正シタル地價ハ明治三十七年分以後ノ地租ニ付之ヲ適用ス但シ免租年期ヲ有スル土地ニ付テハ免租年期明ニ至リ之ヲ適用ス

斯くの如くにして、政府は此の法律に從ひ被害地の情況を調査し、明治三十七・三十八兩年に亙りて右の地價低減の標準に依り地價の修正を行ひたり。今之に依りて修正せられたる段別・筆數及修正の爲め減額したる地價・地租を示せば左表の如し。

縣名	地目	段別	地價減額	地租減額	筆數
栃木	田	三、九四四・九 町段	二七〇、一四七 円	六、七五三 円	五三、九六一
	畑	三、三八二・一	八四、二五二	二、一〇六	四七、四六五
	計	七、三二七・〇	三五四、三九九	八、八五九	一〇一、四二六
群馬	田	六、八七六・四	五一五、五六六	一二、八八九	九二、五七四
	畑	一、三一〇・〇	二八、六二五	七一五	一九、八〇七
	計	八、一八六・四	五四四、一九一	一三、六〇四	一一二、三八一
茨城	田	一四〇・〇	四、〇四三	一〇一	二、五一一
	畑	一一九・三	一、四三六	三五	二、〇一六
	計	二五九・三	五、四七九	一三六	四、五二七
埼玉	田	二九八・〇	一七、〇二三	四二五	六、六七三
	畑	二六三・二	五、九一二	一四七	四、二一二
	計	五六一・二	二二、九三五	五七二	一〇、八八五

合計	田	一一、二五九・五	二〇、一六九	一五五、七二三
	畑	五、〇七四・七	三、〇〇五	七三、四九六
計		一六、三三四・二	二三、一七四	二二九、二一九

（備考）一、地價は元地價より修正地價を減じたる差額を掲げ、地租は之に定率を乘じたるものを掲ぐ。
二、段別は段位、金額は圓位に止め以下切捨てたるを以て合計に符合せず。

更に之を地價低減等級に區分すれば左表の如し。

等級	地目	段別	地價減額	地租減額	筆數
一等	田	七九・五	一四、一一二	三五二	一、九四七
	畑	一三九・〇	九、八九六	二四七	二、〇五九
二等	田	二八・七	六、九八九	一七四	五〇一
	畑	一二七・二	六、六六三	一六六	二、〇一六
三等	田	二九・三	五、七三六	一四三	三八四
	畑	一五九・五	七、二一五	一八〇	二、一〇九
四等	田	三四・〇	四、一七三	一〇四	四〇八
	畑	一四二・八	六、八五〇	一七一	二、五六一
五等	田	七四・〇	六、七九〇	一六九	八六七
	畑	二三七・四	八、七八七	二一九	二、七一三
六等	田	一九〇・八	二八、八七九	七二二	二、一九八
	畑	八三・二	二、三三九	五八	一、三六二
七等	田	二七八・三	二五、七四九	六四三	四、四七〇
	畑	二五四・四	六、四五四	一六一	三、四三二

八等	田	八六七・二	二、二六二	一〇、八七七
	畑	三一四・四	八、二五四	二〇六	五、二〇七
九等	田	四、一六八・五	九〇、五〇七	二〇、一六九	一五五、七二三
	畑	一、一七六・八	三二五、五二三	八、一三八	五四、九九六
十等	田	五、五〇八・五	二五、四八四	六三七	一七、〇三〇
	畑	二、四三九・六	二九八、三一八	七、四五七	七九、〇七五
合計	田	一一、二五九・五	三八〇、二二七	九五七	三五、〇〇七
	畑	五、〇七四・七	八〇六、七八〇	二〇、一六九	一五五、七二三
			一二〇、二二七	三、〇〇五	七三、四九六

（備考）前表に同じ。

以上述べたるが如くにして、渡良瀨川沿岸地方に於ける鑛毒被害問題は、地租に關する限りに於ては、右の地價修正處分を以て一應其の結了を告げしが、而も右法律に依りて地價を修正せられたる土地は單に田畑に止まり、宅地・山林・原野等の地に及ばざりき。蓋し宅地に於ては、鑛毒に因りて減收すべき生產物なく、又山林・原野等は、其の原地價極めて低廉なるのみならず、鑛毒調査會の調査に依るも此等の土地は鑛毒の爲に特に地價の修正を必要とする程度の被害あるものと認められざりしを以て、政府は右法律の立案に當りて、此等の地目を除外せしなり。然るに翌第二十一回帝國議會に於ては、等しく鑛毒被害地にして、田畑のみ地價修正の恩惠に浴し、其の他の土地は之に與らざるは、公平を缺くものなりと爲し、田畑の外宅地・山林・原野・沼地をも之に加へんとするの趣旨を以て、渡良瀨川沿岸特別地價修正法中改正法律案は衆議院議員に依りて提出せられしが、爾後同一法律案は第二十五回帝國議會に至る迄毎回提出せられ、其の都度衆議院は之を可決したりしと雖も、貴族院を通過するに至らずして止み、第二十五回以後は此の法案は議會に現は

るることなくして、遂に消滅に歸したり。

第四項　沖繩縣滯納舊租延納法の制定

既に述べたるが如く、沖繩縣に於ける舊租の沿革は、遠く慶長年間の改定に係り、其の賦課方法頗る多岐複雜なりしのみならず、其の租稅は物品納なりしを以て、經濟事情の變遷の爲め物品の生產に盛衰あるときは、忽ち地租の滯納を生ずることとなり、沖繩縣の舊租に在りては、地租の滯納は實に避くべからざる弊なりき。茲に於て明治十六年に至り、物品納に依る弊を矯正せんが爲め、代金納を許可することとなりしが、一利一害は數の免れざる所にして、代金納となりたる爲め、納租額は年々市場相場の高低に從ひて一定せざるのみならず、物價騰貴の趨勢に伴ひて、縣民の負擔は益〻增大するに至り明治三十五年度の租額を以て明治二十年度の租額に比するときは、實に二倍以上に達し、租稅滯納の弊は却て益〻甚しきものあるに至れり。而して沖繩縣の舊租の納稅主體は、個人に非ずして村又は島なりしが故に、從來租稅滯納の場合に於ては、村又は島の當該役員を捉へて之を責め、個人に對する處分は全然之を放任して、村又は島に於て其の內法に依り財產の差押を爲し、之を賣却して、若し不足するときは親族與黨に及ぼし、尙不足するときは村又は島に及ぼして、皆納を圖らしむるの舊慣なりしを以て、斯くの如き舊慣に依る滯納處分の方法は、到底立憲治下に於ては之を實行すべからざるものなりしなり。斯くて、沖繩縣に於ける舊租の滯納額は年々累加し、明治三十六年迄に合計六十三萬六千七百四十圓に達したり。而して明治三十六年以後、漸次地租條例及國稅徵收法を沖繩縣に施行せらるるに當りても、此等多額の舊租の滯納を一時に整理するは、實行上頗る困難なるものありしを以

て、未だ之が實行を見るに至らざりき。然るに明治三十七年非常特別稅法を制定せられ、沖繩縣に於ける地租も內地と同樣の增徵を課せらるることとなるや、納稅者の負擔は爲に極めて重くなり、此の增徵額と同時に從前の舊租の滯納額を强徵するときは、納稅者は到底其の負擔に堪へざるに至り、却つて國庫の收入に多額の缺損を生ずるに至るの虞を生じたり。茲に於てか政府は滯納舊租に對する特別處分の方法を講じ、以て非常特別稅の納稅を完からしめんとし、第二十回帝國議會に於て沖繩縣滯納舊租延納法案を提出したり。此の法案は議會の協贊を經て、明治三十七年四月法律第十三號を以て左の如く公布せられたり。

沖繩縣滯納舊租延納法（明治三十七年四月一日法律第十三號）

沖繩縣ニ於ケル明治三十五年以前ノ地租ニシテ非常特別稅法施行ノ際滯納ニ係ルモノハ同法施行中其ノ徵收ヲ爲サス

前項ノ地租ハ非常特別稅法廢止ノ年ノ翌年ヨリ十年間ニ平分シテ之ヲ徵收ス

第五項　第二次非常特別稅の徵收

明治三十八年一月に至り政府は更に非常特別稅法を改正し、地租に對しても第二次の增徵を行ひたり。抑〻地租は既述の如く第一次非常特別稅に於て、市街宅地·郡村宅地·其の他の土地の三種に分ちて、夫々地價百分の五箇半乃至百分の一箇八を增徵せられ、其の負擔既に輕からざるものありしと雖も、地租の如きは最も重要なる租稅にして、國家非常の經費を要するに當り、他の諸稅が總て第二次の增徵を課せらるる場合に於て、其の增徵を免れざるは固より當然なるのみならず、他面に於ては第一

次の增徵と同時に、地租の附加稅を制限して地方費の負擔を輕減し、更に又第二次租稅增徵の計畫を樹つると同時に新に米及籾に輸入稅を課し、又麥・豆等の輸入稅を增加して、農業者の利益の保護を計りしが故に、地租增徵の負擔は或る程度迄、緩和せられしものと稱するを得べきを以て、玆に政府は第二次增徵として、第一次增徵の外に、市街宅地は地價百分の二十、郡村宅地は地價百分の七、其の他の土地は地價百分の一箇八を增課するの計畫を樹てたり。而して右案に於て、宅地租に對する增徵が、其の他の地租に對する增徵に比して、甚しく高率なる所以は、蓋し宅地は他の地目に比し其の賣買價格竝に賃貸價格共に概して年々著しき騰貴を遂げ、爲に地主の收益を增加したるのみならず、宅地に課稅することは單に土地に對して課稅するのみならず、同時に之を所有する者の資力に應じて課稅するの結果を呈するものなるが故に、宅地の稅率は他の土地よりも高からしむるを相當と爲せしに因るものなり。

然るに議會は此の案に修正を加へて、大に增徵率を輕減し、市街宅地は地價百分の十二、郡村宅地は地價百分の二、其の他の土地は地價百分の一箇二を新に增徵することと爲し、此の增徵は明治三十八年分より實施せられたり。今地租に關する增徵の經過を表示すれば左の如し。

種別	定率	第一次增徵	第二次增徵	定率及增徵合計
市街宅地	地價百分の 二、五	地價百分の 五、五	地價百分の 一二、〇	地價百分の 二〇、〇
郡村宅地	地價百分の 二、五	地價百分の 三、五	地價百分の 二、〇	地價百分の 八、〇
其の他の土地	地價百分の 二、五	地價百分の 一、八	地價百分の 一、二	地價百分の 五、五

最初政府の原案に依れば、第二次增徵に依り明治三十八年度に於て三千三百二萬五千三百七十七圓、明治三十九年度以降每年度三千七百六十二萬八十五圓の增收を得るの豫定なりしが、議會に於ける修正の爲め右の豫算は減少して、明治三十八年度に於て千八百六十四萬六百七十八圓、明治三十九年度以降每年度二千百七十萬三百七十二圓となり、第一次增徵に依る分と合して、明治三十八年度に於て四千七百十九萬四百十四圓、明治三十九年度以降每年度五千二十五萬百八圓の增收を得るの計算となりたり。而して之を實際の成績に徵するに、右の豫算に比して、明治三十八年度に於て九十九萬八千餘圓、明治三十九年度に於て七十七萬四千餘圓を、何れも減少したり。之れ主として東北地方に於ける凶作に依り、免租額多額に上りしに因るものなりとす。今明治三十八年度に於ける第二次增徵計畫に依る增收に就て、政府案と確定案との對照を示せば左表の如し。

種別	明治三十七年七月一日現在地價額	政府案	同上に依る增收額	確定案	同上に依る增收額	比較
市街宅地	三七、五九八、七〇〇円	百分の 二〇、〇	七、五一九、七五三円	百分の 一三、〇	四、五一一、八五二円	減 三、〇〇七、九〇一円
郡村宅地	一〇七、八〇九、六三〇	百分の 七、〇	七、五四六、六七五	百分の 二、〇	二、一五六、一九三	減 五、三九〇、四八二
其の他の土地	一、二五一、〇七六、七九二	百分の 一、八	一七、九五八、九四九	百分の 一、二	一一、九七二、六三三	減 五、九八六、三一六
計	一、三九六、四八五、一九二		三三、〇二五、三七七		一八、六四〇、六七八	減 一四、三八四、六九九

第六項　地租條例の改正

政府は第二十一回帝國議會に對しては、地租の第二次增徵案の外、更に地租條例中改正法律案を提出せしが、右法案は議會の協贊を經て明治三十八年三月法律第三十三號を以て左の如く公布せられ

たり。

法律第三十三號（明治三十八年三月一日）

地租條例中左ノ通改正ス

第四條　左ニ揭クル土地ニ付テハ其地租ヲ免ス

一　國府縣郡市町村其他勅令ヲ以テ指定スル公共團體ニ於テ公用又ハ公共ノ用ニ供スル土地但有料借地ハ此限ニ在ラス

二　府縣郡市町村其他勅令ヲ以テ指定スル公共團體カ公用又ハ公共ノ用ニ供スヘキモノト定メタル其所有地但命令ノ定ムル期間內ニ公用又ハ公共ノ用ニ供セサルトキハ此限ニ在ラス

三　鄉村社地

四　墳墓地

五　用惡水路、溜池、隄塘、井溝

六　鐵道用地

七　保安林

八　公衆ノ用ニ供スル道路

府縣郡市町村其他ノ公共團體ハ前項ノ土地ニ租稅其他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ス但所有者以外ノ者前項第一號又ハ第二號ノ土地ヲ使用收益スル場合ニ於テ其土地ニ對シ使用者ニ租稅其他ノ公課ヲ課スルハ此限ニ在ラス

第十二條　削除

第十三條　地租ハ左ニ揭クル者ヨリ之ヲ徵收ス

一　質權ノ目的タル土地ニ付テハ質權者

二　百年ヨリ長キ存續期間ノ定アル地上權ノ目的タル土地ニ付テハ地上權者

三　其他ノ土地ニ付テハ所有者

前項ニ於テ質權者、地上權者、所有者ト稱スルハ土地臺帳ニ質權者、地上權者、所有者トシテ登錄セラレタル者ヲ謂フ

附　則

本法中第十三條第一項第二號ハ明治三十八年分地租ヨリ之ヲ施行ス

明治三十一年法律第四號及明治三十三年法律第十九號ハ之ヲ廢止ス

今右改正法律の趣旨を考ふるに、其の主要なる點二あり。其の第一は卽ち地租を免ずべき土地に關する改正なり。蓋し地租條例は明治十七年の制定に係り、爾後多少の改正を行はれしと雖も、未だ完全ならざるものあり、特に地租の免除に關しては、必要の都度單行法を以て之を補ひ來りしものにして、明治三十一年法律第四號傳染病豫防法に依る常設の傳染病院・隔離病舍・隔離所及消毒所の敷地の免租に關する規定、明治三十三年法律第十九號公用に供する府縣郡市町村其の他の公共團體所有の土地免租に關する規定等は卽ち之なり。然るに斯く免租の規定が箇々の法規に分れ存することは、取扱上の不便少からざるが故に、政府は旣述の如く第十六回帝國議會に於て地租を課せざる土地に關する法律案を提出せしも議會の協贊を經るに至らざりしを以て、玆に地租條例を改正して、上述

の單行法律に依る免租規定を總て地租條例中に包括することゝ爲したり。而して右改正に於ては右の如く免租規定の整理を行ふと同時に公共團體に對する免租の範圍を擴張し、單に府縣市町村等の公共團體の公用に供する土地のみならず、此等の公共團體が公共の用に供する土地をも免租することゝ爲したり。以上の改正は卽ち前揭改正法律第四條第一項中第一及第二の兩號の規定する所なり。而して右改正に伴ひ同年五月勅令第百五十九號を以て、國府縣郡市町村以外に免租を受くることを得べき公共團體の種類、竝に公共團體が公用又は公共用に供すべき豫定地に對する免租の猶豫期間を定むる所あり、右勅令は爾後關係諸法規の改正に伴ひ屢、其の一部を改正せられ、以て大正末年に及びしが、今此等の改正を經たる規定を揭ぐれば左の如し。

勅令第百五十九號（明治三十八年五月十日）

第一條　地租條例第四條第一項第一號及第二號ニ依リ左ノ公共團體ヲ指定ス（明治三十九年六月勅令第百五十三號同四十四年十一月勅令第二百七十八號及大正三年八月勅令第百七十三號ヲ以テ本條中改正）

府縣組合、郡組合

水利組合、水利組合聯合

市町村組合、町村組合、市町村學校組合及町村學校組合

市町村內ノ區、學區

沖繩縣ノ區及區內ノ部

北海道地方費、北海道ノ區及區町村內ノ部、北海道土功組合

第二條　地租條例第四條第一項第二號ニ依ル期間ハ公用又ハ公共ノ用ニ供スヘキモノト定メタルトキヨリ一箇年トス

次に改正法律の目的とせし第二の點は、地租の納稅義務者に關する改正にして、卽ち百年を超ゆる存續期間の定ある地上權を設定せられたる土地に對する地租は、之を其の所有者より徵收せずして地上權者より徵收せんとするに在り。蓋し地上權なる權利は、民法の制定に依りて始めて認められしものなるが、民法に於ては地上權の存續期間を制限せざるが故に、民法施行後に於て、甚だ長き期間を定めて地上權を設定する者あり、甚しきは二千五百年の期間を附する者を生ずるに至れり。此等の長期の地上權者は、其の實所有權者と殆ど異る所なきに拘らず、斯かる場合に於ても尙所有者より地租を徵收せざるべからずとせば、所有者の無資產又は所在不明等の爲め、地租徵收の目的を達する能はず、遂に缺損に至るものを生ずるの虞あり。玆を以て右の如く地租條例第十三條を改正して、百年より長き存續期間の定めある地上權の目的たる土地に付ては、地上權者より地租を徵收することゝ爲したり。而して此の改正に伴ひ、地租條例施行規則及土地臺帳規則施行細則中の關係條項に就ても、夫々左の如き改正を施したり。

勅令第百三十一號（明治三十八年四月十一日）

地租條例施行規則中左ノ通改正ス

第二條第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

六　百年ヨリ長キ存續期間ノ定アル地上權ノ目的トナルトキ

大藏省令第十二號（明治三十八年三月十一日）

明治二十二年大藏省令第六號土地臺帳規則施行細則中左ノ通改正ス

第一條中「所有者及質取主」ヲ「及所有者質取主又ハ百年ヨリ長キ存續期間ノ定アル土地ノ地上權者」ニ改ム

第二條中質取主ノ下ヘ「又ハ地上權者」ヲ加フ

第五條第一項中質入ノ下ヘ「若ハ地上權ノ設定」ヲ加フ

第三款　日露戰後の地租

第一項　戰後に於ける地租整理問題

前述の如く政府は日露戰役の爲に要する經費に充つる爲め、前後二回に亙りて非常特別稅を課し新稅の創設及各種租稅の增徵を行ひしを以て、戰爭終結後に於て此等の諸稅に對する整理を行はんことを期し、先づ明治三十九年四月稅法審査委員會を設け、大藏部内の官吏を委員に任命して稅制整理の調査に從事せしめ、更に翌四十年三月稅法整理案審査會を設けて、官民の學識經驗ある者を委員に擧げ、稅法審査委員會に於て立案したる整理案の審議に當らしめたり。右委員會及審査會は各種の租稅に亙りて其の整理に就き愼重なる調査研究を遂げしが、就中地租は我國租稅體系中最も重要なる地位を占め、國民多數の利害に關係する所甚だ大なるものあるを以て、之が整理に就ては兩委員會とも最も愼重を期したり。而して地租の整理に關して此等兩委員會に於て論議せられし問題は頗る多岐に亙りしと雖も、之を要約すれば(一)地租の課稅方法に關する問題(二)宅地地價の修正に關する問題(三)地租條例の改正に關する問題(四)沖繩縣舊租免除に關する問題(五)災害地地租の特別處分に關する問題の五と爲すことを得べし。此等五箇の問題中後の四問題に關しては、此等兩委員會に於て審議を重ねたる末之が整理案を作成し、政府は更に此の成案に基き法律案を作成して、之を他の租稅整理案と共に明治四十一年一月第二十四回帝國議會に提出せしが、右法律案は議會の反對に遭ひて遂に成立するに至らざりしを以て、政府は更に明治四十三年一月第二十六回帝國議會に同一案を提出したり。而して同議會に於ては政府は此等四法律案の外、更に地租條例の改正案に關聯して耕地整理法の改正案をも提出せしが、此等の諸法案中災害地地租の特別處分に關するものを除くの外他の四案は何れも議會の協贊を經て其の成立を見たり。地租の整理に關する此等の諸問題に就ては、以下項を分つて委員會及審査會に於ける審議の要領、議會に於ける經過竝に之が實施の狀況等を概說すべし。

次に地租の整理に關する前揭諸問題中、最初の問題即ち地租の課稅方法に關する問題は、單に稅法審査委員會に於て論議せられしに止まり、稅法整理案審査會の議に附せらるるに及ばざりしものなりと雖も、地租に關する根本的の問題なるが故に、以下委員會に於ける審議の概要を記述すべし。稅法審査委員會に於ては地租の整理を議するに當り、先づ最初に地租に對する各種の課稅方法に就き其の利害得失を研究し、以て現行の地租課稅方法改正の要否を調査せんとしたり。而して地租の課稅方法には面積課稅法・等級課稅法・收穫課稅法・賣買價格課稅法・小作料課稅法・純益課稅法の六種を擧げ得べしと雖も、委員會は前三者は極めて幼稚なる方法にして特に之が利害得失を研究するに足ら

ざるを以て之を除外し、研究の範圍を後の三者に限定することと爲し、先づ賣買價格課稅法に就て研究を遂げたる末、此の方法を排斥したり。蓋し賣買價格課稅法なるものは、土地の賣買價格を標準として地租を課するものにして、其の之を可とする說の基く所は主として、土地の賣買價格は小作料に比例して高低するものなるが故に、賣買價格を標準として地租を課するときは、其の負擔は小作料の多寡に比例して配當せられ、從つて現行地租に於けるが如き不公平を避くることを得べしと云ふ點に在りと雖も、委員會は左の如き理由を以て、此の說を排斥したり。

（一）土地の賣買價格は、常に小作料に比例して高低するものに非ずして、經濟上・政治上・地理上・慣習上其の他種々の事情に依りて、價格を高低すること頗る多し。

（二）假に土地の賣買價格は、小作料に比例して高低するものなりとするも、土地の賣買價格を精確に調査することは頗る困難なり。

（三）要するに土地の賣買價格を課稅標準として地租を課するときは、小作料又は土地の純益に比例せざる課稅となりて、負擔の不公平を生ず。

委員會は次に小作料課稅法に就て審議を遂げたる末、左記の如き理由に依りて此の說をも排斥したり。

（一）小作料課稅法は單に地主として收得する純益に課稅するに止まりて、耕作利潤に對して全然課稅せざるものなるが故に、之に對し別に課稅方法を設くるに非ざれば、納稅能力に適應せしむる能はず。

（二）小作料課稅法の論據は、小作料は土地の純益を代表するものなるが故に、之を課稅標準とするを便宜なりと爲すに在りと雖も、小作料は常に土地の純益を代表するものに非ず。土地の純益に增減なきも、市場金利又は勞銀物價の高低に依り小作料に變動あることあり、又習慣又は契約期間の長短のみに依りて定まり、或は又人的關係に依りて特殊の價格を以て定められ、土地の純益に關係なきことも屢〻之れあり。

（三）小作料課稅法は、我國の如く小作は總て小規模にして、且自作多き地方に於ては不適當なり。

以上の如くにして委員會は賣買價格課稅法及小作料課稅法の二方法を否認したる後、純益課稅法を以て最良の課稅方法なりと認めたり。蓋し此の方法は、土地の總收入より耕作費を控除したる殘額、卽ち土地より生ずべき合體的純收入を課稅標準と爲すものにして、小作料卽ち地主として收得する收益のみならず、耕作に依りて生ずる耕作利潤に對しても課稅するものなるが故に、前記の二方法に比し、土地の純益に最も直接に且最も遺漏なく課稅することを得るものと認めしを以てなり。然れども此の純益課稅主義を實行する方法に關しては、衆議必ずしも一致せず、或は現行の臺帳主義を維持すべしと爲すもの、或は之に代ふるに申告主義を以てすべしと爲すものを存したり。而して臺帳主義を排する說の主たる論據は

（一）土地の丈量・生產力の測定・生產費の計算・收穫物の評價等、詳密なる手續に依り各地各筆の純收入を精確に調査するは、殆んど不可能に屬するが故に、實際に於ては土地の平均收入を調査し、之に依り地價を評定するの簡便法に從はざるべからず。

（二）收入の調査・地價の評定には、推測の力を借らざるべからざるが故に、調査評定に從事する官吏の手心に依り不公平の結果を生ず。

（三）地價の評定臺帳の調製には多くの歲月を要するが故に、其の間に生ずる經濟事情の變遷に依りて不公平を生ず。

（四）地價は容易に修正せられざるが故に、納稅者は永く不公平の課稅を受くるのみならず、假に土地の收入增加し地價騰貴するも、稅率の增加を行はざる限り、之に伴ひて租稅收入を增加するを得ず。

（五）故に臺帳主義を廢し、之に代ふるに申告主義を以てするときは、假令其の申告に多少の虛僞遺漏ありとするも、尙現行の地價を標準として課稅するよりも公平なる結果を得べく、又國庫の收入は彈力性を有するに至るべし。

等の諸點に存するものにして、之に對し臺帳主義を維持せんとする說の基く所は

（一）一億筆以上の土地に付き、年々地主をして其の純益を申告せしむることは、啻に地主は其の煩に堪へざるのみならず、斯くの如き多數の申告を受け、之を整理して一年內に調定徵收の手續を爲すは、言ふべくして行ふべからず。强ひて申告主義を採用するときは、徵稅費を要すること頗る多きに至るべし。

（二）之に反し臺帳制は國庫に對して安固なる財源を供するのみならず、物價の騰貴に從ひて、單に稅率を高むるのみに依りて增稅し得るの便あり。

等の諸點に在り。委員會は純益課稅法を採用する以上は、多少の缺點を伴ふも臺帳制に依らざるべからずと爲し、地租課稅の方法は、全然從來の制度を變更せざることに決したり。但し臺帳に登錄せられたる地租課稅の基礎は、時を經るに從ひ現實と遠ざかるに至るを以て、委員會に於ては、此の缺點は必要に應じ、之を改正するの方針を採ることを必要と認めたり。

以上述ぶるが如くにして稅法審查委員會に於ては、地租の課稅方法に關する各種の說を比較研究したる上、結局從來の制度を以て最も優れるものとして、之を維持することに決せしが、尋いで設置せられたる稅法整理案審查會に於ては、稅法審查委員會に於ける右の決議の趣旨を是認して、此の問題に關しては再び論議を費すことなかりき。

第二項　宅地地價の修正

第一目　宅地地價修正法の制定

第一　宅地地價修正法案の提出

既に述べたるが如く我國に於ける田畑の地價は、地租改正以後數次に亙りて特別修正を行はれしが、宅地の地價に至りては、改租以降明治十三年乃至二十年の間に於て、地價の極めて不權衡なる一小部分の地方に對し、之を修正したるのみにして、爾後何等の修正をも行ふことなかりき。茲を以て爾來二十有餘年間に於ける時勢の變遷に伴ひて、地方盛衰の狀況に著しき異動を生じ、從つて土地の價格にも甚しき變動を來し、爲に法定地價の公平を失するもの甚だ多く、此の地價に基きて地租を賦課せんとするときは、納稅者の負擔に甚しき不公平を生ずるの虞あるに至れり。斯くて土地の實際の狀態に應じて其の地價を修正し、以て賦課の公平を得せしむるの必要は、年と共に切實となり、遂に明治三十七年十一月召集の第二十一回帝國議會に於ては、衆議院より市街宅地の地價修正に關する建議案提出せられ、其の通過を見るに至れり。茲に於て政府は右建議の趣旨を尊重して、翌第二十二回

帝國議會に宅地地價修正法案を提出せしが、此の案は單に市街宅地のみに止らず、郡村宅地の地價をも共に之を修正せんとするものにして、當該宅地の賃貸價格の十倍が現在地價の二十倍を超過するときは、現在地價の二十倍を以て修正地價と爲し、若し賃貸價格の十倍を以て修正地價と爲すは高きに失すと爲して之を八倍に修正し、又賃貸價格の十倍が現在地價の二十倍を超ゆるときは、現在地價の二十倍を以て修正地價と爲さんとするは、公平を失するものと爲して此の條項を削除し、其の他二三の點に於て修正を加へたる上、此の案を可決せしも、本案は會期切迫の爲め貴族院に回付せらるるに至らずして、遂に不成立に終りたり。

第二　稅法審査委員會の調査

明治三十九年四月稅法審査委員會設置せらるるや、同委員會は宅地地價の修正を以て地租の整理中最も緊急なるものとして、之を斷行することに決し、其の實行方法に關しては審査の末、大體に於て第二十二議會提出案の趣旨を是認したり。今其の審議の概要を略述すれば左の如し。

宅地地價修正の實行方法に關する第一の問題は、地價修正の標準を何に求むべきやの點に在り。之に關しては、賣買價格を以て標準と爲すべしとの說と、賃貸價格を採用すべしとの說の兩說を生じ前說を主張する者は、賃貸價格は各種の事情に依りて支配せられ、土地の純益に比例するものに非ざるが故に、之を標準として地價を算出するときは、不公平を免る能はざるのみならず、現行地租制度に於ける課稅主義たる、土地の純益を地價に還元して時價と一致せしむるの主義を貫徹するが爲には間接の賃貸價格に據るよりも、直接の賣買價格に據るを以て適當なりと爲せしが、之に反して後說を維持する者は、賃貸價格が常に必ずしも土地の純益に比例するものに非ざるは事實なりと雖も、土地殊に宅地の如きは、特殊の事情の爲に自由競爭の外に立ちて賣買せらるるが故に、土地の賣買價格が土地の純益に比例せざるは、寧ろ賃貸價格に超ゆるものありと爲し、又宅地の賣買は頻繁に行はるるものに非ざるが故に、正當の價格は容易に之を發見するを得ずと雖も、賃貸の事實は賣買の事實より遙に多くして、賃貸價格の普通相場を知ることは、賣買價格の普通相場を知るよりも遙に容易なりと論じたり。委員會に於ては後說を可とする意見多數を占め、修正地價の標準は賃貸價格に依ることに決せしが、而も此の賃貸價格は現實の價格に依らずして、政府の評定したるものに依ることと定めたり。之れ卽ち現實の賃貸價格は特殊の契約に因り、近傍類地の普通價格より、或は高く或は低く定めらるることあるを以て、斯かる不公平を生ずることを避けんとせしに依るものなり。更に又修正地價の標準と爲すべき賃貸價格は、地主の收得する總收入に依るべきや、或は總收入中より公課修繕費、其の他土地の維持に必要なる經費を控除したる純益に依るべきやの問題に就ても、委員會に於て議論を生せしが、委員會は賃貸價格の純益に依るべしとの說は理論上至當なりと雖も、實行上に於ては不利多く實益少しと爲し、結局總收入に依ることに決したり。蓋し純益說に於て總收入より控除すべしとする費目中、宅地に對する公課は略ぼ一定して、大なる懸隔あることなく、又宅地を維持する經費は、諸種の關係と複雜競合するを以て、之のみを單純に算出すること甚だ困難なるのみならず、其の金額僅少なるを常とするが故に、諸種の困難を排して迄之を算出するの實益甚だ少ければなり。

次に委員會は、以上の如くにして決定せられたる賃貸價格を以て、如何に修正地價を算出すべきやを審議したる末、結局第二十二回帝國議會に於ける政府提出案と同じく、賃貸價格の十倍を以て修正

地價とし、賃貸價格の十倍が現在地價の二十倍を超ゆるときは、現在地價の二十倍を以て修正地價と定むることに決したり。其の賃貸價格の十倍を以て修正地價を算出するときは略ゝ現在の稅額と大差なき結果となり、地價修正が增稅を目的とするものに非ざるの趣旨に合致すること(二)假に地租を地價の百分の二箇半、地租以外の公課を地價の百分の一修繕費其の他の雜費を賃貸價格の百分の五、地主の純益卽ち利率を地價の百分の六と見積りて、之を元本價格還元の方法に依りて地價を算出するときは、元本價格卽ち修正地價は宛も賃貸價格の十倍に相當すること等の理由に基くものなり。又賃貸價格の十倍が現在地價の二十倍を超ゆるときは修正價格を現在地價の二十倍に止むることと爲したる理由は、蓋し理論上よりすれば、假令賃貸價格の十倍が現在地價の二十倍を超ゆることあるも、其の賃貸價格に比例して地價を定むるを以て正當と爲すべしと雖も、事實に於ては賃貸價格の十倍が現在地價の百倍以上にも達する事例、決して少からざるが故に、斯くの如きものに對して無制限に地價を定むるときは、地租の負擔に急激なる變化を來し、其の經濟上に及ぼす影響多大なるべきを以て、多少理論上の缺點あるも、實行上弊害少き方法を採用せしものなり。委員會に於ては右の外、賃貸價格と時價との割合は、市街宅地と郡村宅地との間に大差あるが故に、此の兩者間に賃貸價格の乘率を異にすべしとの說行はれしと雖も、委員會は賃貸價格を地價決定の標準とする以上は時價と賃貸價格との割合の如きは之を問ふを要せず、從つて市街宅地と郡村宅地とに於て乘率を異にする理由なしとして、此の說を排斥したり。

次に委員會は地價修正を行ふべき宅地の範圍に就きて審議したる末、市街宅地及郡村宅地、共に地價修正を行ふことに決したり。蓋し委員會に於ては、郡村宅地の如く價格の變動少なき土地に對して、莫大なる勞費を投じて地價の修正を行ふは實益に乏しきを以て、地價修正は之を市街宅地に限るべしとの說行はれしが、委員會は地價の變動は大體上市街宅地と郡村宅地との間に差異あるは勿論なりと雖も、元來宅地は時勢の變遷に伴ひ盛衰の狀況を異にするものにして、現在市街宅地にして其の狀況郡村宅地と異らざるものあり、又郡村宅地にして市街宅地に讓らざるものあり、假に其の現況に應じ宅地の組換を爲すも、數年の後には又其の狀況一變するに至るべきが故に、若し地價修正より郡村宅地を除外するときは、名實一致せざる兩者の區別に因りて地租負擔に輕重を生じ、甚しき不公平を來すものと認め、地價の修正は市街宅地郡村宅地共に之を行ふべきものと決したり。但し委員會は沖繩縣の土地は、旣に沖繩縣土地整理法に依り五箇年の長年月を費して明治三十六年に至りて整理せられ、其の地價に偏重偏輕なきを以て、更に之を修正するの必要なきものと認め、沖繩縣の宅地に限り地價の修正を行はざることに決したり。

以上の外尙委員會に於ては、宅地地價の變遷は頗る激甚にして、時々地價の修正を行ふに非ざれば到底負擔の公平を期すべからざるを以て、豫め法律を以て年限を定め、地價の修正を行ふことを明示するの必要ありとの說唱へられしが、委員會は經濟事情の變遷に伴ひ、宅地の地價を修正するの要あるは勿論なりと雖も、政治上又は經濟上等の諸事情に因り、所定の期限よりも或は早く或は遲く修正を必要とすることあるべきを以て、最初より年限を豫定するは膠柱の譏を免れず、寧ろ約十年毎に行ふことを豫期すれば足れりと爲し、宅地地價修正の年限を定めざることに決したり。

稅法審査委員會は以上の如き審議の結果に基き宅地地價修正法案を作成せしが、此の案は大體に於て前記第二十二回帝國議會政府提出案を踏襲せしものにして、其の後の議會に於ける提出案の基

礎となりしものなるが故に、左に其の全文を揭載すべし。

宅地地價修正法案

第一條　本法ニ於テ宅地ト稱スルハ郡村宅地及市街宅地ヲ謂フ

第二條　宅地ノ現在地價ハ本法ニ依リ之ヲ修正ス

第三條　宅地ノ修正地價ハ本法ニ依リ定メタル賃貸價格ノ十倍ヲ超ユルトキハ現在地價ノ二十倍ヲ以テ其ノ地價トス

本法ニ於テ賃貸價格ト稱スルハ貸主カ公課修繕費其ノ他土地ノ維持ニ必要ナル經費ヲ負擔スル條件ヲ以テ之ヲ賃貸スル場合ニ於テ貸主ノ取得スヘキ金額ヲ謂フ

第四條　宅地ノ賃貸價格ハ宅地賃貸價格調查委員會ノ調查ニ依リ政府之ヲ決定ス

政府ハ調查委員會ノ決議ヲ不當ト認ムルトキハ之ヲ再調查ニ付ス

左ノ場合ニ於テハ政府ニ於テ宅地ノ賃貸價格ヲ決定ス

一　調查委員會成立セサルトキ

二　調查委員會ノ調查ニ付シタル日ヨリ六十日以內ニ調查結了セサルトキ

三　調查委員會ノ再議ニ付スルモ其ノ決定仍不當ト認ムルトキ

四　調查委員會ノ再議ニ付シタル日ヨリ二十日以內ニ調查結了セサルトキ

第五條　稅務署長ハ所轄內各市町村ニ於ケル宅地ノ賃貸價格ヲ調查シ宅地賃貸價格調查委員會ニ提出スヘシ

第六條　各稅務署所轄內ニ宅地賃貸價格調查委員會ヲ置ク但シ稅務署所轄內ニ市制ヲ施行スル地方ヲ包含スルトキハ市制ヲ施行スル地方ト其ノ他ノ地方トニ區別シテ之ヲ置ク

調查委員ノ定數ハ十人トス但シ地方ノ狀況ニ依リ命令ヲ以テ之ヲ增減スルコトヲ得

第七條　調查委員ハ調查委員選擧人之ヲ選擧ス

調查委員ニ選ハレタル者ハ正當ノ事故ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

調查委員ハ其ノ職務ノ終了ニ因リテ解任ス

第八條　調查委員選擧人ノ定數ハ其ノ選擧區域內ニ於テ宅地ノ地租ヲ納ムル義務アル者五十人ニ付一人トス

但シ義務者千人以上ナルトキハ二十人ニ止メ義務者五十人未滿ナルトキハ一人トス

第九條　調查委員ノ選擧區域ハ調查委員選擧人ノ選擧區域ハ市町村ノ區域ニ依ル

第十條　選擧執行ノ日ニ於テ現ニ地租名寄帳ニ宅地地租納稅者トシテ登錄セラレタル者ハ當該選擧區域內ニ於テ調查委員選擧人ヲ選擧シ又ハ調查委員若ハ調查委員選擧人ニ選擧セラルルコトヲ得但シ左ニ記載スル者ハ此ノ限ニ在ラス

一　無能力者

二　家資分散又ハ破產ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定確定スルニ至ル迄ノ者

三　國稅滯納處分ヲ受ケタル後一箇年ヲ經サル者

四　剝奪公權者及停止公權者

五　禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ其ノ裁判確定スルニ至ル迄ノ者

第十一條　調查委員選擧人及調查委員ノ選擧竝調查委員會ノ會議ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條　稅務署長ハ其ノ決定シタル賃貸價格ニ依リ修正地價ヲ定メ之ヲ市町村長ニ通知スヘシ

市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ市役所又ハ町村役場ニ於テ二十日間其ノ市町村內ニ於テ宅地ノ地租ヲ納ムル義務アル者ノ縱覽ニ供スヘシ

第十三條　宅地ノ地租ヲ納ムル義務アル者又ハ其ノ納稅管理人修正地價ニ不服ナルトキハ縱覽期間滿了ノ日ヨリ三十日以內ニ稅務監督局長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第十四條　前條ノ申立アリタルトキハ稅務監督局長ハ大藏大臣ノ認可ヲ得修正地價ヲ決定シ之ヲ異議申立者ニ通知スヘシ

第十五條　本法ニ依ル地價ノ修正ニ付テハ訴願又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得ス

第十六條　本法中市トアルハ東京市、京都市、大阪市及北海道ニ在リテハ區、町村トアルハ町村制ヲ施行セサル地方ニ在リテハ戶長ノ職務ヲ行フ區域トス

附　則

第十七條　本法ニ依リ地價ヲ修正シタル宅地ニ付テハ明治四十一年分ヨリ修正地價ニ依リ地租ヲ徵收ス

第十八條　地目變換ニ因リ宅地トナリタル土地ニシテ明治四十年ニ於テ變換ノ年ヨリ五年ヲ經過セサルモノハ本法ニ依リ地價ノ修正ヲ爲サス變換ノ年ヨリ六年目ニ至リ類地比準ニ依リ其ノ地價ヲ修正ス

前項ノ土地ニシテ地租條例第十條ノ一第二項ニ依リ地價ヲ修正シタルトキハ其ノ修正地價ヲ取消ス

第十九條　荒地免租年期又ハ低價年期ヲ有スル宅地ニ付テハ本法ニ依リ地價ノ修正ヲ爲サス年期明ニ至リ類地比準ニ依リ其ノ地價ヲ修正ス

荒地免租年期ヲ有スル宅地ニシテ低價年期ヲ許可セラレタルトキハ其ノ年期明ニ至リ前項ノ規定ヲ適用ス

第二十條　本法施行以前耕地整理法又ハ明治三十九號ニ依リ耕地ノ整理又ハ土地改良ニ著手シ未タ事業成功ニ至ラサル地區內ニ在ル宅地ニ付テハ本法ニ依リ地價ノ修正ヲ爲サス事業成功ニ至リタルトキ其ノ地區外ノ類地ノ比準ニ依リ其ノ地價ヲ修正ス

第二十一條　開墾著手後九年ヲ經過セサル宅地又ハ鍬下年期地價据置年期ヲ有スル宅地ニ付テハ本法ニ依リ地價ノ修正ヲ爲サス

第二十二條　第十八條乃至第二十一條ノ場合ニ於テ地租ヲ徵收スル宅地ニ付テハ其ノ修正地價ニ依リ地租ヲ徵收スルニ至ル迄左ノ稅率ニ依リ地租ヲ徵收ス

一　北海道

郡村宅地　地價百分ノ六箇半

市街宅地　地價百分ノ十八箇半

二　其ノ他ノ府縣

郡村宅地　地價百分ノ八

市街宅地　地價百分ノ二十

前項ニ依リ地租ヲ徵收スル間ハ地租條例第十條ノ二第二項及之ヲ準用スル規定ヲ適用セス

第二十三條　本法ハ沖繩縣ニ之ヲ施行セス

第三　稅法整理案審査會の審議

翌明治四十年四月に至り、稅法整理案審査會設置せらるるや、同會は前揭稅法審査委員會作成の原案を審議の上、大體に於て之を是認したりしが、二三の點に於て之に修正を加へたり。其の修正の要點は左の如し。

（一）　沖繩縣の宅地に就ても地價を修正すること。

原案に於ては、宅地地價修正の後は其の租率を增徵以前の地價百分の二箇半に復し、唯沖繩縣の宅地は地價を修正せざるが故に、其の租率は從前の通り地價百分の五箇半を維持せんとするの方針なりしと雖も、審査會は斯く沖繩縣に限りて他の府縣と取扱を異にするは帝國統治の畫一を缺くの非難を免れざるのみならず、沖繩縣民の感情を害し縣治上に支障を生ずるの虞ありとを爲し、沖繩縣に於ける宅地も內地及北海道と同樣、地價の修正を爲すことに改めたり。

（二）　地目變換に因り宅地となりたる土地にして、變換の年より五年を經過せざるものに就ても、地價を修正すること。

原案に於ては、地租條例の規定と相應する爲め、地目變換に因り宅地となりたる土地にして、明治四十年に於て變換の年より五年を經過せざるものは、宅地地價修正法に依り地價の修正を爲さ

す、變換の年より六年目に至り、類地比準に依り其の地價を修正することとせしが（第十八條）、審査會に於ては後述の如く（第三項參照）、地租條例中の地目變換及地類變換の地價據置期間を廢止することに決せしを以て、宅地地價修正法案に於ても之と同一歩調を取ることを必要とし、右原案第十八條の規定を削除したり。

（三）　地價の修正を爲さざる宅地の租率を、宅地以外の地目の租率と同一にすること。

原案に於ては、荒地免租年期又は低價年期を有する宅地、耕地の整理又は土地の改良に著手し未だ事業成功に至らざる地域内に在る宅地、開墾著手後九年を經過せざる宅地、又は鍬下年期地價據置年期を有する宅地に就きては、宅地地價修正法に依り地價を修正することなく、一定の期間後類地比準に依り地價を修正するものと爲し（第十九條乃至第二十一條）、其の期間中は現在の負擔に增減なからしむるの趣旨に依り、郡村宅地又は市街宅地に對する從前の租率を適用することを規定せしが（第二十二條、第三項參照）、審査會に於ては後に述ぶる如く、地租條例中に於ける郡村宅地及市街宅地の區別を廢止することに決せしを以て、市街宅地と郡村宅地との區別に依り租率を異にしたる原案は、勢ひ之を修正せざるべからざることとなり、審査會は審議の末、原案第二十二條に於ける租率を、北海道の宅地は地價百分の四、其の他の府縣の宅地は地價百分の五箇半と修正することに決したり。蓋し此等の宅地は、宅地の地目を有するも、年期滿了又は事業成功以前に在りては、未だ地味成熟せるものと稱するを得ざるを以て、之に對し宅地の租率を課するは過重の嫌あり、又斯く特別なる租率を設くるときは、地價修正前に宅地となりたるものと、地價修正後に宅地となりたるものとの間に適用の租率を異にし、負擔の權衡を失するに至るべきを以て、寧ろ宅地以外即ち田畑其の他の地目と同一の租率を適用するを相當と認めしを以てなり。

以上の外審査會に於ては、郡村宅地の地價を修正するの要否、賃貸價格の十二倍を修正地價と爲すことの可否、修正地價を現在地價の二十倍に制限することの可否、宅地地價修正の期限を定むることの可否等に就ても、論議を盡せしが、何れも原案の趣旨を認めて、敢て之を變更せざることに決したり。

第四　宅地地價修正法の成立

政府は右稅法整理案審査會の修正を經たる宅地地價修正法案を、第一次租稅整理案の一として、第二十四回帝國議會（明治四十年十二月召集）に提出せしが、衆議院の特別委員會に於て此の案に對して多くの異論を生じ、遂に之を否決せしを以て、政府は同案が本會議に附議せらるるに先ちて之を撤回したり。尋いで翌第二十五回帝國議會に於ては、衆議院議員に依りて政府案と略同一の案提出せられ同案は衆議院に於て可決せられしも、貴族院を通過するに至らずして止みたり。茲に於て政府は翌第二十六回帝國議會に於て、更に宅地地價修正法案を第二次租稅整理案中の一として提出したり。此の案は前回の政府の提案と殆んど其の内容を同うせしも、唯二三の點に於て之に改訂を加へたり。其の改訂の中重要なる點を擧ぐれば左の如し。

（一）　前案に於ては、宅地地價修正法施行の時より、一般の宅地が修正地價に依りて地租を徵收せらるる迄の間に於て、地租條例に依り地價を設定し又は修正したる宅地に對する取扱方の規定を缺きしを以て、第二次案に於ては、斯くの如き宅地に對しては、更に宅地地價修正法に依り地價を修正したる類地の比準に依り、地價を修正するの規定を設けたり（第十八條）。

（二）　前案に於ては、宅地地價修正法に依りて地價の修正を爲さざる宅地に對する租率を、田畑其の

他の地目に對する租率と同一に定めしが、斯くの如く既に宅地となりたる土地に對し、宅地以外の租率を適用するは、一般宅地との間に取扱上の錯雜を來すの虞あるを以て、第二次案に於ては斯くの如き宅地に對しては、北海道に在りては現地價に對する百分の四箇の地租額、府縣に在りては現地價に對する百分の五箇半の地租額を、夫々百分の二箇半を以て除したるものを以て地價とし、之に對する地租を徵收することに改めたり（第二十二條）。但し此の改訂に依るも、負擔すべき租額に於ては前案と差異なきものとす。

衆議院は大體に於て政府の提案を是認したるも、尙左の二點に於て之に修正を加へたり。

（一）原案に於ては、宅地地價修正法に依る地價の修正に就ては訴願又は行政訴訟を許さざるの規定なるも、衆議院は地價修正の如き納稅者の利害に重大なる影響を及ぼす事實に對して、上訴の途を塞ぐは穩當を缺くの嫌ありと爲し、訴願又は訴訟を爲すを得ることと改めたり（第十五條）。

（二）原案に於ては、前述の如く宅地地價修正法に依りて地價の修正を爲さざる宅地に對する租率を定めて、北海道の宅地に對しては現地價に對する百分の四箇の地租額、府縣の宅地に對しては同百分の五箇半の地租額を、夫々百分の二箇半を以て除したるものを以て地價とし、之に對する地租を徵收することと爲せしが、後に述ぶるが如く、衆議院は地租條例を改正して、田畑の租率を地價百分の五箇半より百分の四箇七に（北海道に在りては地價百分の四箇より百分の三箇四に）輕減することに決せしを以て、宅地地價修正法案中の右の規定に於ても、同樣に負擔の輕減を計ることとし、百分の四箇を百分の三箇四に、百分の五箇半を百分の四箇七に修正したり（第二十二條）。

衆議院の修正を經たる宅地地價修正法案が貴族院に送付せらるるや、同院は之に對し更に左の二點に於て修正を加へたり。

（一）原案に於ては、市街宅地と郡村宅地とを區別せず、現在地價の二十倍を以て修正地價の制限と爲せしが、貴族院は此の兩者を區別し、市街宅地に對しては現在地價の七倍二割を以て、修正地價の制限と爲すことに改めたり。蓋し宅地に對する現行地租率は、市街地は地價百分の二十、郡村宅地は地價百分の八なるが故に、假に原案の如き制限を以て宅地の地價を修正し、而して其の租率を一樣に地價百分の二箇半と定むるときは、市街宅地に在りては、修正地價に依る最高稅額は、現行地租の二倍半に過ぎざるに反し、郡村宅地に在りては修正地價に依る最高稅額は現行地租の六倍二割五分に達し、兩者の間に大なる懸隔を生ずべきが故に、修正地價の制限を市街宅地と郡村宅地とに區別して、前記の如く改むるときは、修正地價に依る地租負擔の最高制限は共に現在地租の二倍二割五分となり、兩者の權衡を得るに至るべきを以てなり（第三條第一項）。

（二）貴族院は宅地地價の修正が增稅の結果を生ずることを避けんが爲め、修正地價に依る地租總額が現在地租總額を超ゆる場合に於ては、前者を後者の範圍に止むべく修正地價を低減することを必要と認め、原案第三條中に『修正地價總額カ現在地租總額ヲ百分ノ二箇半ヲ以テ除シタルモノヲ超ユルトキハ現在地租總額ヲ百分ノ二箇半ヲ以テ除シタルモノヲ以テ修正地價總額トシ修正地價ニ按分シテ每筆ノ地價ヲ定ム』との規定を新に挿入したり。元來宅地地價修正の目的は、國庫の增收を計らんとするに非ずして、負擔の公平を期せんとするに外ならざるを以て、政府は地價修正實行の結果は必ず現在地租總額を超ゆるが如きことなかるべきことを議會に宣

言したれども、貴族院は之を法律に明定するの必要ありとして、右の如き規定を設けしなり。

右貴族院の修正に對しては衆議院も同意を表せしを以て、玆に多年の宿題たりし宅地地價修正法案は遂に兩院を通過するに至り、明治四十三年三月法律第三號を以て左の如く公布せられたり。

宅地地價修正法（明治四十三年三月二十五日法律第三號）

第一條　本法ニ於テ宅地ト稱スルハ郡村宅地及市街宅地ヲ謂フ

第二條　本法施行ノ際ニ於ケル宅地ノ地價ハ本法ニ依リ之ヲ修正ス

第三條　宅地ノ修正地價ハ本法ニ依リ定メタル賃貸價格ノ十倍トス但シ賃貸價格ノ十倍カ市街宅地ニ在リテハ現在地價ノ十八倍郡村宅地ニ在リテハ現在地價ノ七倍二割ヲ超ユルトキハ市街宅地ニ在リテハ現在地價ノ十八倍郡村宅地ニ在リテハ現在地價ノ七倍二割ヲ以テ其ノ地價トス

前項ニ依ル修正地價總額カ現在地租總額ヲ百分ノ二箇半ヲ以テ除シタルモノヲ超ユルトキハ現在地租ヲ百分ノ二箇半ヲ以テ除シタルモノヲ以テ修正地價總額トシ前項ニ依ル修正地價ニ按分シテ每筆ノ地價ヲ定ム

本法ニ於テ賃貸價格ト稱スルハ貸主カ公課、修繕費其ノ他土地ノ維持ニ必要ナル經費ヲ負擔スル條件ヲ以テ之ヲ賃貸スル場合ニ於テ貸主ノ收得スヘキ金額ヲ謂フ

第四條　宅地ノ賃貸價格ハ宅地賃貸價格調査委員會ノ調査ニ依リ政府之ヲ決定ス

政府ハ調査委員會ノ決議ヲ不當ト認ムルトキハ之ヲ再調査ニ付ス

左ノ場合ニ於テハ政府ニ於テ宅地ノ賃貸價格ヲ決定ス

一　調査委員會成立セサルトキ

二　調査委員會ノ調査ニ付シタル日ヨリ六十日以內ニ調査結了セサルトキ

三　調査委員會ノ再議ニ付スルモ其ノ決定仍不當ト認ムルトキ

四　調査委員會ノ再議ニ付シタル日ヨリ二十日以內ニ調査結了セサルトキ

第五條　稅務署長ハ所轄內各市町村ニ於ケル宅地ノ賃貸價格ヲ調査シ宅地賃貸價格調査委員會ニ提出スヘシ

第六條　各稅務署所轄內ニ宅地賃貸價格調査委員會ヲ置ク但シ稅務署所轄內ニ市制ヲ施行スル地方ヲ包含スルトキハ市制ヲ施行スル地方ト其ノ他ノ地方トニ區別シテ之ヲ置ク

調査委員ノ定數ハ十人トス但シ地方ノ狀況ニ依リ命令ヲ以テ之ヲ增減スルコトヲ得

第七條　調査委員ハ調査委員選擧人之ヲ選擧ス調査委員ニ選ハレタル者ハ正當ノ事故ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

調査委員ハ其ノ職務ノ終了ニ因リ解任ス

第八條　調査委員選擧人ノ定數ハ其ノ選擧區域內ニ於テ宅地ノ地租ヲ納ムル義務アル者五十人ニ付一人トス但シ義務者千人以上ナルトキハ二十人ニ止メ義務者五十人未滿ナルトキハ一人トス

第九條　調査委員ノ選擧區域ハ調査委員會ヲ置クヘキ區域ニ依リ調査委員選擧人ノ選擧區域ハ市町村ノ區域ニ依ル

第十條　選擧執行ノ日ニ於テ現ニ地租名寄帳ニ宅地地租納稅者トシテ登錄セラレタル者ハ當

該選擧區域內ニ於テ調査委員選擧人ヲ選擧シ又ハ調査委員若ハ調査委員選擧人ニ選擧セラルルコトヲ得但シ左ニ記載スル者ハ此ノ限ニ在ラス

一　無能力者

二　身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者及家資分散若ハ破産ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定確定スルニ至ル迄ノ者

三　國稅滯納處分ヲ受ケタル後一年ヲ經サル者

四　六年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ處セラレタル者又ハ舊刑法ノ禁錮ニ處セラレタル者ニシテ其ノ刑ノ執行ヲ終ル迄ノ者又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

五　六年未滿ノ懲役若ハ禁錮ニ處セラレタル者又ハ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレ復權ヲ得サル者

第十一條　調査委員選擧人及調査委員ノ選擧竝調査委員會ノ會議ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條　政府ハ其ノ決定シタル賃貸價格ニ依リ修正地價ヲ定メ之ヲ市町村長ニ通知スヘシ」

市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ市役所又ハ町村役場ニ於テ二十日間其ノ市町村內ニ於テ宅地ノ地租ヲ納ムル義務アル者又ハ其ノ納稅管理人ノ縱覽ニ供スヘシ

第十三條　宅地ノ地租ヲ納ムル義務アル者又ハ其ノ納稅管理人修正地價ニ不服アルトキハ縱覽期間滿了ノ日ヨリ三十日以內ニ政府ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第十四條　前條ノ申立アリタルトキハ政府ハ修正地價ヲ決定シ之ヲ異議申立者ニ通知スヘシ

第十五條　前條ノ決定ニ對シ不服アルトキハ訴願又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

第十六條　本法中市トアルハ東京市、京都市、大阪市、北海道及沖繩縣ニ在リテハ區トス戶長ノ職務ヲ行フ區域ハ本法ニ於テハ之ヲ町村ト看做ス

附　則

第十七條　本法ニ依リ地價ヲ修正シタル宅地ニ付テハ明治四十四年分地租ヨリ修正地價ニ依リ地租ヲ徵收ス

第十八條　本法施行後明治四十三年十二月三十一日迄ノ間ニ地租條例ニ依リ地價ヲ設定シ又ハ修正シタル宅地ニ付テハ更ニ本法ニ依リ地價ヲ修正シ明治四十四年分地租ヨリ其ノ修正地價ニ依リ地租ヲ徵收ス

第十九條　荒地免租年期又ハ低價年期ヲ有スル宅地ニ付テハ本法ニ依リ地價ノ修正ヲ爲サス年期明ニ至リ類地ノ比準ニ依リ其ノ地價ヲ修正ス

荒地免租年期ヲ有スル宅地ニシテ低價年期ヲ許可セラレタルトキハ其ノ年期明ニ至リ前項ノ規定ヲ適用ス

第二十條　本法施行前耕地整理法又ハ明治三十年法律第三十九號ニ依リ耕地ノ整理又ハ土地ノ改良ニ著手シ事業成功ニ至ラサル地區內ニ在ル宅地ニ付テハ本法ニ依リ地價ノ修正ヲ爲サス事業成功ニ至リ本法ニ依リ地價ヲ修正シタル類地ノ比準ニ依リ其ノ地價ヲ修正ス

第二十一條　開墾著手後九年ヲ經過セサル宅地又ハ鍬下年期若ハ地價据置年期ヲ有スル宅地ニ付テハ本法ニ依リ地價ノ修正ヲ爲サス開墾著手後十年目又ハ年期明ニ至リタルトキ類地

ノ比準ニ依リ其ノ地價ヲ修正ス

第二十二條　前三條ノ場合ニ於テ地租ヲ徵收スヘキ宅地ニ付テハ其ノ修正地價ニ依リ地租ヲ徵收ス

徵收スルニ至ル迄左ノ各號ニ依リ地租ヲ徵收ス

一　北海道ノ宅地ニ在リテハ現地價ニ對スル百分ノ三箇四ノ地租額ヲ百分ノ二箇半ヲ以テ除シタルモノヲ以テ地價トシ之ニ對スル地租ヲ徵收ス

二　府縣ノ宅地ニ在リテハ現地價ニ對スル百分ノ四箇七ノ地租額ヲ百分ノ二箇半ヲ以テ除シタルモノヲ以テ地價トシ之ニ對スル地租ヲ徵收ス

前項ノ規定ハ明治四十四年分地租ヨリ之ヲ適用ス

以下本法に基きて實行せられたる宅地地價修正事業の經過及結果を概說すべし。

第二目　宅地地價修正の準備調査

宅地地價修正事業は、從前施行せられたる田畑地價修正事業に於けるが如く、單に法定の修正地價を按分して土地臺帳の地價を更正するが如き、簡單なるものと異り、先づ各筆の賃貸價格を調査し、而して之に依りて修正地價を算出し、以て土地臺帳の地價を更正すべきものなるが故に、修正地價の基礎たる賃貸價格の調査は、宅地地價修正事業中最も重要なるものなり。然るに此の調査たる頗る難事にして、一朝一夕の能くすべき所に非ざるのみならず、之に要する經費も亦尠少に非ざるを以て、政府は曩に第二十二回帝國議會に始めて宅地地價修正法案を提出するに當りては、主として全國の總額に著眼して內容の詳細に入らず、其の各地間の權衡の如きは、法律の實施に臨みて精密なる調査を爲したる上更に調査機關の評定に委ね、以て適當なる結果を得んとしたり。然るに衆議院は、法律の成立に先ちて各府縣郡市の負擔增減の狀況豫想を詳にせんことを要望し、政府の豫備調査の不充分なるを非難したり。依つて政府は之に鑑み、議會閉會後直に賃貸價格及修正地價の概算調査に著手し、各地の權衡統一を圖ることを主たる目的と爲したり。之れ實に宅地地價修正準備事業の第一著手なりとす。右調査は明治三十九年の初め之に著手し、第一回調査及第二回調査の順序を經て、歲末に至り終了したり。其の調査の順序及方法は頗る複雜多岐なるも、其の要領を摘記すれば左の如し。

（一）　一地一筆毎に地位品格の優劣を調査し、同一位格のものは、其の地の連續すると否とに拘らず之を同一等級に編入し、別に各等級毎に町村又は大字の區域に從ひ標準地を選定して、其の賃貸價格に依り同一等級の宅地に對する賃貸價格と爲し、毎地斯くの如くして稅務署管內全部に及ぼし、甲乙町村又は大字の權衡を考查し、其の他各市郡各府縣の比較に就ては以下各號記述する所の方法に依りて統一せしめ、毎筆調査にして粗密を異にするもの及精確を缺くものに就ては事務の進捗に從つて幾回も之を是正し、以て遺算なからんことを期したり。

（二）　賃貸價格調査に關する細目其の他修正事務取扱の順序は、之を宅地地價修正實施順序に規定し、總て之に準據せしめたり。

（三）　全國宅地の等級を査案し、其の統一を圖るに便ならしむる爲め、宅地等級に對する賃貸價格を一定し、全國一律に出でしめ、各等級間の賃貸價格の間差に就ては、充分の調査研究を盡したり。

（四）　各地賃貸價格の權衡を保たしむる爲め、郡市町村の等位を定め、稅務署に於ては郡村宅地の市町村等位を、稅務監督局に於ては市街宅地の市町村等位及郡村宅地の郡市等位を詮定せしめ、全

國統一上の資料と爲したり。

（五） 郡市町村の等位を詮定するの外、市制地及市制地を除きたる各府縣郡部に對する一坪當平均賃貸價格を調査し、權衡保持の資料に供したり。

（六） 以上の外各市又は町村の最高級又は中間等級に當る宅地の優劣を比較考量して、之に擬したる等級の當否を議し、大藏省よりは全國に吏員を派遣して調査の趣旨徹底に努めたり。之を要するに、各地宅地の賃貸價格は、或は計數上より或は大觀上より、歸納的に又は演繹的に、每筆の地位等級を比較商量して、字の全部に及ぼし、字より大字に、大字より町村に、町村より郡市に、郡市より府縣に及び、遂に全國に於ける宅地の地位等級を詮考し、其の權衡統一を稽査したるものにして、概算調査としては略、完全の域に達せしものと謂ふべし。

以上の如くにして概算調査は旣に終了せしと雖も、稅法審査委員會作成の宅地地價修正法案は、第二十三回帝國議會に提出せらるるに至らずして、更に稅法整理案審査會の審査に付せられしを以て政府は準備調査をして一層精密ならしめんが爲に、更に第三回の調査を行ふこととなり、明治四十年四五月の交より其の準備を整へ、七月中旬より一般に之が調査に著手したり。其の調査の方法は前回と同一にして、每筆より全般に及ぼし、不公平を矯め、誤謬を正し、遺漏を補足する所ありたり。第二十四回帝國議會提出の宅地地價修正法案の參考資料と爲したるもの卽ち之なり。

然るに第二十四回帝國議會に於ける提出案は、旣述の如く政府之を撤回せしが、修正事業の準備調査は毫も之を緩むることなく、更に明治四十一年七月一日現在を基礎として前回の調査を補正し、更に完璧を期する爲め第四回調査を行ひたり。之れ卽ち第二十六回帝國議會に提出せられたる同法案の參考資料と爲したるものなり。

之を要するに宅地の地位等級、賃貸價格の調査其の他之に關する諸般の資料蒐集は、非常なる勞苦と多大の經費とを費して明治三十九年以降四回に及びて行はれ、回を重ぬる每に步一步精密の度を增し、第二十二回帝國議會提出當時のものに比すれば、全く面目を一新するに至りしものなるが、今第二十六回帝國議會提出案の參考資料と爲したる第四回準備調査の結果、竝に同議會に於て貴族院が法案に加へたる修正に基き概算したる見込額を揭ぐれば左表の如し。

（一） 宅地修正地價額及地租額概算表（原案に依るもの）

區分	摘要	市部			郡部			合計		
		市街宅地	郡村宅地	計	市街宅地	郡村宅地	計	市街宅地	郡村宅地	計
地價修正を爲すもの	賃貸價格總額	三四、五四五、一〇六 円	二七六、三九 円	三四、八二一、五三五 円	三、八五一、九九九 円	三八、五一〇、六一三 円	四二、三六二、六一三 円	三八、三九七、九四二 円	三八、七八六、九四二 円	七七、一八四、一四九 円
	修正見込地價	三〇一、四一九、二七六	二、六〇四、八九三	三〇四、〇二四、一七三	三五、九一五、三一七	四一三、七五六、三三四	四五八、六七二、〇五〇	三三七、三三四、五二九	四一九、四七二、〇二三	七六二、七〇六、一九九
	現在地價	三二、八一八、〇四三	四二、二九六	三三、二六〇、三四三	五、三二一、八〇〇	一〇六、八九八、九一〇	一一二、二二〇、七一七	三七、一三九、八四三	一一一、一〇九、七一三	一四九、二四九、九六〇
	修正地價の現在地價に對する倍數	九倍一割八分	六倍三割二分	九倍一割五分	六倍七割五分	三倍五割三分	三倍六割九分	八倍四分	三倍五割五分	四倍九割四分
	修正見込地租	七、五三五、四八六	六、五三七	七、六〇〇、六〇七	八九七、八八一	九、四四六、五二九	一〇、三四四、四一〇	八、四三三、三六七	九、五二一、六五〇	一七、九四五、〇一七
	現在地租	六、五三七、三〇五	三一、七三三	六、五七〇、〇七六	一、〇六三、六七五	八、五四一、二八四	九、六〇四、九五九	七、六〇〇、九六〇	八、五七四、〇七七	一六、一七五、〇三七
地價の修正を爲さざるもの	現在地價	六二、六〇三	四、七九九	六七、四〇二	九二二	二三三、三五三	二三四、二六四	六三、五一四	二三八、一五二	二九一、六六六
	租率改正見込地租	三、四四一	二六四	三、七〇五	五〇	一三、二八五	一三、三三五	三、四九一	一三、五四九	一六、〇四〇
	現在地租	一三、五三〇	三八四	一三、九一四	一八一	一七、八六八	一八、〇四九	一三、七〇一	一八、二五一	三〇、九五三

地價修正に依る見込地租合計　一七、九六一、〇五七圓

租率改正に依る見込地租合計　六八七

內　道路成等異動地整理其の他に依り法律實施の際減少見込額	一、五三四、八七四圓
差　引	一六、四二六、一八三圓
現在地租	一六、二〇五、九九〇圓
比較增	二二〇、一九三圓

（備　考）一、地目變換に依り宅地となり未だ地價據置の期間に在るものに就ては、地租條例に依る修正地價を現在地價とし計算せり。但し該宅地の現實の賃貸價格の總額と地租條例に依る修正額との對比は左の如し。

現實賃貸價格の地租	二二四、四八四圓
地租條例に依る修正地租	三八八、二五四圓
差　引　增	一六三、七七〇圓

二、現在地租は現在地價と租率とに依つて計算したるを以て實際とは多少の相違あり。

三、金額の圓位未滿は之を切捨てたるを以て集計と符合せず。

四、本表は宅地地價修正法案の參考書として第二十六回帝國議會に提出したるものの內最も主要なるものに屬す。

（二）宅地修正地價額及地租額概算表（貴族院の修正に依るもの）

區分	摘要	市部			郡部			合計
		市街宅地	郡村宅地	計	市街宅地	郡村宅地	計	
地價の修正を爲すもの	賃貸價格總額	三四、五四五、二二六円	二七六、三二九円	三四、八二一、五三五円	三、八五一、九九九円	三八、五一〇、六一三円	四二、三六二、六一三円	七七、一八四、一四九円
	修正見込地價	—	—	二九五、九四三、四二七	—	三九一、〇六五、七四七	三八、三九七、三二六	六八七、〇〇九、一八四
	現在地價	—	—	三三、三三〇、二七九	—	二三、二三五、四三五	三八、七八六、九四二	一四五、四四五、七〇四
	修正見込地租	—	—	七、三九八、五七九	—	九、七七六、六四七	三八、三九七、三二六	一七、一五五、三二六
	現在地租	—	—	六、五七〇、〇六一	—	九、六二四、五四九	三八、三九七、三二六	一六、一七四、六一〇

（備　考）現在地價・地租に於て前表の數字と符合せざるは誤謂發見の結果なり。

修正地價の基礎となるべき宅地賃貸價格の調査は、前述の如く準備事業として既に四回の調査を經たりしも、明治四十三年三月愈、宅地地價修正法制定せらるゝや、更に新に調査を爲すの必要あり。殊に當時に至りては第四回調査の後一年有餘の年月を經て、宅地の異動變遷亦少からざるが故に、政府は法律公布後直に全國の稅務署をして第五回の調査に著手せしめしが、右調査は同年初秋に至りて一般調査を終了せしを以て、直に其の結果を大藏省に具して認可を申請せしめたり。大藏省は各地の實況に稽へ、又準備調査の成績に較べ、彼此の權衡を計りて之を認可し、之を以て稅務署長が宅地賃貸價格調査委員會に提出する原案たらしめたり。而して宅地賃貸價格の調査方法に關しては、全國の統一を保ち各地の權衡を得せしめんが爲め、第一回準備調査に際して「宅地地價修正實施順序」を制定し、爾後準備調査を行ふ毎に必要なる條項を加除修正し、之に準據して調査を爲さしめしが、第五回の調査を行ふに當りて更に之に改訂を加へ、明治四十三年四月十八日、主稅局長より之を各稅務監督局及稅務署に通牒したり。今其の全文を擧ぐれば左の如し。

宅地地價修正實施順序

一　稅務署ニ關スルモノ

第一條　宅地ノ異動ニシテ土地臺帳其ノ他關係帳簿地圖ノ加除訂正ヲ要スルモノハ修正事務著手前ニ之ヲ整理スヘシ

第二條　地價修正ヲ爲スヘキ宅地ノ現在額ニ付テハ修正事務著手前ニ確實ニ整理シ關係各帳簿ノ一致ヲ認メタル上著手スルヲ要ス

一　直接稅　第一節　地租

第三條　地價ノ修正ヲ爲スヘキ宅地ニ對スル事項ヲ一見明瞭ナラシムル爲宅地一筆限調書ヲ作成スヘシ但シ準備調査ノ際作成シタルモノヲ襲用スルトキハ之ニ相當修補ヲ加フヘシ

第四條　宅地地價修正法ニ依ル地價ノ修正ニ付テハ地盤ノ丈量ヲ爲サス但シ郡村宅地ノ地目ヲ有スルモノハ土地臺帳ニ揭ケタル段別ヲ坪數ニ換算スヘキモノトス

第五條　宅地ノ賃貸價格ハ左記ノ方法ニ依リ調査スヘシ

一　宅地ノ賃貸價格ヲ調査スル爲宅地ニ等級ヲ附ス

二　宅地ノ等級ハ地利ノ便否、商業ノ繁閑、需給ノ關係其ノ他ノ狀況ニ依リ宅地ノ地位品格ヲ勘案シテ之ヲ定ム

三　同等級內ノ宅地ノ標準ト爲ルヘキ土地ヲ選定シテ標準地ト爲ス

四　標準地ヲ選定スルハ左ノ方法ニ依ル

イ　標準地ハ市（東京市、京都市、大阪市、名古屋市、北海道及沖繩縣ニ在リテハ區以下皆同シ）町村每ニ各等級之ヲ選定スルコト但シ地方ノ狀況ニ依リ大字每ニ之ヲ選定スルコトヲ得

ロ　標準地ハ當該等級ノ賃貸價格ノ標準ト爲ルヘキモノナルカ故ニ中庸ヲ得タルモノヲ選定スルコト

ハ　標準地ハ成ルヘク實際賃貸ニ付セラレタル土地ニ就キ之ヲ選定スルコト

五　標準地ノ賃貸價格ヲ調査シテ同等級內ノ宅地ノ賃貸價格ノ標準トナス

六　標準地ノ賃貸價格ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ調査ス

イ　賃貸價格ハ實際當事者間ニ於ケル契約ノ價格ニ依ル但シ其ノ價格カ地位品格ニ比シ不適當ナリト認ムルトキ又ハ其ノ契約カ宅地地價修正法第三條第三項ノ賃貸價格計算方法ト異ルトキハ適實ニ斟酌シテ之ヲ定ムルコト

ロ　標準ト爲スヘキ宅地カ實際賃貸ニ付セラレサルトキ又ハ賃貸ニ付セラルルモ其ノ賃貸價格ヲ知リ難キトキハ適實ニ斟酌シテ賃貸價格ヲ定ムルコト

ハ　イ號但書及ロ號ノ場合ニ於テハ通則トシテ近傍宅地ノ賃貸價格又ハ其ノ地若ハ近傍宅地ノ時價ヲ參酌シテ賃貸價格ヲ算出スルコト

ニ　賃貸價格ハ一坪當ヲ單位トシ年額ヲ以テ算出スルコト

ホ　穀類其ノ他ノ物品ヲ以テ契約シタルモノニ對シ金額ニ換算スルトキハ前三年ノ平均價格ニ依ルコト

ヘ　換算ニ用ユル米穀ノ相場ハ當該地方產出米穀ノ大部分カ取引セラルル場所ニ於ケル收納時期三月間ノ上中下ノ平均相場ニ依ルコト但シ郡相場又ハ村相場ニ依ルノ慣例アル地方ニシテ適當ト認ムルトキハ該相場ニ依ルコトヲ得

ト　米穀以外ノ物品ニ對スル換算相場亦ヘ號ノ方法ニ準スルコト

チ　標準ト爲スヘキ宅地ノ賃貸價格カ表坪ト裏坪ト高低ノ差アルトキハ其ノ平均ヲ以テ之ヲ定ムルコト

リ　イ號乃至チ號ニ依ル賃貸價格カ第七號ニ規定シタル甲乙等級ノ中間ニ在ルトキハ低キ一方ノ等級ニ依リテ標準地ノ等級ヲ定ムルコト

七　宅地ノ等級ハ全國劃一ヲ期スル爲左ノ如ク之ヲ定ム

賃貸價格一坪當年額	壹圓	十級	賃貸價格一坪當年額	壹錢	十九級	賃貸價格一坪當年額	貳錢八厘
一級同	壹圓貳厘	十一級同	二十級同	壹錢貳厘	參級同	參錢	
二級同	貳圓	十二級同	二十一級同	壹錢四厘	參錢參厘		
三級同	參圓	十三級同	二十二級同	壹錢六厘	參錢六厘		
四級同	四圓	十四級同	二十三級同	壹錢八厘	四錢		
五級同	五圓	十五級同	二十四級同	貳錢	四錢五厘		
六級同	六圓	十六級同	二十五級同	貳錢貳厘	五錢		
七級同	七圓	十七級同	二十六級同	貳錢四厘	五錢五厘		
八級同	八圓	十八級同	二十七級同	貳錢六厘	六錢		
九級同	九圓						

二十八級	賃貸價格一坪當年額	六錢五厘	四十九級	賃貸價格一坪當年額	貳拾八錢	七十級	賃貸價格一坪當年額	壹圓拾錢
二十九級	同	七錢	五十級	同	參拾錢	七十一級	同	壹圓拾五錢
三十級	同	七錢五厘	五十一級	同	參拾貳錢	七十二級	同	壹圓貳拾錢
三十一級	同	八錢	五十二級	同	參拾四錢	七十三級	同	壹圓貳拾五錢
三十二級	同	八錢五厘	五十三級	同	參拾六錢	七十四級	同	壹圓參拾錢
三十三級	同	九錢	五十四級	同	參拾八錢	七十五級	同	壹圓參拾五錢
三十四級	同	九錢五厘	五十五級	同	四拾錢	七十六級	同	壹圓四拾錢
三十五級	同	拾錢	五十六級	同	四拾參錢	七十七級	同	壹圓四拾五錢
三十六級	同	拾壹錢	五十七級	同	四拾六錢	七十八級	同	壹圓五拾錢
三十七級	同	拾貳錢	五十八級	同	五拾錢	七十九級	同	壹圓五拾五錢
三十八級	同	拾參錢	五十九級	同	五拾五錢	八十級	同	壹圓六拾錢
三十九級	同	拾四錢	六十級	同	六拾錢	八十一級	同	壹圓六拾五錢
四十級	同	拾五錢	六十一級	同	六拾五錢	八十二級	同	壹圓七拾錢
四十一級	同	拾六錢	六十二級	同	七拾錢	八十三級	同	壹圓七拾五錢
四十二級	同	拾七錢	六十三級	同	七拾五錢	八十四級	同	壹圓八拾錢
四十三級	同	拾八錢	六十四級	同	八拾錢	八十五級	同	壹圓九拾錢
四十四級	同	拾九錢	六十五級	同	八拾五錢	八十六級	同	貳圓
四十五級	同	貳拾錢	六十六級	同	九拾錢	八十七級	同	貳圓拾錢
四十六級	同	貳拾貳錢	六十七級	同	九拾五錢	八十八級	同	貳圓貳拾錢
四十七級	同	貳拾四錢	六十八級	同	壹圓	八十九級	同	貳圓參拾錢
四十八級	同	貳拾六錢	六十九級	同	壹圓五錢	九十級	同	貳圓四拾錢

九十一級	同	貳圓五拾錢	百六級	同	四圓參拾錢	百二十一級	同	七圓五拾錢
九十二級	同	貳圓六拾錢	百七級	同	四圓四拾五錢	百二十二級	同	七圓八拾錢
九十三級	同	貳圓七拾錢	百八級	同	四圓六拾錢	百二十三級	同	八圓拾錢
九十四級	同	貳圓八拾錢	百九級	同	四圓八拾錢	百二十四級	同	八圓四拾錢
九十五級	同	貳圓九拾錢	百十級	同	五圓	百二十五級	同	八圓七拾五錢
九十六級	同	參圓	百十一級	同	五圓貳拾錢	百二十六級	同	九圓拾錢
九十七級	同	參圓拾錢	百十二級	同	五圓四拾錢	百二十七級	同	九圓五拾錢
九十八級	同	參圓貳拾錢	百十三級	同	五圓六拾錢	百二十八級	同	拾圓
九十九級	同	參圓參拾錢	百十四級	同	五圓八拾錢	百二十九級	同	拾圓五拾錢
百級	同	參圓四拾錢	百十五級	同	六圓	百三十級	同	拾壹圓
百一級	同	參圓五拾五錢	百十六級	同	六圓貳拾五錢	百三十一級	同	拾壹圓五拾錢
百二級	同	參圓七拾錢	百十七級	同	六圓五拾錢	百三十二級	同	拾貳圓
百三級	同	參圓八拾五錢	百十八級	同	六圓七拾五錢	百三十三級	同	拾貳圓五拾錢
百四級	同	四圓	百十九級	同	七圓	百三十四級	同	拾參圓
百五級	同	四圓拾五錢	百二十級	同	七圓貳拾五錢			

賃貸價格年額拾參圓以上ハ七拾五錢ヲ增ス每ニ一級ヲ進メ年額貳拾貳圓以上ハ壹圓ヲ增ス每ニ一級ヲ進ム

八　宅地ノ等級ヲ賃地ニ定ムルハ左ノ方法ニ依ル

イ　各市町村又ハ大字ヲ達觀シ其ノ宅地ノ地位品格ニ應シ差等ヲ設クルヲ相當トスヘキ區域ニ之ヲ分割スルコト

ロ　差等ヲ設クルヲ相當トスヘキ程度ハ第七號ノ賃貸價格ヲ目安ト爲スコト

ハ　同一若ハ類似ノ狀況ニ在ル宅地ハ彼此ノ土地カ接續スルト否ヲ論セス之ヲ同一等級內ニ編級シ之ニ對スル賃貸價格ハ標準地ノ賃貸價格ニ依ルコト

九　宅地等級ノ區域ヲ明瞭ナラシムル爲左ノ方法ニ依リ地圖ヲ調製ス

イ　地圖ハ之ヲ甲乙ニ分チ甲圖ハ山川溝渠道路及宅地ノ所在ヲ示シ乙圖ハ適當ノ區分ニ依リ每筆ノ位置形狀地番及周圍ノ狀況ヲ示スコト

ロ　乙圖ハ成ルヘク色別ケニ依リ各等級ヲ示シ且其ノ等級ヲ記入スルコト

ハ　各等級ノ標準地ハ適當ノ方法ヲ以テ其ノ位置ヲ表示スルコト

ニ　地方ノ狀況ニ依リ甲乙圖ニ分ツノ必要ナキモノハ甲圖ノ調製ヲ省略スルコト

ホ　點在セル宅地ノミニシテ集團部分ナキ地方又ハ集團アルモ僅少ノ部分ニ止マル地方ニシテ在來設備ノ地圖ヲ以テ其ノ必要ヲ充タスヲ便トスルモノハ甲乙圖ノ調製ヲ省略スルコト

ヘ　ニ號ホ號ノ地圖調製ノ省略ハ稅務監督局長ノ承認ヲ經タルモノニ限ル

第六條　修正法第三條第一項但書ノ制限ハ宅地等級ノ詮定及賃貸價格ノ調查ニハ何等關係ナキモノナルヲ以テ編級上斟酌ヲ加ヘ又ハ賃貸價格ノ調查ヲ高低スルカ如キコトナキヲ要ス

第七條　宅地ノ賃貸價格調查ノ資料ハ登記所又ハ土地ノ賣買貸借ノ周旋又ハ差配ヲ業トスル者ニ就キ調查スル等各種ノ方面ニ涉リテ之ヲ蒐集シ周到ナル調查ヲ爲スヲ要ス

前項蒐集シタル資料ハ細大遺漏ナク取纏メ整理シ置クヘシ但シ從前蒐集シタルモノニシテ解約ノ爲現ニ賃貸ニ付セラレサルモノモ參考トシテ整理シ置クヲ要ス

賣買ニ係ルモノト賃貸ニ依ルモノトヲ問ハス前項資料ニハ相當欄又ハ餘白ニ必ス其ノ一坪當額ヲ記入シ置クヲ要ス

第八條　標準地ノ選定及宅地等級ノ詮定宜ヲ得サルトキハ修正地價ノ衡平ヲ失スルニ至ルヘキヲ以テ市町村長ノ意見ヲ徵シ又ハ正實ナル者ニ顧問員ヲ囑託シテ其ノ意見ヲ參酌スル等適實ヲ缺カサルコトニ注意スル

ヲ要ス

第九條　宅地ノ編級及平均賃貸價格カ各市町村間ニ於テ權衡上宜ヲ得ルヤ否ヤニ付テハ豫テ調查シタル市町村ノ等位表ニ照シ又ハ準備調查ノ實蹟ニ對比シテ當否ヲ勘按スル等愼重調查ヲ遂ケ努メテ實際ノ地位品格ニ適應セシムルコトニ留意スルヲ要ス

第十條　隣接稅務署間ニ於テハ相互其ノ調查資料ヲ通報スルハ勿論尙實地視察ヲ要スルモノハ之ヲ遂行シ編級ニ付彼此衡平ヲ失ハサルコトニ注意スヘシ殊ニ他署トノ隣接地點ノ編級ニ於テ彼此相違ナキヤ否ニ留意スルヲ要ス

第十一條　宅地ノ等級及賃貸價格ノ調查ハ稅務監督局長ノ命スル期限迄ニ之ヲ終了シ遲滯ナク其ノ顚末ヲ具シ稅務監督局長ニ稟議スヘシ但シ稟議書ニハ附屬樣式ノ宅地等級及賃貸價格表ヲ添附スルヲ要ス

第十二條　宅地ノ等級賃貸價格ノ調查終了シタルトキハ直ニ修正見込地價ヲ計算シ第三條ニ規定ノ宅地一筆限調書ヲ整理確定シ之ヲ以テ賃貸價格及其ノ他ノ報告ノ基礎ト爲スヘシ

地目變換ニ因リ宅地ト爲リ未タ地價据置ノ期間ニ在ル地ノ報告ハ直ニ修正見込地價ヲ以テ宅地地價修正法第三條第一項但書ノ現在地價トシテ取扱フヘキモノトス

第十三條　第十一條ノ稟議ニ對シ稅務監督局長ノ認可アリタルトキハ直ニ調查委員會開會ノ手續ヲ爲スヘシ

第十四條　調查委員會ニ提出スヘキ調查書ニハ宅地ノ位置坪數修正ノ等級賃貸價格及現在地價ヲ揭ケ宅地等級別標準地表及第五條第九號ノ地圖ヲ添付スヘシ

第十五條　宅地地價修正法第四條第二項ニ依リ再調查ニ付セムトスルトキハ意見ヲ附シ稅務監督局長ノ指揮ヲ受クヘシ

第十六條　賃貸價格ヲ決定セムトスルトキハ意見ヲ附シ稅務監督局長ノ指揮ヲ受クヘシ

第十七條　修正地價ノ調查結了後稅務監督局長ヨリ第三十四條ニ規定ノ令達ヲ受ケタルトキハ速ニ其ノ按分率ヲ每筆修正地價調查額ニ乘シテ修正地價ヲ決定スヘシ

第十八條　修正地價ヲ市町村長ニ通知スルトキハ宅地ノ位置、坪數及納稅義務者ヲモ記載シタルモノヲ以テスヘシ

第十九條　修正地價ニ付異議ノ申立ヲ爲ス者アルトキハ意見ヲ附シ遲滯ナク之ヲ稅務監督局長ニ送付スヘシ

第二十條　宅地地價修正法第十三條ノ期限經過シ修正地價確定シタルトキハ稅務監督局長ノ定メタル樣式ニ依ル修正地價額表ヲ添附シ其ノ旨稅務監督局長ニ報告スルト同時ニ土地臺帳其ノ他ノ帳簿ノ更正ヲ爲スヘシ

前項確定ニ係ル修正地價及宅地等級ハ之ヲ市町村ニ通知スヘシ

第二十一條　土地臺帳ヲ更正スルトキハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一　現在記載ノ沿革欄ニ「明治四十三年法律第三號宅地地價修正法ニ依リ地價修正及同年法律第二號ニ依リ地目改正ニ付次欄ニ改記ス」ト記シ元欄ハ朱抹シ次欄ニ揭記スルモノトス

二　元郡村宅地ノ地目ヲ有シタルモノニ在リテハ段別ヲ坪數ニ換算シテ記載スルモノトス

三　等級欄ニハ第五條第七號ノ規定ニ依リ編級シタル等級ヲ揭クルモノトス但シ現在地價ノ十八倍又ハ七倍二割ヲ以テ修正地價ト爲シタルモノニ在リテハ等級名ノ下ニ「制限付」ト附シ置クヲ要ス

四　沿革欄ニ記入スヘキ文字ニシテ不動ノモノハ活字又ハ木版ヲ用ユル等便宜ノ方法ニ依ルモノトス

第二十二條　土地臺帳附屬地圖ハ前條第三號ニ準シテ更正整理スヘシ

第二十三條　土地臺帳ニ添附ノ收穫地價一段當表（明治十七年大藏省第八十九號達ノ樣式ニ依ルモノ）ハ第五條第七號ノ宅地等級ニ依リ更正スヘシ但シ等級ノ更正ニ付テハ左記ノ區分ニ從フヲ要ス

一　第五條第七號ニ規定シタル賃貸價格ヲ十倍シタルモノヲ以テ修正地價ト爲スコト

二　元市街宅地ナルト元郡村宅地ナルトニ拘ラス總テ百坪當ヲ以テ修正地價ヲ計算スルコト

三　當該市町村ニ於ケル最高等級ヨリ以上ノ等級又ハ最低等級ヨリ以下ノ等級ハ之ヲ省略スルモ妨ナキコト

四　新規ノ用紙ニ記入シテ土地臺帳ニ添附シタル場合ニ在リテハ舊表ハ之ヲ朱抹シ編綴ノ儘保存シ置クコト

第二十四條　宅地地價修正法附則第十八條乃至第二十二條ニ依ル地目、地價ノ更正、段別ノ換算記載及修正地價確定竝市町村ヘノ通知及第三十五條ノ修正地價ニ依ル土地臺帳其ノ他ノ帳簿ノ更正竝市町村ヘノ通知ニ關シテハ第二十條乃至第二十二條ノ規定ヲ準用ス

第二十五條　市町村ヨリ稅務署ニ於ケル更正濟ノ土地臺帳ニ依リ直ニ地租名寄帳ノ更正ヲ爲スノ要求アリタルトキハ之ニ應スヘシ

前項ノ外市町村ヨリ地租名寄帳其ノ他ノ帳簿ノ更正ニ關シ協議アリタルトキハ成ルヘク便宜ヲ與ヘ更正上迅速ト正確トヲ期セシムヘシ

第二十六條　稅務署長ハ所轄內市町村ニ於ケル地租ニ關スル帳簿ノ整理ヲ監督シ成ルヘク速ニ其ノ整理ヲ完了セシムルコトニ努ムヘシ

第二十七條　稅務署長ハ市町村長ヨリ修正地價調書ヲ縱覽ニ供シタル月日ノ報告ヲ徵シ之ヲ稅務監督局長ニ申報スヘシ

第二十八條　宅地地價修正法第八條ノ調查委員選擧人ノ選擧區域內ニ於ケル納稅義務者ノ人員ハ市町村ヨリ報告セシメ置クヲ要ス

一　稅務監督局ニ關スルモノ

第二十九條　稅務監督局ニ於テ地價修正ノ事務取扱ニ關シ稅務署ニ令達シタルトキハ其ノ都度寫ヲ添ヘ主稅局長ニ報告スヘシ

第三十條　稅務署長ヨリ第十一條ノ稟議アリタルトキハ左記各號ニ付愼重調查ヲ爲スヘシ

一　稅務署所轄內ノ實況ニ徵シ能ク實際ニ適應スルヤ否

二　各稅務署間ニ於テ權衡宜ヲ得サルモノナキヤ否

三　宅地等級ノ詮定其ノ實地ニ對シ宜ヲ得ルヤ否

四　編級ノ數其ノ實況ニ比シ各地程度ヲ異ニスルモノナキヤ否

五　第六條ニ規定シタル如キ斟酌高低ヲ爲シタルコトナキヤ否

六　準備調査ニ係ル賃貸價格表ト對照シ其相違セル計數ハ適當ナルヤ否及每市町村一坪當平均賃貸價格ハ準備調査當時ノモノ又ハ豫期ノモノト符合スルヤ否竝符合セサルモノニ在リテハ其ノ近況ニ對スル適否

七　地價ノ修正ヲ爲ササル宅地殊ニ耕地整理地區內ノ宅地ヲ合算シタルコトナキヤ否

八　修正地價ノ制限ヲ爲スヘキモノニ對シ之ヲ制限セス又無制限ニ依ルヘキモノニ對シ制限ヲ爲シタルコトナキヤ否

九　標準地ニ詮定シタルモノノ內其ノ貸借料及貸借當事者相互ノ關係ニ於テ不適當ト認ムルモノナキヤ否

十　宅地等級及賃貸價格表ノ調理方式ニ違フモノナキヤ否

第三十一條　前條ノ調査ヲ遂ケタルトキハ意見ヲ附シ大藏大臣ニ稟議スヘシ但シ稟議書ニハ附屬樣式ノ宅地等級及賃貸價格表ヲ添附スルヲ要ス

第三十二條　前條ノ稟議ニ對シ大藏大臣ノ指令アリタルトキハ速ニ稅務署長ニ指令スヘシ

第三十三條　稅務監督局長ハ地價修正事務監督ノ爲部下ノ官吏ヲ派シ調査ノ衡平ヲ得セシムルト同時ニ其ノ進捗ヲ圖ルヘシ

他局管內トノ接續地點ニ付テハ殊ニ留意シテ不權衡ナキヲ期スヘシ

第三十四條　稅務監督局長宅地地價修正法第三條第二項ノ按分ニ關シ大藏大臣ヨリ按分率ノ達ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ稅務署長ニ達スヘシ

第三十五條　宅地地價修正法施行規則第十九條ニ依リ修正地價ヲ決定セムトスルトキハ大藏大臣ニ稟議スヘシ

稅務監督局長修正地價ヲ決定シタルトキハ所轄稅務署長ヲ經テ之ヲ異議申立者ニ通知スヘシ

第三十六條　宅地地價賃貸價格調査ノ狀況ハ時々之ヲ主稅局長ニ報告スルヲ要ス

稅務署別ニ最モ迅速ニ報告ズルヲ要ス

第三十七條　第十六條ニ依リ稅務署長ニ指令セムトスルトキハ大藏大臣ニ稟議スヘシ但シ稟議書ニハ附屬樣式ノ宅地等級及賃貸價格表ヲ添附スルヲ要ス

第三十八條　修正地價確定額ニ付稅務署長ヨリ第二十條ノ報告アリタルトキハ稅務監督局長ハ之ヲ大藏大臣ニ報告スヘシ但シ報告書ニハ附屬樣式ノ宅地等級及修正地價額表ヲ添附スルヲ要ス

（附屬樣式省略）

第四目　宅地賃貸價格調査委員會の設置及調査

宅地地價修正法の規定に依れば、賃貸價格は宅地賃貸價格調査委員會の調査に依り、政府之を決定するものなり。故に政府は前述の如く賃貸價格の調査に著手すると共に、他方に於ては宅地地價修正法に從ひ宅地賃貸價格調査委員選擧人及同調査委員の選擧を執行するの必要あり。玆に於て明治四十三年四月勅令第二百三號を以て左の如く宅地地價修正法施行規則を公布し、右調査委員會に關する諸規定を定めたり。

宅地地價修正法施行規則（明治四十三年四月十二日勅令第二百三號）

第一條　宅地賃貸價格調査委員選擧人ノ選擧事務ハ市町村長之ヲ執行シ宅地賃貸價格調査委員ノ選擧事務ハ稅務署長之ヲ執行ス

第二條　稅務署長ハ調査委員選擧人ノ選擧期日ヲ定メ少クトモ選擧期日二十日前之ヲ市町村

長ニ通知スヘシ

市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ少クトモ選擧期日十五日前其ノ旨公示スヘシ

第三條　調査委員選擧人ノ選擧ハ記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

選擧人ハ自ラ投票所ニ至リ被選擧人一人ノ氏名ヲ記載シテ投票スヘシ

第四條　調査委員選擧人ノ選擧ヲ執行スルトキハ其ノ選擧資格ヲ有スル者二人ヲ選任シ投票及開票ニ立會ハシムヘシ

第五條　調査委員選擧人ノ選擧ハ投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選トス投票ノ數同シキトキハ年長者ヲ取リ同年月ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第六條　調査委員選擧人ノ選擧ヲ終了シタルトキハ市町村長ハ直ニ當選人ノ氏名ヲ公示シ且之ヲ稅務署長及當選人ニ通知スヘシ

第七條　稅務署長ハ調査委員ノ選擧期日ヲ定メ少クトモ十五日前其ノ旨公示シ且之ヲ調査委員選擧人ニ通知シ調査委員ノ選擧ヲ行ハシムヘシ

調査委員選擧ノ投票ニ記載スヘキ被選擧人ノ數ハ調査委員ノ定數ノ五分ノ一トス但シ一人未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ之ヲ一人トシテ計算ス

一投票ニ記載シタル被選擧人ノ人員前項ニ定メタル數ニ不足スルトキト雖其ノ投票ハ之ヲ有効トス

第三條乃至第五條ノ規定ハ調査委員ノ選擧ニ之ヲ準用ス

第八條　調査委員ノ選擧ヲ終了シタルトキハ稅務署長ハ直ニ當選人ノ氏名ヲ公示シ且之ヲ當選人ニ通知スヘシ

第九條　調査委員選擧人又ハ調査委員ノ選擧ニ於テ當選人定數ニ達セサルトキハ其ノ不足ノ員數ニ對シ更ニ選擧ヲ行ハシムヘシ

第十條　調査委員選擧人又ハ調査委員ニ闕員ヲ生シタルトキハ次點者ヲ以テ之ヲ補フ其ノ得點ノ數同シキトキハ第五條ノ規定ヲ準用ス

第十一條　調査委員會ハ稅務署長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク

第十二條　調査委員會ハ開會ノ始ニ於テ調査委員中ヨリ會長ヲ選擧スヘシ

會長出席セサルトキハ出席シタル調査委員中ノ年長者其ノ職務ヲ行フ

第十三條　調査委員會ハ定員ノ過半數ニ當ル委員出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス」

議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第十四條　調査委員ハ自己ノ所有地若ハ納稅義務アル土地又ハ納稅管理ノ土地ニ關スル決議ニ與ルコトヲ得ス

第十五條　稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査委員會ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第十六條　調査委員會ノ決議ハ會長之ヲ稅務署長ニ通知スヘシ

第十七條　稅務署長ハ宅地地價修正法第四條ノ規定ニ依リ宅地ノ賃貸價格ヲ決定シ同法第十二條第一項ノ規定ニ依リ修正地價ヲ市町村長ニ通知スヘシ

第十八條　市町村長前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ翌日ヨリ之ヲ縱覽ニ供シ且其ノ旨公示

スヘシ

第十九條　宅地地價修正法第十三條ノ規定ニ依リ異議ノ申立ヲ爲サムトスル者ハ其ノ理由ヲ詳記シ稅務署長ヲ經由シテ稅務監督局長ニ申出ツヘシ

前項ノ申出アリタルトキハ稅務監督局長ハ修正地價ヲ定メ之ヲ異議申立者ニ通知スヘシ

第二十條　調査委員ニハ手當及旅費ヲ支給ス

前項ノ手當及旅費ニ關スル規定ハ大藏大臣之ヲ定ム

第二十一條　本令中市トアルハ東京市、京都市、大阪市、北海道及沖繩縣ニ在リテハ區トス

戶長ノ職務ヲ行フ區域ハ本令ニ於テハ之ヲ町村ト看做ス

附　則

本令ハ宅地地價修正法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右規則は時勢の要求と所得稅・營業稅等の委員制度の實況とに鑑みて制定せられしものにして、調査委員選擧人の選擧に在りては、其の投票を絕對單記とし、調査委員の選擧に在りては、單記制に最も近き制限付連記とし、次點者を補缺員と爲す等、從來各種委員の選擧制度と趣を異にせる點少からず。

宅地賃貸價格調査委員會は各稅務署所轄內に之を置き、稅務署所轄內に市制を施行する地方を包含するときは、市制を施行する地方と其の他の地方とに區別して之を置くの制にして（宅地地價修正法第六條第一項）、之に基きて設置せられたる調査委員會の總數は四百六十四を算したり。而して各調査委員會の委員の定數は十人を以て原則とすれども、地方の狀況に依り命令を以て增減することを得るものなるが故に（同上第二項但書）前掲施行規則の公布に次いで、同年六月三日大藏省令第二十九號を以て、斯かる增減を要する地方の委員の定數を定めたり。卽ち之に依りて調査委員會每に最多十四人、最少四人の委員を置くこととなり、全國を通じて委員の總數は四千百七十八人に達したり。

宅地賃貸價格調査委員選擧人の選擧は、全國概ね明治四十三年六七月の交に於て執行せられ、續いて前記の定數に依る調査委員の選擧亦同年七八月の交に於て執行せられたり。斯くて宅地賃貸價格調査委員は、明治四十三年八月に至りて全國略〻確定し、尋いで右調査委員會に提出すべき原案の編成も亦初秋に至りて終了したるを以て、玆に十月十日又は之と接近する日に於て、調査委員會を一齊に開會することと爲し、全國四百六十四の委員會は皆其の所定の期に違はず開會したり。今各調査委員會に提出したる原案に就きて、其の全國の總額を揭ぐれば左表の如し。之れ卽ち前述の第五回調査の結果なりとす。

宅地修正地價額及地租額概算表

區分	摘要	市部 市街宅地	市部 郡村宅地	市部 計	郡部 市街宅地	郡部 郡村宅地	郡部 計	合計 市街宅地	合計 郡村宅地	合計 計
地價の修正を爲すもの	賃貸價格總額	三四、六〇七、四三八円	三二六、九八二円	三四、九三四、四二一円	三、八三四、六三五円	三八、三六七、〇四五円	四二、二〇一、六八〇円	三八、四四二、〇七四円	三八、六九四、〇二七円	七七、一三六、一〇二円
	修正見込地價	二九三、八二九、七八八	二、三二六、八七一	二九六、一五六、六五九	三五、二九〇、二八〇	三五三、二三六、一七一	三八八、五一六、四五二	三二九、一二〇、〇六八	三五五、五五三、〇四三	六八四、六七三、一一一
	現在地價	三三、〇〇九、三四二	四七三、八〇四	三三、四八三、一四六	五、三五二、三五六	一〇六、五九四、七九四	一一一、九四七、一五〇	三八、三六一、六九八	一〇七、〇六八、五九八	一四五、四三〇、二九七
	修正地價の現在地價に對する倍數	八倍九割	四倍九割一分	八倍八割四分	六倍五割九分	三倍三割一分	三倍四割一分	八倍五割八分	三倍三割八分	四倍七割一分
	修正見込地租	七、三四五、七四四	五八、一七一	七、四〇三、九一六	八八二、二五六	八、八三〇、六五四	九、七一二、九一一	八、二二八、〇〇一	八、八八八、八二六	一七、一一六、八二七
	現在地租	六、五七五、五六八	三七、五五一	六、六一三、一二〇	一、〇六九、七七四	八、五一六、七二一	九、五八六、四九六	七、六四五、三四三	八、五五四、二七三	一六、一九九、六一七

各地調査委員會に於ける調査の狀況は固より多樣にして、一々玆に記述するを得ずと雖も、概して

愼重の調査を遂げ、稅務當局者亦準備調査以降の沿革其の他の事項を詳細に說明したり。而して各委員會調査の狀況は細大となく之を大藏省に報告せしめ、以て機宜を制すると同時に全國の統一を保たしむることに意を用ゐたり。委員會に於ける宅地の品位優劣の觀察は大體に於て政府の意見と一致せしが故に、委員會に於ては誤謬を是正したるものの外は大なる修正を加ふることなく、概して平穩に經過したり。尤も政府提出原案に對する委員會の修正の結果は賃貸價格の總額に於て幾分の減少を來せしと雖も、全國の權衡に影響を及ぼすが如き大なる變更は之れなかりしなり。之れ政府提出の原案が既述の如く、明治三十九年以來數回の調査を重ねたる結果、比較的公平且正確なりしのみならず、其の調査が全國統一の下に施行せられしが故に、委員會に於ては之に多大の變更を加ふるの餘地なきを了解したる結果なりと云ふべし。比較的多くの削減を試みんとするもの多少無きに非ざりしも、委員會及稅務當局者間の協調に依り、大部分は圓滿なる經過を見るに至れり。唯數地方に於ける委員會の議決は、他地方との權衡上適當と認め難くして、之を再議に付するに至りしものあり、又再議に付したるものの內には、其の議決尙不當と認めて採用せらるるを得ず、政府の決定に依りしもの二三存したりと雖も、全國委員會の經過は大體に於て極めて良好なる成績を擧げたり。

第五目　宅地修正地價の確定

各地の調査委員會に於て調査決定せられし賃貸價格は、順次大藏省に稟請せられしが、此の賃貸價格は大藏大臣の認可を經て之を決定し、之に基き宅地地價修正法の命ずる計算に依り修正地價を定むる順序にして、每筆より積算したる修正地價は、右賃貸價格の稟請と共に大藏省に具申せられたり。

而して修正法第三條第二項の按分に關する規定適用の要否は、實に此の時に於て決せらるべきものなり。然るに上述の如く委員會の議決を不當と認めて、政府之が決定を爲すべきもの二三を生じ、此等の賃貸價格は當時尙政府の審査中に屬せしが故に、修正地價の總額を確定して、之を現在地租額に比較すること能はざりしが、此等審査中に屬する賃貸價格決定の結果を待つこととすれば、其の他全國の大部分に對する修正地價の決定を延期することとなるのみならず、前述の稟請に係るものと審査中に屬するものに對する見込額とを合したる總額は、差引上に於て現在地租に比し減額を示し、修正法第三條第二項に所謂、修正地價總額が現在地租總額を百分の二箇半を以て除したるものを超ゆるが如き虞は、絕對に之れ無きこと明かとなりしを以て、臨機の處置として政府決定を爲すべきものの結果を待たず、稟請に係るものに對して認可を與ふることと爲し、大藏大臣は明治四十四年一月十八日を以て此等に對して認可指令を發したり。茲に於て各稅務署長は之に依りて算出したる修正地價を全國一齊に市町村に通知し、之を地主の縱覽に供せしめたり。而して政府決定に係る分は、前記一般のものと進行を共にすること能はざりしと雖も、市町村に對する通知、地主の縱覽等は著しき遲延を見ずして進捗することを得たり。

修正法は地主の縱覽期間を二十日間とし、爾後三十日を以て異議申立の期限と定めたり。而して此の法定期限內に異議申立を爲したるもの、筆數に於て約一萬內外、人員に於て約七千二百餘人ありしが、誤解又は主張の理由なきを自覺し、又は當局者の說明に依りて趣旨を會得し、其の申立を取消又は撤回したるもの多數ありて、結局異議申立に對して政府の決定を與へたるは八千四百八十六筆、五千四百三十一人にして、其の修正地價百十八萬四千九百六十五圓なりき。而して之に對する政府の

決定の中、元決定額と同一に決定のもの七千三十八筆、此の決定修正地價九十八萬九千二百二十圓にして、殘千四百四十八筆は修正地價十九萬五千七百四十四圓より一萬四千九百五十八圓を輕減せられて、十八萬七百八十六圓に變更決定せられたり。尙上述の異議申立は總て調査委員會の議決に從ひ決定を爲したる分のみにして、委員會の議決を不當と認めて、政府が賃貸價格を決定せし分に對しては、何等の異議を申立てたるもの無かりき。

以上の如くにして、異議の申立に依り一部の宅地に對して其の修正地價を變更決定したる結果、之と同等位に在る他の宅地の修正地價との間に、彼此權衡を失するものを生ずるに至りしが、斯くの如き宅地に對しては、異議の申立なきも、其の等級及賃貸價格を改め、修正地價を變更するに非ざれば、租稅負擔の偏重偏輕を矯正せんとする宅地地價修正法の精神に副ひ難き慨あり。更に又右の外或は原地圖と實地と齟齬するが爲め、或は其の他種々なる原因に因りて、修正地價決定に就き誤謬ありと認めらるるものあり、之れ又其の修正地價を改むるに非ざれば、他との權衡を保つこと能はず。然れども斯くの如き誤謬訂正に際して各地當務者の自由裁量に委ぬるときは、其の處分區々となるの虞あるが故に、其の取扱方法は大藏省に於て統一することと爲し、明治四十四年四月開催の稅務監督局長會議に於て、其の整理方法を協定したり。其の主なる條項左の如し。

（一）編級其の他の誤謬に係るものの內調査高きに過ぎ、之が爲め隣地又は其の附近のものに比し著しく不權衡を呈したるものは、之が訂正を爲すこと。

（二）編級其の他の誤謬に係るものの內調査低きに過ぎ訂正の結果負擔の增加するもの（負擔增加せざるも編級低きに過ぎたるものも含む）は假令隣地其の他との不權衡を認むるも其の僅差措き訂正を爲さざること。

（三）地圖の誤謬其の他に依り表地と裏地と轉倒して編級を爲したる如き、又は之に類似する誤謬卽ち一は訂正に依り負擔を增し、一は之を減ずるものにして其の双方が同一人の所有に係るものなるときは、地主の承諾を得て双方共之が訂正を爲すこと。但し地主の承諾なき場合は減少のもののみに止め增加のものに對しては訂正を爲さざること。

（四）委員會決議までは相當なるも、決議後調理の際誤謬を生じたるものにして、訂正の結果

（イ）負擔の減少するものは相當訂正を爲すこと。

（ロ）負擔の增加するものは、訂正を爲さざること。但し本人の承諾あるものは之を訂正すること。

（ハ）負擔に增減なきものは、相當訂正を爲すこと。

右の如き標準に依り、總數三百九十四筆、此の修正地價額五萬四千七百九十二圓に對して誤謬修正の處分を行ひたる結果、修正地價に於て一萬四千餘圓を減じ、訂正決定の地價額は四萬四百六十六圓となれり。

尙修正地價に對する異議申立及誤謬訂正は、其の處分の決定が宅地租の納期に跨るときは、複雜なる手數を要するが故に、政府は事務の處理上豫め計畫する所ありて、總て明治四十四年第一期宅地租の納期開始以前に於て其の決定を了し、之に伴ふ土地臺帳其の他の帳簿整理亦迅速に結了したり。從つて地租の徵收上何等障碍を及ぼすことなかりしなり。

上述の如く、宅地の修正地價は其の一應の決定を見たる後に於て、或は異議申立に依り、或は誤謬訂正に依りて、多少の改訂を加へられしが、此の外尙修正事業中宅地より他の地目に變換し、其の變換が明治四十四年一月一日以前に屬する事實を認めて、地價修正の處理を取消したるもの等ありて、確定額は當初の決定額に比し多少の差異を生じたり。今左に此の確定地價及之に關聯する計數を揭げ

て、修正前後の比較對照に供すべし。

宅地修正地價確定額表

區分		筆數	坪數	賃貸價格總額	一坪當賃貸價格	修正地價	原地價	修正地價の原地價に對する倍數	原地價に對する修正地價の增加額	修正地租	原地租	原地租に對する修正地租の增減(△)額
		筆	坪	円	厘	円	円	倍割分	円	円	円	円
市部	元市街宅地	五八〇、三六六	六〇、八三一、二八六	三三、八八三、八八二	五四〇	二八二、二〇四、六二一	三二、九五三、三一五	八、五、六	二四九、二五一、三〇六	七、〇五五、一一五	六、五六四、三六八	四九〇、七四六
	元郡村宅地	二六、四七二	二、九七五、四七五	三〇三、〇二六	一〇一	二、二〇八、五六七	四七一、七九四	四、六、八	一、七三六、七七三	五五、二一四	三七、三九一	一七、八二三
	計	六〇八、八三八	六三、八〇六、七六一	三三、一八六、九〇九	五二〇	二八四、四一三、一八八	三三、四二五、一〇九	八、五、一	二五〇、九八八、〇七九	七、一一〇、三二九	六、六〇一、七五九	五〇八、五六九
郡部	元市街宅地	二三九、九八二	一九、四一〇、六六四	三、六〇五、二五二	一八五	三三、四五六、二八五	五、三四四、一二八	六、二、六	二八、一一二、一五六	八三六、四〇七	一、〇六八、一二九	△二三一、七二三
	元郡村宅地	八、五六六、九四七	一、〇六五、三三七、六九二	三四、九九一、〇八二	〇三二	三二三、九〇二、二七〇	一〇五、八三一、二三二	三、〇、六	二一八、〇七一、〇三八	八、〇九七、五五六	八、四五五、六五六	△三五八、〇九九
	計	八、八〇六、九二九	一、〇八四、七四八、三五六	三八、五九六、三三五	〇三五	三五七、三五八、五五六	一一一、一七五、三六一	三、二、一	二四六、一八三、一九五	八、九三三、九六三	九、五二三、七八五	△五八九、八二二
合計	元市街宅地	八二〇、三四八	八〇、二四一、九五一	三六、四八九、一三五	四五四	三一五、六六〇、九〇七	三八、二九七、四四四	八、二、四	二七七、三六三、四六二	七、八九一、五二三	七、六三二、四九八	二五九、〇二四
	元郡村宅地	八、五九三、四一九	一、〇六八、三一三、一六七	三五、二九四、一〇九	〇三三	三二六、一一〇、八三七	一〇六、三〇三、〇二六	三、〇、七	二一九、八〇七、八一一	八、一五二、七七〇	八、四九三、〇四七	△三四〇、二七六
	計	九、四一三、七六七	一、一四八、五五五、一一八	七一、七八三、二四五	〇六二	六四一、七七一、七四五	一四四、六〇〇、四七〇	四、四、四	四九七、一七一、二七四	一六、〇四四、二九三	一六、一二五、五四五	△八一、二五二

（備考）圓位以下切捨とす。

更に地價修正の內容を示すが爲め、左に前表合計に對する各府縣の內譯を揭ぐべし。

宅地地價修正成績內譯表

稅務監督局名	道府縣名	區分	筆數	坪數	賃貸價格：賃貸價格十倍に依るもの	賃貸價格：元地價の十八倍又は七倍二割に依るもの	賃貸價格：計	一坪當平均賃貸價格
			筆	坪	円	円	円	円 厘
東京	東京	東京市	五二、八九四	一三、〇四二、九〇〇	六、三一九、三一四	五、八四七、六八五	一二、一六七、〇〇〇	一、〇一〇
		郡部	一一七、〇三三	二二、二四六、一一三	七三〇、八九二	一、四九二、三八六	二、二二三、二七八	〇、〇九九
		計	一六九、九二七	三四、二八九、〇一四	七、〇五〇、二〇六	七、三四〇、〇七一	一四、三九〇、二七九	〇、四一九
	神奈川	橫濱市	一四、八七三	二、〇八九、六〇二	九〇九、三〇七	六七六、〇五四	一、五八五、三六一	〇、七五八
		橫須賀市	三、九四七	四九七、六四八	五二、一二〇	一〇八、九一一	一六一、〇三一	〇、三二三
		郡部	一三二、七五一	一九、九一四、四三三	五八二、三一〇	二七二、〇七九	八五四、三八九	〇、〇四二
		計	一五一、五七一	二二、五〇一、六八三	一、五四三、七三八	一、〇五七、〇四五	二、六〇〇、七八三	〇、一一五
	埼玉	郡部	二三七、四二九	四七、六八〇、〇一一	一、四五八、八九七	一三七、二三八	一、五九六、一三六	〇、〇三三
	千葉	郡部	二六八、六一〇	四七、八九〇、八八六	一、一九一、九四〇	三五〇、五四八	一、五四二、四八八	〇、〇三二
	山梨	甲府市	四、〇七七	五四八、七二〇	一一五、三五九	三〇、二八五	一四五、六四五	〇、二六五
		郡部	九三、四〇一	一一、七九七、五九七	三五〇、七九六	二八、七五九	三七九、五五五	〇、〇三二
		計	九七、四七八	一二、三四六、三一七	四六六、一五五	五九、〇四五	五二五、二〇一	〇、〇四二
京	京都	京都市	四九、二一五	三、四八二、二三三	一、〇八〇、一四〇	六三三、九六〇	一、七一四、一〇〇	〇、四九二
		郡部	一五七、六六九	一五、〇三六、四四五	五四五、七九九	六一、三五七	六〇七、一五七	〇、〇四〇
		計	二〇六、八八四	一八、五一八、六六八	一、六二五、九四〇	六九五、三一七	二、三二一、二五七	〇、一二五
	滋賀	大津市	四、五五〇	三三〇、一一〇	七〇、〇〇四	一四七	七〇、一五二	〇、二一二
		郡部	一七四、九五六	一七、七二三、九三一	七四五、五四二	四、二九〇	七四九、八三二	〇、〇四二
		計	一七九、五〇六	一八、〇五三、〇四一	八一五、五四七	四、四八三	八一九、九八五	〇、〇四五
	福井	福井市	一一、六〇二	六一〇、九九九	一一九、〇七〇	一八、六二〇	一三七、六九一	〇、二二五
		郡部	一五三、二三九	一二、六〇三、二七一	四八八、一七四	一四、五六八	五〇二、七四三	〇、〇三九
		計	一六四、八四一	一三、二一四、二七一	六〇七、二四五	三三、一八九	六四〇、四三五	〇、〇四八

札幌	北海道		仙台	宮城		秋田	秋田		青森	青森		山形	山形	
		計			計			計			計			計
札幌市	函館市	小樽市	仙台市	宮城県	秋田市	秋田県	青森市	弘前市	青森県	山形市	米沢市	山形県
三、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇人	九、三〇〇、〇〇〇人	一〇、〇〇〇、〇〇〇人	二、一〇〇、〇〇〇人	二、一〇〇、〇〇〇人	一、三〇〇、〇〇〇人	六〇〇、〇〇〇人	一、九〇〇、〇〇〇人	六〇〇、〇〇〇人	一、三〇〇、〇〇〇人	一、九〇〇、〇〇〇人
三、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇人	九、三〇〇、〇〇〇人	一〇、〇〇〇、〇〇〇人	二、一〇〇、〇〇〇人	二、一〇〇、〇〇〇人	一、三〇〇、〇〇〇人	六〇〇、〇〇〇人	一、九〇〇、〇〇〇人	六〇〇、〇〇〇人	一、三〇〇、〇〇〇人	一、九〇〇、〇〇〇人
三、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇人	九、三〇〇、〇〇〇人	一〇、〇〇〇、〇〇〇人	二、一〇〇、〇〇〇人	二、一〇〇、〇〇〇人	一、三〇〇、〇〇〇人	六〇〇、〇〇〇人	一、九〇〇、〇〇〇人	六〇〇、〇〇〇人	一、三〇〇、〇〇〇人	一、九〇〇、〇〇〇人
一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇人	九、三〇〇、〇〇〇人	一〇、〇〇〇、〇〇〇人	二、一〇〇、〇〇〇人	二、一〇〇、〇〇〇人	一、三〇〇、〇〇〇人	六〇〇、〇〇〇人	一、九〇〇、〇〇〇人	六〇〇、〇〇〇人	一、三〇〇、〇〇〇人	一、九〇〇、〇〇〇人
一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇人	九、三〇〇、〇〇〇人	一〇、〇〇〇、〇〇〇人	二、一〇〇、〇〇〇人	二、一〇〇、〇〇〇人	一、三〇〇、〇〇〇人	六〇〇、〇〇〇人	一、九〇〇、〇〇〇人	六〇〇、〇〇〇人	一、三〇〇、〇〇〇人	一、九〇〇、〇〇〇人
一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇人	九、三〇〇、〇〇〇人	一〇、〇〇〇、〇〇〇人	二、一〇〇、〇〇〇人	二、一〇〇、〇〇〇人	一、三〇〇、〇〇〇人	六〇〇、〇〇〇人	一、九〇〇、〇〇〇人	六〇〇、〇〇〇人	一、三〇〇、〇〇〇人	一、九〇〇、〇〇〇人
一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇人	九、三〇〇、〇〇〇人	一〇、〇〇〇、〇〇〇人	二、一〇〇、〇〇〇人	二、一〇〇、〇〇〇人	一、三〇〇、〇〇〇人	六〇〇、〇〇〇人	一、九〇〇、〇〇〇人	六〇〇、〇〇〇人	一、三〇〇、〇〇〇人	一、九〇〇、〇〇〇人
一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇人	九、三〇〇、〇〇〇人	一〇、〇〇〇、〇〇〇人	二、一〇〇、〇〇〇人	二、一〇〇、〇〇〇人	一、三〇〇、〇〇〇人	六〇〇、〇〇〇人	一、九〇〇、〇〇〇人	六〇〇、〇〇〇人	一、三〇〇、〇〇〇人	一、九〇〇、〇〇〇人

大阪	大阪府		都	宮山		石川	石川県		福井	福井県		長野	長野県	
		計			計			計			計			計
大阪市	堺市	大阪府	京都市	高岡市	富山県	金沢市	金澤市	石川県	福井市	敦賀市	福井県	長野市	松本市	長野県
三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人
三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人
三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人
三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人
三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人
三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人
三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人	三、三七〇、〇〇〇人

和歌山	和歌山県		奈良	奈良県		兵庫	神戸市	姫路市	兵庫県	大阪	大阪府		都	宮山		石川	石川県		福井	福井県		長野	長野県	
		計			計				計			計			計			計			計			計
和歌山市	田辺市	和歌山県	奈良市	大和郡山市	奈良県	神戸市	姫路市	尼崎市	兵庫県	堺市	大阪市	大阪府	京都市	高岡市	富山県	金沢市	金澤市	石川県	敦賀市	福井県	松本市	長野市	長野県
一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一〇、〇〇〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人
一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一〇、〇〇〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人
一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一〇、〇〇〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人
一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一〇、〇〇〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人
一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一〇、〇〇〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人
一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一〇、〇〇〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人	一、三七〇、〇〇〇人

臺	岩手	郡部	一三三、一七七筆	二九、二九七、二二一坪	四五六、〇三三円	八八、九〇四円	五四四、九二七円	〇、〇一八円厘
		計	一三七、七八九	二九、八五七、〇三五	五二〇、二〇二	一〇一、二九八	六二一、五〇〇	〇、〇三〇
	福島	若松市	四、五九四	四六九、一六九	五六、一九六	五、五一八	六一、七一五	〇、一三一
		福島市	二、〇五六	三三七、四八八	七七、〇四〇	一〇、七五二	八七、七九二	〇、二六八
		郡部	三三〇、七二〇	三〇、六七二、九一九	七七〇、六九〇	一一四、三一一	八八五、〇〇一	〇、〇二八
		計	三三七、三七〇	三一、四六九、五七七	九〇三、九二七	一三〇、五八一	一、〇三四、五〇八	〇、〇三二
宇都宮	栃木	宇都宮市	四、九八一	七六六、〇三八	九八、〇〇三	四〇、一八三	一三八、一八七	〇、一八〇
		郡部	一五八、二三三	三三、九一五、〇〇〇	八六八、二三一	一九八、〇八五	一、〇六六、三一六	〇、〇三一
		計	一六三、二一四	三四、六八一、〇三八	九六六、二三五	二三八、二六八	一、二〇四、五〇三	〇、〇三四
	茨城	水戸市	四、五二〇	六五〇、五六五	五六、八七五	四〇、五二〇	九七、三八五	〇、一四九
		郡部	二三三、九五五	五三、〇八四、九七三	一、二七一、二六六	二〇三、九五一	一、四七五、二一八	〇、〇二七
		計	二三八、四六五	五三、七三五、五三八	一、三二八、一四二	二四四、四六二	一、五七二、六〇四	〇、〇二九
	群馬	前橋市	四、五九四	五九〇、六三九	八四、三〇八	二三、七三四	一〇八、〇四三	〇、一八二
		高崎市	四、〇二〇	三三八、三八一	八八、九六四	九、五七四	九八、五三九	〇、二九一
		郡部	一五四、一四六	二七、六八七、三九三	八〇五、八七三	六九、三一六	八七五、一九〇	〇、〇三一
		計	一六二、七五〇	二八、六一六、四一五	九七九、一四七	一〇二、六二五	一、〇八一、七七二	〇、〇三七
長	長野	長野市	三、四九三	三七〇、七六四	九一、〇九二	二、七九四	九三、八八七	〇、二五三
		松本市	四、七四三	四九〇、一四一	七四、二六三	八、五九〇	八二、八五四	〇、一六九
		郡部	二七九、八一四	三四、二一〇、二五九	一、〇九三、四二六	一〇〇、三八三	一、一九三、八〇九	〇、〇三四
		計	二八八、〇五〇	三五、〇七一、一六四	一、二五八、七八二	一一一、七六八	一、三七〇、五五〇	〇、〇三九

野	新潟	新潟市	六、九四四	六一七、一七五	一八〇、〇五二	二、八三二	一八二、八八四	〇、二九六
		長岡市	五、六七七	六一四、一五五	七九、〇七二	一七、三八一	九六、四五三	〇、一五七
		郡部	四〇二、八二一	四五、四〇六、三一四	一、三九一、三八九	七九、九二九	一、四七一、三一九	〇、〇三二
		計	四一五、四四二	四六、六三七、六四四	一、六五〇、五一四	一〇〇、一四三	一、七五〇、六五七	〇、〇三七
名古屋	愛知	名古屋市	二九、五五六	三、四六九、二〇二	一、〇四九、五三四	四六一、一〇一	一、五一〇、六三六	〇、四三五
		豊橋市	五、七八五	六二八、六一七	一〇八、〇〇三	一三、〇六八	一二一、〇七一	〇、一九二
		郡部	三四七、一一八	四一、七二一、二三三	一、八一九、七九四	五三、九六六	一、八七三、七六〇	〇、〇四四
		計	三八二、四五九	四五、八〇九、〇四二	二、九七七、三三二	五二八、一三六	三、五〇五、四六八	〇、〇七六
	靜岡	靜岡市	七、〇七五	五八九、六九二	一七二、八〇二	四、三七二	一七六、一七四	〇、二九八
		郡部	二六九、七一四	二九、七三九、九五四	一、一〇七、六四七	七七、六八七	一、一八五、三三四	〇、〇三九
		計	二七六、七八九	三〇、三二九、六四七	一、二七九、四四九	八二、〇六〇	一、三六一、五〇九	〇、〇四四
	三重	津市	六、五六九	四九三、一五五	八八、六六〇	二二三	八八、八八四	〇、一八〇
		四日市市	三、二七三	三〇八、二四三	七六、七四九	一、八二四	七八、五七三	〇、二五四
		宇治山田市	九、六三二	五五七、二八五	八一、九〇六	八、六〇二	九〇、五〇八	〇、一六二
		郡部	二二七、二六九	二一、四四二、七六二	九一七、一九一	六、四八二	九二三、六七三	〇、〇四三
		計	二四六、七四三	二三、八〇一、四四六	一、一六四、五〇八	一七、一三二	一、一八一、六四〇	〇、〇五一
	岐阜	岐阜市	六、四〇九	四五五、二一七	一〇一、五五六	六、一五八	一〇七、七一五	〇、二三六
		郡部	二四六、六六一	二三、四八六、六八〇	八八三、五六一	三六、九六三	九二〇、五二四	〇、〇三九
		計	二五三、〇七〇	二三、九四一、八九七	九八五、一一七	四三、一二一	一、〇二八、二四〇	〇、〇四二
		廣島市	一五、八九〇	一、一六〇、五二〇	四五四、一七六	二五、八四一	四八〇、〇一七	〇、四一三

廣島	廣島	尾道市	四、〇八五筆	一五六、五三五坪	六一、五三〇円	一、六〇〇円	六三、一三〇円	〇、四〇三円厘
		呉市	六、八五八	五一八、五九八	七六、一八四	五九、九三三	一三六、一一七	〇、二六二
		郡部	三〇九、二三九	二一、六〇六、八一三	八七七、九八〇	二三、〇六一	九〇一、〇四一	〇、〇四一
		計	三三六、〇七二	二三、四四二、四五八	一、四六九、八七一	二一〇、四三六	一、五八〇、三〇七	〇、〇六七
	山口	下關市	五、一〇一	三六八、六八六	一六六、一八六	六三、四六八	二二九、六五四	〇、六二三
		郡部	二二八、八八五	二四、五六七、二二六	一一二、六五七	八二二、九七五	九三四、六三三	〇、〇三八
		計	二三三、九八六	二四、九三五、九〇二	二七八、八四三	八八五、四四四	一、一六四、二八七	〇、〇四六
	岡山	岡山市	一一、三六一	八一八、七八五	二五三、三七五	二八、四九〇	二八一、八六六	〇、三四四
		郡部	二七〇、五二五	二四、七〇三、七〇〇	九四七、八八四	九、〇七八	九五六、九六二	〇、〇三八
		計	二八一、八八六	二五、五二二、四八五	一、二〇一、二二九	三七、五六九	一、二三八、七八八	〇、〇四八
	鳥取	鳥取市	五、九四七	三七四、三一四	四八、二〇〇	一、四三六	四九、六三七	〇、一三三
		郡部	九七、六九六	八、七八四、九三六	二七九、八八九	四、四二四	二八四、三一四	〇、〇三二
		計	一〇三、六四三	九、一五九、二五一	三二八、〇九〇	五、八六〇	三三三、九五一	〇、〇三六
	島根	松江市	八、八三四	四三三、五七六	六一、六〇七	一、五〇四	六三、一一一	〇、一四五
		郡部	一九四、八四三	一五、〇七七、七六七	三九九、八六〇	一三、七二三	四一三、五八三	〇、〇二七
		計	二〇三、六七七	一五、五一一、三四四	四六一、四六七	一五、二二六	四七六、六九四	〇、〇三〇
丸龜	香川	丸龜市	三、四六六	二一〇、三二四	三六、五五二	四一三	三六、九六六	〇、一七五
		高松市	五、二八三	四五一、四九二	一〇五、二八六	六、二六二	一一一、五四九	〇、二四七
		郡部	一三六、八五二	一三、三八九、二一〇	五一三、〇九六	三二、〇八五	五四五、一八一	〇、〇四〇
		計	一四五、六〇一	一四、〇五一、〇二六	六五四、九三五	三八、七六一	六九三、六九六	〇、〇四九
	徳島	徳島市	八、二六八	七三三、五七九	一六一、一八五	一、二八一	一六二、四六六	〇、二二一
		郡部	一三四、九三一	一四、〇〇五、二〇四	四九四、九一四	一〇、〇二六	五〇四、九四一	〇、〇三六
		計	一四三、一九九	一四、七三八、七八三	六五六、〇九九	一一、三〇八	六六七、四〇八	〇、〇四五
	高知	高知市	六、四〇二	四六九、八二〇	一一四、〇八九	三、一一三	一一七、二〇一	〇、二四九
		郡部	一五五、六六四	一〇、二四四、二〇九	三四八、九一六	一八、四〇一	三六七、三一八	〇、〇三五
		計	一六二、〇六六	一〇、七一四、〇三〇	四六三、〇〇五	二一、五二三	四八四、五二九	〇、〇四五
	愛媛	松山市	七、一五六	四七七、三六三	八四、四〇九	九、四八四	九三、八九四	〇、一九六
		郡部	二三七、〇二八	一七、一六五、三三四	六三九、五四〇	二五、八四二	六六五、三八三	〇、〇三八
		計	二四四、一八四	一七、六四二、六九七	七二三、九五〇	三五、三二七	七五九、二七八	〇、〇四三
熊	熊本	熊本市	一一、一八三	七六七、六七〇	一六八、九〇七	八六、八七六	二五五、七八四	〇、三三三
		郡部	二二七、四一七	二八、六八四、五五三	八二九、四六〇	一三八、三三九	九六七、八〇〇	〇、〇三三
		計	二三八、六〇〇	二九、四五二、二二四	九九八、三六七	二二五、二一六	一、二二三、五八四	〇、〇四一
	福岡	福岡市	一一、四九七	七四三、八九三	一三六、九五九	一五七、五四四	二九四、五〇三	〇、三九五
		久留米市	五、二七一	四七九、八六五	七〇、三二四	五三、七九六	一二四、〇二一	〇、二五八
		門司市	三、〇五〇	二八七、八五五	四二	一六〇、一二〇	一六〇、一六二	〇、五五六
		小倉市	三、九〇九	一九一、四四三	二一、六四一	四〇、〇四六	六一、六八八	〇、三三二
		郡部	二八五、八四一	三三、六三三、八一六	一、〇二七、九四九	五二九、一〇六	一、五五七、〇五五	〇、〇四六
		計	三〇九、五六八	三五、三三六、八七四	一、二五六、八一六	九四〇、六一四	二、一七七、四三一	〇、〇六二
	大分	郡部	一八五、四七一	一九、五九三、八二四	四八五、五五五	一三六、二二六	六二一、七八二	〇、〇三二
		長崎市	一三、〇四九	八五四、三六四	二六一、〇一四	一四二、三八四	四〇三、三九八	〇、四七二

税務署名	道府縣名	區分	修正地價		原地價	地價倍數	修正地租	元地租	地租軽減(5)
			倍賃貸價格十倍又は地價十七倍二割のもの	計					
横須賀	神奈川	都計部市	五萬三千圓以上	五萬三千圓以上	五萬三千圓以上	六・〇倍	五萬三千圓以上	五萬三千圓以上	一〇萬圓以上
千葉	千葉	都部	二萬五千圓以上	二萬五千圓以上	二萬五千圓以上	六・〇倍	二萬五千圓以上	二萬五千圓以上	一〇萬圓以上
甲府	山梨	都計部市	一萬五千圓以上	一萬五千圓以上	一萬五千圓以上	六・〇倍	一萬五千圓以上	一萬五千圓以上	一〇萬圓以上
京都	京都	都計部市	一〇萬圓以上	一〇萬圓以上	一〇萬圓以上	六・〇倍	一〇萬圓以上	一〇萬圓以上	一〇萬圓以上
大津	滋賀	都計部市	五萬圓以上	五萬圓以上	五萬圓以上	六・〇倍	五萬圓以上	五萬圓以上	一〇萬圓以上
福井	福井	都計部市	一萬圓以上	一萬圓以上	一萬圓以上	六・〇倍	一萬圓以上	一萬圓以上	一〇萬圓以上
金澤	石川	都計部市	三萬圓以上	三萬圓以上	三萬圓以上	六・〇倍	三萬圓以上	三萬圓以上	一〇萬圓以上
東京	東京	都計部市	六萬圓以上	六萬圓以上	六萬圓以上	六・〇倍	六萬圓以上	六萬圓以上	一〇萬圓以上
横濱		その他の地域	三萬圓以上	三萬圓以上	三萬圓以上	六・〇倍	三萬圓以上	三萬圓以上	一〇萬圓以上

税務署名	道府縣名	區分	修正地價		原地價	地價倍數	修正地租	元地租	地租軽減(5)
			倍賃貸價格十倍又は地價十七倍二割のもの	計					
宮崎	宮崎	都部	四萬圓以上	一萬圓以上	一萬圓以上	六・〇倍	一萬圓以上	一萬圓以上	一〇萬圓以上
鹿兒島	鹿兒島	都計部市	三萬圓以上	三萬圓以上	三萬圓以上	六・〇倍	三萬圓以上	三萬圓以上	一〇萬圓以上
佐賀	佐賀	都計部市	一萬圓以上	一萬圓以上	一萬圓以上	六・〇倍	一萬圓以上	一萬圓以上	一〇萬圓以上
長崎	長崎	都計部市	二萬圓以上	二萬圓以上	二萬圓以上	六・〇倍	二萬圓以上	二萬圓以上	一〇萬圓以上
那覇	沖繩	都計部區	八千圓以上	八千圓以上	八千圓以上	六・〇倍	八千圓以上	八千圓以上	一〇萬圓以上
宮崎	宮崎	都部	四萬圓以上	一萬圓以上	一萬圓以上	六・〇倍	一萬圓以上	一萬圓以上	一〇萬圓以上
鹿兒島	鹿兒島	都計部市	三萬圓以上	三萬圓以上	三萬圓以上	六・〇倍	三萬圓以上	三萬圓以上	一〇萬圓以上
佐賀	佐賀	都計部市	一萬圓以上	一萬圓以上	一萬圓以上	六・〇倍	一萬圓以上	一萬圓以上	一〇萬圓以上
長崎	長崎	都計部市	二萬圓以上	二萬圓以上	二萬圓以上	六・〇倍	二萬圓以上	二萬圓以上	一〇萬圓以上

都	宮	山	都	高	富
道	城	形	府	知	山
府	県	県	県	県	県
県	庁	庁	庁	庁	庁
所	所	所	所	所	所
在	在	在	在	在	在
地	地	地	地	地	地
函館区	札幌区	和歌山市	和歌山	奈良市	奈良	神戸市	兵庫	大阪市	大阪	岡山市	岡山	高知市	高知	富山市	富山
函館区	札幌区	和歌山市	和歌山	奈良市	奈良	神戸市	兵庫	大阪市	大阪	岡山市	岡山	高知市	高知	富山市	富山
函館区	札幌区	和歌山市	和歌山	奈良市	奈良	神戸市	兵庫	大阪市	大阪	岡山市	岡山	高知市	高知	富山市	富山
函館区	札幌区	和歌山市	和歌山	奈良市	奈良	神戸市	兵庫	大阪市	大阪	岡山市	岡山	高知市	高知	富山市	富山
函館区	札幌区	和歌山市	和歌山	奈良市	奈良	神戸市	兵庫	大阪市	大阪	岡山市	岡山	高知市	高知	富山市	富山
函館区	札幌区	和歌山市	和歌山	奈良市	奈良	神戸市	兵庫	大阪市	大阪	岡山市	岡山	高知市	高知	富山市	富山
函館区	札幌区	和歌山市	和歌山	奈良市	奈良	神戸市	兵庫	大阪市	大阪	岡山市	岡山	高知市	高知	富山市	富山
函館区	札幌区	和歌山市	和歌山	奈良市	奈良	神戸市	兵庫	大阪市	大阪	岡山市	岡山	高知市	高知	富山市	富山
函館区	札幌区	和歌山市	和歌山	奈良市	奈良	神戸市	兵庫	大阪市	大阪	岡山市	岡山	高知市	高知	富山市	富山
函館区	札幌区	和歌山市	和歌山	奈良市	奈良	神戸市	兵庫	大阪市	大阪	岡山市	岡山	高知市	高知	富山市	富山

函館区	札幌区	和歌山	奈良	兵庫	大阪	岡山	高知	富山
函館区	札幌区	和歌山	奈良	兵庫	大阪	岡山	高知	富山
函館区	札幌区	和歌山	奈良	兵庫	大阪	岡山	高知	富山
函館区	札幌区	和歌山	奈良	兵庫	大阪	岡山	高知	富山
函館区	札幌区	和歌山	奈良	兵庫	大阪	岡山	高知	富山
函館区	札幌区	和歌山	奈良	兵庫	大阪	岡山	高知	富山
函館区	札幌区	和歌山	奈良	兵庫	大阪	岡山	高知	富山
函館区	札幌区	和歌山	奈良	兵庫	大阪	岡山	高知	富山
函館区	札幌区	和歌山	奈良	兵庫	大阪	岡山	高知	富山
函館区	札幌区	和歌山	奈良	兵庫	大阪	岡山	高知	富山

臺	福島	若松市	五六一、九六四円	四六、二七三円	六〇八、二三六円	八二、五五八円	七・三七倍	一五、二〇五円	一六、五二一円	△一、三〇五円
		福島市	七七〇、四〇九	七五、〇一七	八四五、四二六	一〇九、五〇〇	七・七二	二一、一一五	二〇、九四〇	〇、一九四
		郡部	七、七〇六、九〇四	七八六、七八〇	八、四九三、六八四	二、四〇四、一六一	三・五三	二二二、三四二	二〇一、〇五三	一一、二八九
		計	九、〇三九、二七七	九〇八、〇七〇	九、九四七、三四八	二、五九六、二二〇	三・八三	二四八、六八三	二三八、五〇四	一〇、一七九
宇都宮	栃木	宇都宮市	九八〇、〇三九	二五八、七五五	一、二三八、七九五	一三五、四九七	九・八七	三〇、九六九	二五、〇九九	五、八七〇
		郡部	八、六八二、三一三	一、〇三八、四八〇	九、七二〇、七九三	二、五八六、六三六	三・七六	二四三、〇一九	二二九、六八六	一三、三三三
		計	九、六六二、三五一	一、二九七、二三六	一〇、九五九、五八八	二、七二二、一三三	四・〇四	二七三、九八九	二五四、七八六	一九、二〇三
	茨城	水戸市	五六八、七五五	二一〇、三四〇	七七九、〇九六	一〇九、六七二	七・一〇	一九、四七七	二一、九三四	△二、四五七
		郡部	一二、七一二、六六九	一、三三八、二八八	一四、〇五〇、九五八	三、六九〇、七四九	三・八一	三五一、二七三	三〇七、五九二	四三、六八一
		計	一三、二八一、四二五	一、五四八、六二九	一四、八三〇、〇五四	三、八〇〇、四二一	三・九〇	三七〇、七五一	三二九、五二七	四一、二二四
	群馬	前橋市	八四三、〇八五	一七四、五二五	一、〇一七、六一一	一〇八、三四五	九・三九	二五、四四〇	二〇、七四三	四、六九六
		高崎市	八八九、六四八	七二、四九三	九六二、一四一	一〇一、八〇八	九・四五	二四、〇五三	二〇、三六一	三、六九一
		郡部	八、〇五八、七三九	五四五、八九八	八、六〇四、六三七	二、七八一、四七九	三・四九	二一五、一一五	二三四、二〇九	△一九、〇九〇
		計	九、七九一、四七三	七九二、九一六	一〇、五八四、三八九	二、九九一、六三三	三・五四	二六四、六〇九	二七五、三一三	△一〇、七〇五
長野	長野	長野市	九一〇、九二五	二一、三三〇	九三二、二四六	一二三、二九四	七・〇〇	二三、三三一	二六、六五八	△三、三二七
		松本市	七四二、六三八	五八、五二一	八〇一、一五九	一二四、三〇七	六・四五	二〇、〇二九	二四、八六一	△四、八三二
		郡部	一〇、九三四、二六二	七二七、八二九	一一、六六二、〇九二	三、一八六、三七二	三・六六	二九一、五五二	二七三、三八五	一八、一六六
		計	一二、五八七、八二六	八〇八、六七二	一三、三九六、四九八	三、四四三、九七四	三・八九	三三四、九一二	三二四、九〇五	一〇、〇〇六
	新潟	新潟市	一、八〇〇、五二五	二三、六〇一	一、八二四、一二六	四七四、九九三	三・八四	四五、六〇三	九四、九九八	△四九、三九五
		長岡市	七九〇、七二〇	一一六、八五三	九〇七、五七四	一三四、九一六	六・七三	二二、六八九	二五、七一九	△三、〇三〇

		郡部	一三、九一三、八九五	五五六、〇九九	一四、四六九、九九四	三、九三五、四〇六	三・六八	三六一、七四九	三五七、九六五	三、七八四
		計	一六、五〇五、一四一	六九六、五五三	一七、二〇一、六九五	四、五四五、三一七	三・七八	四三〇、〇四二	四七八、六八四	△四八、六四一
名古屋	愛知	名古屋市	一〇、四九五、三四五	二、八三五、〇九四	一三、三三〇、四三九	一、二六三、九二六	一〇・五五	三三三、二六〇	二四九、四一五	八三、八四五
		豐橋市	一、〇八〇、〇三五	八〇、四八九	一、一六〇、五二四	一六七、四三八	六・九三	二九、〇一三	二九、九九〇	△九七七
		郡部	一八、一九七、九四一	三五二、四三四	一八、五五〇、三七五	六、一五三、五〇二	三・〇一	四六三、七五九	五四六、五三七	△八二、七七八
		計	二九、七七三、三二一	三、二六八、〇一七	三三、〇四一、三三九	七、五八四、八六六	四・三六	八二六、〇三二	八二五、九四三	八九
	靜岡	靜岡市	一、七一八、〇二〇	三二、三一五	一、七五〇、三三六	三〇五、三三三	五・七三	四三、七五八	六〇、四二五	△一六、六六七
		郡部	一一、〇七六、四七〇	五四〇、六六八	一一、六一七、一三八	三、九七〇、二一二	二・九三	二九〇、四二八	三四三、〇三九	△五二、六一一
		計	一二、七九四、四九一	五七二、九八四	一三、三六七、四七五	四、二七五、五四五	三・一三	三三四、一八六	四〇三、四六五	△六九、二七八
	三重	津市	八八六、六〇九	二、一七八	八八八、七八八	一九八、一九七	四・四八	二二、二二九	三八、四八八	△一六、二六八
		四日市市	七六七、四九七	一三、一一三	七八〇、六一〇	一六七、六一九	四・六六	一九、五一五	三三、五二三	△一四、〇〇八
		宇治山田市	八一九、〇六三	五二、一二五	八七一、一八八	一七五、五〇三	四・九六	二一、七七九	三五、〇七八	△一三、二九九
		郡部	九、一七二、九一〇	四一、一三九	九、二一三、〇五〇	三、二八一、二三〇	二・七三	二三〇、三三六	三〇三、七一九	△七三、三九二
		計	一一、六四五、〇八一	一〇八、五五六	一一、七五三、六三八	三、九二二、五五〇	三・〇〇	二九三、八四〇	四一〇、八一〇	△一一六、九六九
	岐阜	岐阜市	一、〇一五、五六六	四三、四一五	一、〇五八、九八一	二四二、五〇一	四・三七	二六、四七四	四六、八一六	△二〇、三四二
		郡部	八、八三五、六一〇	二八〇、七三一	九、一一六、三四二	三、三九一、八七三	二・六九	二二七、九〇八	二八七、二〇八	△五九、二九九
		計	九、八五一、一七六	三二四、一四六	一〇、一七五、三二三	三、六三四、三七四	二・八〇	二五四、三八三	三三四、〇二四	△七九、六四一
廣	廣島	廣島市	四、五四一、七六三	一六一、三一三	四、七〇三、〇七七	六六三、三七七	七・〇九	一一七、五七六	一三二、四八七	△一四、九一〇
		尾道市	六一五、三〇〇	一一、八四三	六二七、一四四	九九、三六八	六・三一	一五、六七八	一九、八七三	△四、一九五
		吳市	七六一、八六一	三〇九、三一三	一、〇七一、一五四	一四一、五六八	七・五七	二六、七七八	一九、七三八	七、〇四〇

		郡部	八、七七九、八〇六円	一六〇、二八九円	八、九四〇、〇九五円	三、二六六、〇六八円	二・七四倍	二二三、五〇二円	二七五、九九七円	△五二、四九四円
		計	一四、六九八、七一二	六四二、七五九	一五、三四一、四七二	四、一七〇、三八三	三・六八	三八三、五三六	四四八、〇九六	△六四、五五九
島	山口	下關市	一、六六一、八六一	三九九、二七九	二、〇六一、一四一	二三三、四八五	九・二六	五一、五二八	四四、四九七	七、〇三一
		郡部	一、一二六、五七三	三、七六八、一六七	四、八九四、七三九	七一三、四一七	六・八六	一二二、三六八	五九、一六一	六三、二〇七
		計	二、七八八、四三四	四、一六七、四四七	六、九五五、八八一	九三五、九〇三	七・四三	一七三、八九七	一〇三、六五八	七〇、二三八
	岡山	岡山市	二、五三三、七五〇	一六三、八二五	二、六九七、五七五	五一〇、二三五	五・二九	六七、四三九	九三、四八六	△二六、〇四七
		郡部	九、四七八、四四〇	七二、七八四	九、五五一、二二四	三、七一四、〇五六	二・五七	二三八、七八〇	三一五、〇六七	△七六、二八七
		計	一二、〇一二、一九〇	二三六、六一〇	一二、二四八、八〇〇	四、二二四、二九一	二・九〇	三〇六、二二〇	四〇八、五五四	△一〇二、三三四
	鳥取	鳥取市	四八二、〇〇九	九、五六三	四九一、五七三	九三、四八五	五・二六	一三、二八九	一八、六九〇	△六、四〇〇
		郡部	二、七九八、八九八	三五、三九三	二、八三四、二九一	一、二二四、七九七	二・三三	七〇、八五七	一〇五、五八四	△三四、七二七
		計	三、二八〇、九〇九	四四、九五六	三、三二五、八六五	一、三〇八、二八二	二・五四	八三、一四六	一三四、二七四	△四一、一二七
	島根	松江市	六一六、〇七二	一〇、八四三	六二六、九一五	一〇三、七三三	六・一〇	一五、六七二	二〇、四八三	△四、八一〇
		郡部	三、九九八、六〇七	一〇三、四一八	四、一〇二、〇二六	一、六一九、二七二	二・五三	一〇三、五五〇	一三四、七三八	△三二、一八七
		計	四、六一四、六七九	一一四、二六二	四、七二八、九四二	一、七二三、〇〇六	二・七五	一一八、二二三	一五五、二二一	△三六、九九七
丸	香川	丸龜市	三六五、五二六	三、二五〇	三六八、七七七	一〇〇、九九九	三・六五	九、二一九	二〇、一九九	△一〇、九八〇
		高松市	一、〇五二、八六五	三一、五一七	一、〇八四、三八二	二二二、三八三	五・一一	二七、一〇九	四二、四七六	△一五、三六七
		郡部	五、一三〇、九六四	二二七、五七九	五、三五八、五四三	二、〇一七、二二三	二・六六	一三三、九六三	一六九、四七二	△三五、五〇八
		計	六、五四九、三五六	二六二、三四七	六、八一一、七〇三	二、三三〇、六一五	二・九二	一七〇、二九二	二三二、一四八	△六一、八五六
	徳島	徳島市	一、六一一、八五〇	五、三八一	一、六一七、二三一	三二二、一九一	五・一八	四〇、四三〇	六二、四三八	△二二、〇〇七
		郡部	四、九四九、一四九	七一、七九〇	五、〇二〇、九四〇	一、八四二、二三〇	二・七三	一二五、五三三	一四七、三七八	△二一、八五四

		計	六、五六〇、九九九	七七、一七二	六、六三八、一七二	二、一五四、四二一	三・〇八	一六五、九五四	二〇九、八一六	△四三、八六二
龜	高知	高知市	一、一四〇、八九二	二一、九三五	一、一六二、八二八	一九五、五一二	五・九五	二九、〇七〇	三九、一〇二	△一〇、〇三二
		郡部	三、四八九、一六七	一二四、七六五	三、六一三、九三二	一、一三五、五四三	三・一八	九〇、三四八	九〇、八四三	△四九五
		計	四、六三〇、〇五九	一四六、七〇〇	四、七七六、七六〇	一、三三一、〇五五	三・五九	一一九、四一九	一二九、九四五	△一〇、五二六
	愛媛	松山市	八四四、〇九九	七四、一〇六	九一八、二〇六	一四六、七八二	六・二六	二三、九五五	二八、一八八	△五、二三三
		郡部	六、三九五、四〇五	一九一、一一四	六、五八六、五二〇	二、〇九九、〇一七	三・一四	一六四、六六三	一八七、七二六	△二三、〇六三
		計	七、二三九、五〇五	二六五、二二一	七、五〇四、七二六	二、二四五、七九九	三・三四	一八七、六一八	二一五、九一五	△二八、二九七
熊	熊本	熊本市	一、六八九、〇七一	五一三、八九三	二、二〇二、九六五	二四七、一〇八	八・九一	五五、〇七四	四九、四二二	五、六五二
		郡部	八、二九四、六〇六	八三九、三六一	九、一三三、九六七	二、五六九、二二八	三・五六	二二八、三四九	二一二、四三八	一五、九一〇
		計	九、九八三、六七八	一、三五三、二五四	一一、三三六、九三二	二、八一六、三三七	四・〇三	二八三、四二三	二六一、八六〇	二一、五六二
	福岡	福岡市	一、三六九、五九三	九六六、八一五	二、三三六、四〇八	一八二、三一八	一三・八一	五八、四一〇	三六、四六三	二一、九四六
		久留米市	七〇二、二四八	二八八、九七三	九九一、二二一	九四、九四八	一〇・四四	二四、七八〇	一八、九八九	五、七九〇
		門司市	四二〇	二〇五、七三二	二〇六、一五二	一三、三二一	一六・七四	五、一五三	二、二九一	二、八六二
		小倉市	二六、四一三	二六三、四七九	四七九、八九三	三三、三五七	一四・三九	一一、九九七	六、六一五	五、三八二
		郡部	一〇、二七九、四九三	二、五三八、九八〇	一二、八〇八、四七四	二、八六五、七七〇	四・四七	三二〇、二一一	二三九、七一五	八〇、四九六
		計	一二、三五八、一六九	四、二五三、九八一	一六、八二三、一五〇	三、一八八、七〇六	五・二八	四二〇、五五三	三〇四、〇七五	一一六、四七八
	大分	郡部	四、八五五、五五八	七一八、四三六	五、五七三、九九五	一、五八三、五五八	三・五二	一三九、三四九	一三八、七八七	五六二
	長崎	長崎市	二、六一〇、一四七	九五九、六四六	三、五六九、七九三	三四六、二一七	一〇・三一	八九、二四四	六九、二四三	二〇、〇〇一
		佐世保市	八一九、四〇二	三四一、六七八	一、一六一、〇八〇	九七、九三六	一一・八六	二九、〇二七	一八、二五八	一〇、七六八
		郡部	四、一五四、〇八五	六九二、四五六	四、八四六、五四一	一、一四〇、一七九	四・二五	一二一、一六三	九五、四九五	二五、六六七

本		計	七、五八三、六三四円	一、九九三、七八一円	九、五七七、四一五円	一、五八四、三三三円	倍 六・〇五	二三九、四三五円	一八二、九九八円	五六、四三七円
	佐賀	佐賀市	五一六、二〇二	一四五、六六〇	六六一、八六三	一〇一、六六〇	六・五一	一六、五四六	二〇、三三一	△ 三、七八五
		郡部	四、四五五、五二〇	二九四、六〇〇	四、七五〇、一二〇	一、三五一、三五〇	三・五二	一一八、七五三	一一五、七九三	二、九五九
		計	四、九七一、七二三	四四〇、二六一	五、四一一、七八四	一、四五三、〇一〇	三・七二	一三五、二九九	一三六、一二五	八二六
鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島市	一、四六三、三九七	三二八、一八四	一、七九一、五八二	二〇七、六八二	八・六三	四四、七八九	四一、五三六	三、二五三
		郡部	六、五八五、〇八三	一八四、三七四	六、七六九、四五八	二、二三五、七五〇	三・〇三	一六九、二三六	一七八、八六〇	△ 九、六二三
		計	八、〇四八、四八一	五一二、五五九	八、五六一、〇四〇	二、四四三、四三二	三・五〇	二一四、〇二六	二二〇、三九六	△ 六、三七〇
	宮崎	郡部	三、七二一、五〇四	二二三、一五六	三、九四四、六六一	一、二三二、四五九	三・二〇	九八、六一六	一〇四、七六三	△ 六、一四七
	沖繩	那覇區	五〇〇、〇四三	二、四一九	五〇二、四六三	一〇三、七六七	四・八四	一二、五六一	一九、二五一	△ 六、六八九
		首里區	七〇、四二五	二二	七〇、四四八	三二、二二五	二・一九	一、七六一	二、五七八	△ 八一六
		郡部	一、二七七、六六〇	一、八一一	一、二七九、四七二	六〇六、五九六	二・一一	三一、九八六	四八、五二七	△ 一六、五四〇
		計	一、八四八、一二九	四、二五四	一、八五二、三八四	七四二、五八八	二・四九	四六、三〇九	七〇、三五七	△ 二四、〇四七

（備　考）一、本表は大藏省主稅局調査に依る諸表に基きて調製せり。
二、計數は坪及圓位に止め、以下切捨とせり。

尙參考の爲め宅地地價修正法附則第十八條乃至第二十一條に該當する宅地の調査を揭ぐれば左の如し。

區分	筆數	坪數	元地價	元地租	修正法附則に依る地價	同上地租	增減(△)地租
第十八條該當のもの	九三、八七三筆	六、八九九、二〇六坪	七八八、二五六円	七九、〇二四円	三、四七〇、七五六円	八六、七六九円	△ 七、七四五円
第十九條該當のもの	二〇、〇〇八	二、〇六七、六二四	一八三、一六九	一五、一〇一	三四五、九五二	八、六四八	△ 六、四五三
第二十條該當のもの	三三、〇九三	四、一一五、四八〇	四七八、三〇七	四三、二一〇	八九九、三九七	二二、四八五	△ 二〇、七二五
第二十一條該當のもの	四、七八七	一、二五六、一七二	二六、五七四	三、四〇〇	五〇、三〇七	一、二五八	△ 二、一四二

（備　考）一、計數は坪及圓位に止め、以下切捨とす。
二、宅地地價修正法第十九條乃至第二十一條該當の宅地は本法に依り地價修正を爲さざるものなり。

第六目　諸帳簿の整理

宅地地價の修正に伴ひ、土地臺帳其の他關係諸帳簿の更正を行ふ必要あり。依つて先づ修正地價の決定に從ひ、土地臺帳・地圖其の他の關係簿書類の整理に著手せしめたり。而して其の整理の實際に當りては、地圖整理の如きは多少遲延したる地方ありしも、土地臺帳及關係帳簿に於ける地價の更正は、既に早く明治四十四年分第一期宅地租の納期前に終了したるが故に、徵收上何等の支障なきを得たり。稅務署に於ける土地臺帳其の他關係帳簿の整理の結了と同時に、市町村に於ける地租名寄帳等の整理をも行はしむることと爲し、明治四十四年三月大藏省訓令第六號を以て左の如く其の更正手續を達したり。

大藏省訓令第六號（明治四十四年三月六日）　北海道廳　府縣

宅地地價修正法ニ依ル修正地價ノ確定額ニ付稅務署ヨリ通知アリタルトキハ左記ノ區分ニ從ヒ市（北海道及沖繩縣ニ在リテハ區）町村ニ於ケル地租名寄帳記載事項ノ更正手續ヲ爲サシムヘシ

一　元地價ハ朱線ヲ以テ抹消シ修正地價ヲ其ノ右傍ニ記載スルモノトス但シ元郡村宅地ノ地目ヲ有シタルモノニ在リテハ段別ヲモ本文ノ例ニ準シテ坪數ニ更正スルモノトス

二　同一人ニシテ同一市町村内ニ於テ元市街宅地租及元郡村宅地租ノ納稅義務ヲ併有セルモノニ在リテハ第一項ノ處理ヲ爲シタル後元市街宅地若ハ元郡村宅地何レカ一方ノ用紙ニ更正額及之ニ關スル要件ヲ移記シ一方ノ用紙ノ記載事項ハ之ヲ抹消スルモノトス

三　前二項ニ依リ難キ事情アル市町村ニ於テハ所轄稅務署長ト協議シ便宜適實ノ方法ニ依リ地租名寄帳ノ更正處理ヲ爲スモ妨ナシ

四　宅地地價修正法第十八條ニ依ル修正地價及第二十二條ニ依ル更正地價ニ付テハ前各項ニ準シ更正ヲ爲スヲ要ス

五　前各項ニ依リ段別及地價ノ更正ヲ爲シタルトキハ其ノ集計額ヲ所轄稅務署ニ報告シ土地臺帳現在額トノ對照校査ヲ求ムヘシ

而して市町村に於ける地租名寄帳の整理に就きては、國庫より補助金を交付し、其の他稅務署より直接援助を與へ、以て市町村の負擔又は手數を省かんことを期せしが、之れ亦豫期以上の好成績を收めて、各地とも宅地租納期開始迄に其の整理を完了することを得たり。

市町村に對する補助金の支給に就ては、成るべく全國一樣の標準に依らしむるの必要あるを以て地租名寄帳の整理を修補と新調とに大別し、其の區別に從ひて支給標準に差等を設け、宅地筆數を基礎とし、右差等に準據して支給額を計算することと爲したり。而して地租名寄帳は成るべく從前のものを襲用せしむる方針を採り、修正地價の記入其の他の必要事項の追記に止め、修補に依りて其の事を完了せしむる見込なりしが、同帳は其の調製後多くの年月を經、又は異動頻繁なる等の爲め、整理上錯雜を來し、修補に依りて使用を繼續する能はざるものあり、補助金の交付を受くるを機として新調の計畫を樹てたる市町村多く、其の新調に屬するもの總數の約八割に及びたり。斯くて市町村に對する國庫の補助金總額は十四萬三千七百三十四圓に達したり。

第七目　宅地地價修正の經費

明治四十三年三月宅地地價修正法案の第二十六回帝國議會を通過するや、政府は宅地地價修正に要する經費百六十二萬九千六百六十二圓を、明治四十三年度臨時費追加豫算として同議會に要求し其の協贊を經たり。而して修正事業の實施に當り實際支出せし金額は、百四十二萬三千八百三十一圓にして、差引二十萬五千八百三十一圓の剩餘を生じたり。

然れども宅地地價修正に關する經費は實際に於ては單に之のみに止らず、此の外尙宅地賃貸價格の調査費を存したり。卽ち宅地地價修正法の公布以前に於て、政府は宅地地價修正の準備事業として、既述の如く數年に亙りて前後四回の宅地賃貸價格調査を行ひしが、此等の準備調査の爲に要したる經費亦巨額に達したり。然れども政府は之が爲め特に豫算を要求することなく、內國稅徵收費の既定豫算額內に於て右經費を支辨したり。唯第二回調査に際しては、特に國庫剩餘金より六萬六千七圓の支出を求めて、其の調査の費用に充てたり。蓋し政府は此の第二回調査の結果に依りて、宅地地價修正法案を第二十三回帝國議會に提出するの豫定なりしを以て、特に調査の急速を必要と爲せしのみならず、第一回調査の爲に內國稅徵收費中より多額の金額を支出し、再び既定經費より第二回調査費に充當支出するの餘地なかりしに因るものなり。而して此の第二回調査の爲に實際要したる費用は五萬七千六百四十一圓にして、結局豫算額より八千三百六十六圓を剩したり。而して右の

第二回調査を除き、其の他の三回に於ける準備調査費用として、內國稅徵收費中より大藏省に於て特に指定配布したる金額は、明治三十九年度に於て十二萬二千七百二十圓、同四十年度に於て七萬五千百五十二圓、同四十一年度に於て五萬千二百二十九圓、合計二十四萬九千百一圓にして、此の外若し稅務監督局又は稅務署に於て、既定配布額を以て現實流用したるものを精算するときは、常務吏員にして臨時此の事務に從事したるものの俸給及廳費等を除外するも、優に五十五萬圓以上の額に達すべし。卽ち此等準備調査に要したる費用は、前揭宅地地價修正費の總額を爲すものとす。

第三項　地租條例の改正

第一目　稅法審査委員會の調査

地租條例は明治十七年三月の制定以來、數次に亙りて部分的改正を行はれしと雖も、其の基本的の規定に至りては何等改めらるることなく、久しきに亙り四月戰後租稅整理の爲め設置せられたる稅法審査委員會に於て、地租の整理を議するに當りては、本條例の改正に就て特に愼重なる調査を遂げたり。而して之に關して委員會に於て先づ問題とせられしは租率の改正なり。地租の稅率を如何に定むべきやは、地租に關する最も重要なる問題の一にして、當時之に關しては或者は增稅論を唱へ、或者は減稅說を主張し、世論紛々として歸一する所なかりしが、委員會は地租の稅率の如きは、土地の收益及地主の負擔を基礎として、愼重に之を審議すべきものと爲し、先づ宅地、田畑、山林に就きて、其の收益及地主の負擔を全國の實際に依りて精密なる調査を遂げたり。而して此の調査の結果に基きて、委員會は地租の稅率を左記の如く定むるを最も適當なりと決したり。

（一）內地に在りては市街宅地及郡村宅地の地租は地價百分の二箇半、其の他の土地に對する地租は地價百分の五箇半とすること。

（二）北海道に在りては市街宅地及郡村宅地の地租は內地と同じく地價百分の二箇半とし、其の他の土地に對する地租は地價百分の四箇とすること。

（三）沖繩縣に在りては各種の土地に對して地價百分の五箇半を課すること。

蓋し內地に在りては、宅地は既述の如く其の賃貸價格に依りて地價の修正を行ひ、從來の法定地價と時價との間の不權衡を矯正せらるることとなりしを以て、其の稅率も亦增徵前に還るを至當と爲すのみならず、此の修正地價に依りて現在と同樣の租額を得るが爲には、地價の百分の二箇半を課するを以て充分なりとの概算を得たるに因るものにして、其の他の土地に對しては、其の收益及負擔に關する實際上の計數的調査の結果、何れも從來の如く定率及非常特別稅を合したるものを維持するを適當なりと決したるなり。次に北海道に在りては、委員會に於て同道は經濟上及社會上の關係內地と異るのみならず、拓殖奬勵の上よりするも、宅地の稅率は從來の如く地價百分の一箇に据置くを可とすとの議論を存したりと雖も、委員會は北海道の宅地も內地と同樣地價修正を行ひたる以上、負擔の公平上同率を適用するの必要あるのみならず、北海道拓殖の大に進歩したる現在に於て、內地同樣の賦租を爲すも拓殖を妨ぐる虞なしと認め、其の宅地租を內地同樣に定めたり。然れども委員會は宅地以外の土地の稅率をも內地と同一に定むるときは、內地に比して其の負擔に著しき增加を來

すが故に、之に對しては從來の如く地價百分の四箇を維持するを以て適當なりと決したり。更に又沖繩縣に在りては、委員會は其の宅地に就ては地價修正を行はざることと決せしを以て、其の租率を內地と同一に定むることも、將又從來の租率を維持することも、共に不穩當なるを免れざるが如しと雖も、他面に於て沖繩縣の土地は一般に明治三十六年に於て整理せられ、宅地の地價と其の他の土地の地價とは大體權衡を保ち、內地に於けるが如く兩者の間に高低を異にすることなきが故に、委員會に於ては寧ろ沖繩縣に於ける宅地の租率は、其の他の土地の租率と同一と爲し、之を從來の如く地價百分の五箇半と定むるを適當なりと決したり。

稅率決定に引續き委員會に於て議せられたる問題は、市街宅地及郡村宅地の區別の存廢に就てなりたり。委員會は第一次の審議に於ては此の說を是認せしが、第二次の審議に際し之を否決したり。蓋し今次の稅制整理は課稅の方法、負擔の程度等根本の問題を審議するを主眼とし、租稅の實質に關係なき問題は、之を他日に讓るを可とせしを以てなり。

宅地の區別の存廢に次いで委員會の問題となりしは、地目變換、地類變換の地價據置期間を廢止するの可否に就てなり。抑明治十七年地租條例發布の當時に於ては、地目變換したるものは變換の都度地價を修正し、修正の年より修正地價に依り地租を徵收するの規定なりしが、明治二十二年地租條例改正の時に至り、變換の都度地價を修正するは煩雜に堪へざるを以て、府縣知事に於て管內を五區域に分割し、每年一區域を檢查し五箇年間に全管を檢了するの趣意に依り、五箇年間地價據置の制度を設くることと爲したり。然るに爾來稅務機關の設備及配置は漸次充實を告げ、變換土地の檢查は其の年に於ても充分之を完了することを得るに至れり。茲に於てか委員會に於ては、右の地價據置期間を廢止し、變換の年に於て直に其の地價を修正し、其の年より修正地價に依りて地租を徵收すべしとの說を生じたり。蓋し右の如く地價據置制度設置の理由の消滅したる以上、土地の現況に應じて地價を修正し、地租を徵收するは公平を得たるものにして、特に五箇年間舊地租を据置くべき理由なきのみならず、土地改良の目的を以て地目を變換する場合に於ては、耕地整理法に依る特典あるの外、別に地租條例に依り三十年以內の地價據置期間の廢止が土地改良を妨ぐるの虞もなく、殊に土地の惡變したる場合の地目變換及地類變換に對して、五箇年間舊地價に依り地租を徵收するは、甚だ不公平なりとの理由に基くものなり。委員會は第一次の審議に於ては、此の說を認めて地價据置期間を廢止することと爲せしが、第二次審議に際し、前述宅地の區別廢止說の否認と同樣の理由を以て、此の際之を廢止するは時機を得たるものに非すと決したり。

委員會は以上の問題の審議の後、更に市制又は區制施行地に在る有租地を宅地と爲すの可否に就て審議したり。蓋し改租以降當時に至る迄に三十餘年の歲月を經過し、其の間經濟事情の變動甚だしきものありしを以て、往時に於ける田畑山林にして、當時に於ては繁華なる市街地內に介在するこ

ととなり、而も此等の土地にして、實際宅地と同樣なる效用を有するもの少からざるに至れり。玆に於て既に第二十二回帝國議會に於て政府が宅地地價修正法案を提出するや、之と同時に市制又は區制施行地にして命令の定むる區域內に在る有租地は總て宅地とし、直に其の地價の修正を行はんとするの法律案を提出し、此の法案は衆議院を通過したれども、宅地地價修正法案と共に貴族院の審議に附せらるるに至らずして已みたり。玆に於て委員會に於ては、右と同樣の規定を地租條例中に設くべしとの意見提出せられしが、委員會は斯くの如き有租地に對しては、有租條例の規定を活用勵行することに依り概ね之を宅地に編入することを得べく、特に新に規定を設くるの必要を見ざるのみならず、適用區域の限界を定むるは頗る困難なりと爲して、右の說を否決したり。

第二目　稅法整理案審查會の審查

地租條例の改正に關する稅法審查委員會の成案は、上述の如くにして結局單に稅率の改正のみに止まりしが、此の案が翌明治四十年四月設置せられたる稅法整理案審查會に附議せらるるや、審查會は之に對して左の如き改訂を加へたり。

（一）沖繩縣の宅地に對する稅率を地價百分の二箇半とすること。

審查會は租率に關する稅法審查委員會の原案は總て之を是認したりしが、他方に於ては既述の如く、沖繩縣の宅地も內地及北海道と同樣に地價の修正を行ふことに決せしを以て、其の結果として其の稅率も內地及北海道の宅地に對すると同樣、地價百分の二箇半を課することに改めたり。尙審查會に於ては、山林に對して特に增稅すべしとの意見を提出する者ありしも、審查會は山林の收益に關し詳細なる統計的調查を遂げたる結果、其の收益は田畑の收益に比し多少高率なるものありと雖も、特に山林に限りて增稅するの必要なきものと決議したり。

（二）市街宅地と郡村宅地との區別を廢して、單に宅地の一目と爲し、其の地租の納期を其の年七月及翌年一月と爲すこと。

市街宅地と郡村宅地との區別を廢し、宅地地租の納期を七月及一月と爲すの議は、既述の如く稅法審查委員會に於て最初は可決せられ、後に至りて其の時機に非ずとして否決せられしものなるが、稅法整理案審查會に於ては、稅制整理に際して租率の外法規の改正をも行ふことは最も必要なりと爲し、委員會に於ける第一次決議案を復活せしむることとしたり。而して斯く市街宅地及郡村宅地の區別を廢するときは、將來宅地の組換を爲すの必要なきに至りしを以て、明治三十二年法律第六十二號宅地組換法は之を廢止することと爲したり。又地租徵收期限に關しては、從來地租條例以外の特別法を以て規定せられしも、此の機會に於て之を地租條例中に包含せしむることと爲し、特殊の事情ある地方に對しては、勅令を以て特別納期を定むることに決したり。

（三）地目變換及地類變換の地價据置期間を廢し、直に其の地價を修正すること。

地目變換及地類變換の地價据置期間を廢するの議も亦、原案審議の際第一次決議に於て可決せられ、第二次決議に於て否決せられしものなるが、審查會は之が廢止は理論上正當なるのみならず、又時機を得たるものなりとして之を可決したり。尙地租條例は開墾地に對し、開墾著手の年より十年以上三十年以內の地價据置期間を認むるを以て、右の如く地類變換の地價据置期間を

廢するときは、熟成したる土地を故らに地類變換して、低廉なる地價に修正を受けたる後、更に少き勞費を以て直に開墾を爲し、以て地價据置の利益を得んとする者を生ずべきを以て、審査會は斯かる脫法行爲を防止せんが爲め、地類變換を爲したる後五年以內に開墾したるものに在りては、其の成功の部分に對し直に其の地價に依り地租を徵收するの規定を設けたり。

（四）開墾地又は開墾に等しき勞費を要する地目變換を爲したる土地の稅率が、舊地目の稅率と同一ならざるときは、地價据置期間中は舊地目の稅率に依り、地租を徵收すること。

地租條例に據れば開墾したる土地又は開墾に等しき勞費を要する土地の改良を爲す目的を以て、地目を變換したる場合に於ては、一定年間其の地價を据置き、開墾成功し又は地目變換したる年より、開墾又は變換したる地目に依りて地租を徵收するの規定なりと雖も、開墾又は變換地目の稅率が、舊地目の稅率と同一ならざるときは、負擔に變動を生じ、地價据置の目的を沒却するに至るが故に、斯くの如き場合に於ては、修正地價に依り地租を徵收するに迄、舊地目の稅率に依りて地租を徵收することに決定したり。

第三目　地租條例の改正

政府は以上稅法整理案審査會に於ける成案を第一次租稅整理案の一として、第二十四回帝國議會に提出せしが、此等租稅整理案が衆議院の特別委員會の議に付せらるるや之に對して多くの異論を生じ、遂に委員會は此等の諸案を否決せしを以て、政府は議會の形勢を察し、此等諸法案の中地租條例

中改正法律案及之に關聯せる宅地地價修正法案の二案は、其の本會議に付議せらるるに先ち之を撤回したり。斯くの如くにして第二十四回帝國議會に於ては、政府提出に係る地租條例の改正案は成立するに至らざりしが、同一議會に於て衆議院は右と別個に地租條例の改正案を提出し、同案は議會の協贊を經て明治四十一年三月法律第三十六號を以て公布せられたり。右は電氣軌道の發達に伴ひ、新に軌道用地を鐵道用地と同じく免租地に指定せんとするものにして、其の全文は左の如し。

法律第三十六號（明治四十一年三月三十一日）

地租條例中左ノ通改正ス

第四條第一項第六號「鐵道用地」ヲ「鐵道用地、軌道用地」ニ改ム

同條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

軌道用地ノ區域ニ關シテハ私設鐵道法第四十一條ノ規定ヲ準用ス

附　則

本法ハ明治四十一年分地租ヨリ之ヲ適用ス

右の如く政府提出の租稅整理案は第二十四回帝國議會に於て更に租稅整理案を提出すべく、法案の再調査に著手したりしが、時恰も明治四十一年及四十二年の米穀大豐作に會し、米價大に下落して、地主の收益甚しく減少せしが故に、之を機として地租輕減の聲盛に起り、世論亦之に傾けるが如くなりき。然れども政府は、米價の下落は稀有の豐作に因る一時的の現象にして、之を以て直に地租を輕減するが如きは、早計に失するのみならず、宅地以外の土地に對する租率を五厘減ずるも、尙且六百三十二萬圓の歲入減少を來し、他の必要なる租

稅整理を爲す能はざるが故に、地租の輕減は策の得たるものに非ずと認め、卽ち歲計上確實なる基礎を動かさざる範圍內に於て、國民一般に亙りて最も苦痛とする所を除去するの方針に依り、其の整理輕減すべき稅目の選擇に考慮を運らしたる末、所得稅・營業稅・相續稅・通行稅・織物消費稅・砂糖消費稅等に於て約一千萬圓の輕減を行ひ、地租の輕減は之を他日に讓ることと爲したり。斯くて右の趣旨に從ひ稅制整理諸法案を編成し、之を第二次租稅整理案として、第二十六回帝國議會に提出したり。地租條例中改正法律案も固より右整理案中に包含せられしが、此の第二次提出案は、租率其の他多くの點に於て第一次法案を踏襲したるものなりと雖も、時勢の要求に應じ多少之に補修を加へたる點あり。今其の主なる點を擧ぐれば左の如し。

（一）府縣社地及私祭招魂社地を免租せしこと。

府縣社地は從來「地所名稱區別」中に於て官有地第一種に編入せられ、無租地たるの取扱を受け來りしが、明治三十六年十月に至り內務省訓令第六三八號を以て、府縣の所有地にして官有地に編入しあるもの及爾後府縣の所有に歸したる土地は總て民有地に編入することとなりしを以て之に順應すべく、爲め今次の改正を機とし、府縣社地をも民有地に編入すると同時に、之を免租地とすることとせり。又從來招魂社地に就ては其の中官祭に係るものは民有地の儘にて免租し、私祭に係るものは之を免租することなかりしが、此の兩者は共に之を免租するを至當とし、條例改正を機として法規の不備を正すことと爲したり。

（二）地價の修正を爲す場合を列擧せしこと。

地租條例の規定に依れば、地價の修正は地目又は地類の變換及開墾の場合に限り之を爲すが如くなれども、實際に於ては從來と雖も、右の外尙開拓繰下年期明に至りたるとき、荒地免租年期明に至り原地價に復し難きときに於ては、何れも地價の修正を行ひ來りしものなるが故に、改正を機として以上の各場合を法文中に列擧することと爲したり。

（三）有租地・免租地の用語を改めしこと。

從來の規定に於ける有租地・免租地の用語は妥當ならざるを以て、之を地租を課する土地・地租を課せざる土地と改むることと爲し、且從來は免租地を有租地と爲さんとするときは政府の許可を要したるも、有租地を免租地と爲す場合の規定を缺きしを以て、此の場合に於ても政府に屆出でしめ、以て地籍の異動を明にせんことを圖れり。

（四）地租の徵收又は免除の始期に關する規定を設けしこと。

地租の賦課又は免除の始期に關しては、從來荒地及新開地の場合は地租條例に規定し、其の他の場合は明治三十七年三月法律第十二號地租徵收に關する法律中に規定し、其の統一を缺けるを以て、地租條例の改正を機として、之を總て地租條例中に揭ぐることとしたり。卽ち之によりて明治三十七年法律第十二號の第一條は、自然消滅に至れるものとす。

（五）耕地の區劃若くは形狀を變更する爲め、開墾に等しき勞費を要する場合に、地價据置年期を附與しこと。

耕地の區劃若くは形狀を變更するに依らしめしこと。

耕地整理法の制を廢し、總て耕地整理法に依らしめしこと。

耕地の區劃若くは形狀を變更する爲め、開墾に等しき勞費を要する場合には、從來耕地整理法の外、別に地租條例の規定に依り三十年以內の地價据置年期を附與することを得たりしが、斯くの

如き場合は寧ろ耕地整理法のみの支配に屬せしむるを至當なりと認め、地租條例中より此の規定を除きたり。

（六）開墾地又は開墾に等しき勞費を要する地目變換を爲したる土地の地價據置期間中適用すべき地價及稅率を改めしこと。

第一次法案に於ては、開墾地又は開墾に等しき勞費を要する地目變換を爲したる土地の地價據置期間中は、開墾又は變換地目の稅率が、舊地目の稅率と同一ならざるときは、修正地價に依り地租を徵收するに至る迄、舊地目の稅率に依り地租を徵收することと定めしが、斯くては現在地目と其の之に適用すべき稅率と合致せざることとなり、取扱上の錯雜を來すの虞あるを以て、其の負擔すべき租額に於ては第一次法案と差異なきも、其の稅率に於ては現在の地目に合致せしむるが爲め、第二次法案に於ては之に改訂を加へ、開墾又は變換地目の稅率が、舊地目の稅率と同一ならざるときは、舊地目に對する地租額を以て除し、之を開墾又は變換地目に對する地價とし、修正地價に依り地租を徵收するに至る迄、其の地價に依り開墾又は變換地目に對する稅率を以て、地租を徵收することと爲したり。

（七）收稅官吏をして土地の檢査を爲し、又は納稅義務者若くは所有者に對し必要の事項を尋問するを得ることとせしこと。

他の稅法には何れも此の種の規定を存するに拘らず、單り地租條例には之を缺きしを以て、之を補ひたり。

右の地租條例の改正案に對しては、議會は租率以外の點に就ては、異議なく之を可決せしと雖も、租率に關しては有力なる異論を生じたり。卽ち衆議院は先づ既述の如き政府の地租非輕減の方針に反對して、地租輕減を以て最も急務なりと爲し、特に田畑に限りて其の租率を輕減せんことを唱へしが、此の田畑地租輕減說に在りても、更に八厘減の說を唱ふる者と一分減を主張する者とを生じ、盛に論議を闘はしたる結果、遂に前說勝を制し、衆議院は田畑（北海道に在りては三箇四）を四箇七を徵收することに修正したり。蓋し田畑地租一分減は、其の趣旨に於ては固より異論なしと雖も、財源其の他の關係上實行不可能なるが故に、差當り八厘減を以て滿足すべしと云ふに在りしなり。此の修正に對しては政府も同意を表し、貴族院亦異議なく之を可決せしを以て、地租條例中改正法律は、明治四十三年三月法律第二號を以て左の如く公布せられたり。而して同四十四年度に於て九百八十二萬五千七百九十一圓の減少を見るの計算となりたり。

法律第二號（明治四十三年三月二十五日）

地租條例中左ノ通改正ス

第一條　地租ハ左ノ稅率ニ依リ每年之ヲ賦課ス

宅地	地價百分ノ二箇半
田畑	地價百分ノ四箇七
其他ノ土地	地價百分ノ五箇半

北海道ニ於ケル宅地以外ノ土地ノ地租ハ當分左ノ稅率ニ依ル

田畑	地價百分ノ三箇四

其他ノ土地　地價百分ノ四箇

本條例ニ於テ地價ト稱スルハ土地臺帳ニ揭ケタル價額ヲ謂フ

第三條中「郡村宅地、市街宅地」ヲ「宅地」ニ改メ第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第一類地ヲ第二類地ニ變換スルモノヲ地類變換ト謂フ

第四條第一項中「鄉村社地」ヲ「府縣社地、鄉村社地、招魂社地但有料借地ハ此限ニ在ラス」ニ改ム

第五條中「市街宅地」ヲ「宅地」ニ改ム

第七條　地價ハ左ノ場合ニ該當スルニ非サレハ之ヲ修正セス

一　地目又ハ地類ヲ變換シタルトキ

二　開墾シタルトキ

三　開拓鍬下年期明ニ至リタルトキ

四　荒地免租年期明ニ至リ原地價ニ復シ難ク若クハ他ノ地目ニ變シタルトキ又ハ低價年期明ニ至リ原地價ニ復シ難キトキ

第十條　地目ヲ變換シ又ハ地類ヲ變換シタルトキハ政府ニ届出ヘシ

地目ヲ變換シ又ハ地類ヲ變換シタルトキハ直ニ其地價ヲ修正ス但第十六條第六項ノ場合ハ此限ニ在ラス

第十條ノ一及第十條ノ二ヲ削ル

第十一條　地租ヲ課スル土地ヲ地租ヲ課セサル土地ト爲シ又ハ地租ヲ課セサル土地ヲ地租ヲ課スル土地ト爲シタルトキハ政府ニ届出ヘシ但之ニ關シ豫メ政府ノ許可ヲ受ケ又ハ届出ヲ爲シタルモノニ付テハ此限ニ在ラス

地租ヲ課セサル土地ヲ地租ヲ課スル土地ト爲シタルトキハ其地ノ現況ニ依リ直ニ其土地ノ地價ヲ定ム但第十六條第四項ノ場合ハ此限ニ在ラス

第十二條　地租ハ左ノ期限ニ依リ之ヲ徵收ス

一　宅地

第一期　其年七月一日ヨリ同七月三十一日限　地租額二分ノ一

第二期　翌年一月一日ヨリ同一月三十一日限　地租額二分ノ一

二　田

第一期　其年十二月十六日ヨリ翌年一月十五日限　地租額四分ノ一

第二期　翌年二月一日ヨリ同二月末日限　地租額四分ノ一

第三期　翌年三月一日ヨリ同三月三十一日限　地租額四分ノ一

第四期　翌年五月一日ヨリ同五月三十一日限　地租額四分ノ一

三　其他ノ土地

第一期　其年九月一日ヨリ同九月三十日限　地租額二分ノ一

第二期　其年十一月一日ヨリ同十一月三十日限　地租額二分ノ一

特殊ノ事情アル地方ニシテ前項ノ納期ニ依リ難キモノニ付テハ命令ヲ以テ特別ノ納期ヲ設クルコトヲ得

第十四條　地價ヲ修正シタル土地ニ付テハ其年ヨリ修正地價ニヨリ地租ヲ徵收ス但其年ニ係

ル地租ノ全部又ハ一部ノ納期開始後地價ヲ修正シタルトキハ翌年分地租ヨリ修正地價ニ依リ地租ヲ徵收ス

第十五條　地租ヲ課スル土地ニシテ地租ヲ課セサル土地トナリタルトキハ其屆出アリタル後又ハ其事實ヲ認メタル後ニ開始スル納期ヨリ地租ヲ徵收セス

地租ヲ課セサル土地ニシテ地租ヲ課スル土地トナリタルトキハ地價設定後ニ開始スル納期ヨリ地租ヲ徵收ス但地價設定後ニ開始スル納期ニ於テ前年分地租ヲ徵收スヘキ場合ニ於テハ其納期分ノ地租ハ之ヲ徵收セス

前二項ノ規定ハ荒地免租年期若クハ低價年期許可ノ場合又ハ荒地免租年期明若クハ新開免租年期明ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十六條中「耕地ノ區劃若クハ形狀ヲ變更スル爲メ又ハ」ヲ削リ「地方廳」ヲ「政府」ニ改メ第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但地類變換ヲ爲シタル後五年以內ニ開墾シタルモノニ在リテハ其成功ノ部分ニ對シ直ニ其地價ヲ修正ス

第十七條中「第十條ノ二ノ規定ヲ準用ス」ヲ「其年ヨリ開墾又ハ變換シタル地目ニ依リ其地租ヲ徵收ス但其年ニ係ル地租ノ全部又ハ一部ノ納期開始後屆出アリタルトキハ翌年分地租ヨリ開墾又ハ變換シタル地目ニ依リ其地租ヲ徵收ス」ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ場合ニ於テ開墾又ハ變換地目ノ稅率カ舊地目ノ稅率ト同一ナラサルトキハ舊地目ニ對スル地租額ヲ開墾又ハ變換地目ノ稅率ヲ以テ除シ之ヲ開墾又ハ變換地目ニ對スル地價ト

シ修正地價ニ依リ地租ヲ徵收スルニ至ル迄其地價ニ依リ地租ヲ徵收ス

第二十二條中「其地ノ現況ニ依リ地價ヲ定ム」ヲ「地價ヲ修正ス」ニ改ム

第二十四條ノ二　收稅官吏ハ土地ノ檢查ヲ爲シ又ハ納稅義務者若クハ所有者ニ對シ必要ノ事項ヲ尋問スルコトヲ得

第二十五條及第二十六條中「罰金」ヲ「罰金又ハ科料」ニ改ム

附　則

本法ハ明治四十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ明治四十三年分地租ノ徵收ニ關シテハ仍舊法ヲ適用ス

宅地以外ノ土地ノ稅率ハ明治四十三年分地租ヨリ之ヲ適用ス

非常特別稅法中地租ニ關スル規定ハ宅地ニ付テハ明治四十三年分地租限其ノ他ノ土地ニ付テハ明治四十二年分地租限之ヲ廢止ス

本法施行前地目ヲ變換シ又ハ地類ヲ變換シタル土地ニシテ地價ヲ修正セサルモノハ本法施行ノ際其ノ地價ヲ修正シ、明治四十四年分地租ヨリ修正地價ニ依リ地租ヲ徵收ス

本法施行前地目ヲ變換シ地價ヲ修正シタル土地ニシテ修正地價ニ依リ地租ヲ徵收スルニ至ラサルモノニ付テハ明治四十四年分地租ヨリ修正地價ニ依リ地租ヲ徵收ス

明治二十四年法律第二號、明治三十年法律第五號及宅地組換法ハ之ヲ廢止ス

第四目　附屬法規の改正

地租條例は單に制度の大綱を規定せしに止まり、之が施行の圓滑を期するが爲には、更に細密に亙りて施行上の手續等に關する規定を設くるの必要あるを以て、既述の如く明治三十二年三月勅令第百十一號を以て地租條例施行規則を制定し、更に同年四月大藏大臣は稅務監督局及稅務署に對し地租條例施行上取扱方心得に關する內訓を發する所あり。此等の規定は爾後引續き實施せられ來りしが、右の如く地租條例の大改正を行はるるに伴ひ、之に應じて改正を加ふるの必要を生ぜしを以て明治四十三年十二月勅令第四百四十四號を以て新に地租條例施行規則を制定し、又之と同時に地租條例施行に關する大藏大臣の內訓をも改定したり。今此の兩者の全文を揭ぐれば左の如し。

地租條例施行規則（明治四十三年十二月二十一日勅令第四百四十四號）

第一條　土地ニハ番號ヲ附シ每筆其ノ地價ヲ定ム

第二條　一筆ノ土地ハ其ノ一部分左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ之ヲ分割ス

一　別地目ト爲ルトキ

二　地租ヲ課スル土地ニシテ地租ヲ課セサル土地ト爲ルトキ

三　地租ヲ課セサル土地ニシテ地租ヲ課スル土地ト爲ルトキ

四　所有者ヲ異ニスルトキ

五　質權ノ目的ト爲ルトキ

六　百年ヨリ長キ存續期間ノ定アル地上權ノ目的ト爲ルトキ

七　行政區劃ヲ異ニスルトキ

第三條　開墾著手後十年以內又ハ開墾鍬下年期中ニ於テ地目ヲ變換シタルトキハ開墾ハ之ヲ廢止シタルモノトス

第四條　地租條例第十七條ノ規定ニ依リ開墾地目ニ組換ヘタル土地若ハ官有地ヲ開拓シテ民有ニ歸セシ土地ニシテ開墾著手後十年以內若ハ鍬下年期中地類ヲ變換シタルトキ又ハ地租條例第十七條ノ規定ニ依リ變換地目ニ組換ヘタル土地ニシテ地價据置年期中地類ヲ變換シ若ハ變換前ノ地目ト同一ノ地目ニ變換シタルトキハ直ニ其ノ地價ヲ修正ス

第五條　地租條例第十七條ノ規定ニ依リ開墾地目ニ組換ヘタル土地若ハ官有地ヲ開墾シテ民有ニ歸セシ土地ニシテ開墾著手後十年以內若ハ鍬下年期中地目ヲ變換シタルトキ又ハ地租條例第十七條ノ規定ニ依リ變換地目ニ組換ヘタル土地ニシテ地價据置年期中變換前ノ地目ト異ナル地目ニ變換シタルトキハ地價ハ之ヲ修正セス

前項ノ場合ニ於テ變換地目ノ稅率カ舊地目ノ稅率ト同一ナラサルトキハ舊地目ニ對スル地租額ヲ變換地目ニ對スル地價トシ修正地價ニ依リ地租ヲ徵收スルニ至ル迄其ノ地價ニ依リ地租ヲ徵收ス

第六條　官有地ヲ開拓シ又ハ官有ノ水面ヲ埋立テ民有ニ歸セシ土地ニ付鍬下年期又ハ新開免租年期ノ許可ヲ請ハサルトキハ直ニ其ノ地價ヲ定ム

第七條　荒地免租年期、免租繼年期又ハ低價年期中土地ノ形狀ヲ變更スルコトアルモ地目變換、地類變換又ハ開墾ト看做サス

第八條　地租條例第十六條第二項ノ場合ニ於テ開墾著手ノ年ヨリ十年目ニ成功セサル部分ノ土地ニ付テハ其ノ後成功シタル部分アル毎ニ其ノ地價ヲ修正ス

第九條　荒地免租年期、免租繼年期又ハ低價年期中再ヒ荒地ト爲リ免租年期ノ許可ヲ受ケタルトキハ前ニ受ケタル年期ハ消滅ス

第十條　地目變換、地類變換又ハ開墾ニシテ他ノ法令ニ依リ許可ヲ要スルモノハ其ノ許可ノ出願ヲ以テ地租條例ニ依ル屆出ト看做ス

第十一條　地租條例第十六條第三項、第六項又ハ第二十條ノ規定ニ依リ鍬下年期、地價据置年期又ハ荒地免租年期ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ稅務署長ニ申請スヘシ

官有地ヲ開拓シ又ハ官有ノ水面ヲ埋立テ民有ニ歸セシ土地ニ付鍬下年期又ハ新開免租年期ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ民有ニ歸セシ後六十日内ニ稅務署長ニ申請スヘシ

第十二條　地租條例第二十一條、第二十三條若ハ第二十四條ノ規定又ハ明治三十四年法律第三十號ニ依リ低價年期、荒地免租繼年期又ハ年期延長ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ年期滿了後六十日内ニ稅務署長ニ申請スヘシ

第十三條　左ノ場合ニ於テハ土地ノ所有者又ハ納稅義務者ハ三十日内ニ稅務署長ニ屆出ツヘシ

一　地目ヲ變換シ又ハ地類ヲ變換シタルトキ

二　開墾ニ著手シタルトキ、開墾成功シタルトキ、開墾ヲ廢止シタルトキ又ハ開墾ノ目的ヲ變更シタルトキ

三　地租ヲ課スル土地ヲ用惡水路、溜池、隄塘、井溝、水道用地、鐵道用地、軌道用地若ハ公衆ノ用ニ供スル道路ト爲シタルトキ又ハ之カ供用ヲ廢止シタルトキ

四　地租ヲ課スル土地ヲ公用若ハ公共ノ用ニ供シ又ハ之カ供用ヲ廢止シタルトキ

五　地租ヲ課スル土地ヲ地租條例第四條第一項第二號ノ規定ニ依リ公用若ハ公共ノ用ニ供スヘキモノト定メタルトキ又ハ一年内ニ公用若ハ公共ノ用ニ供セサルトキ

前項ノ場合ニ於テ地價ヲ定メ又ハ修正スヘキトキハ實地ノ情況ニ依リ近傍ノ類地ト其ノ地力ヲ比較シ其ノ地價ヲ見積リ土地ノ測量圖ト共ニ書面ヲ差出スヘシ

第十四條　一筆ノ土地ヲ分割シ又ハ數筆ノ土地ヲ合併セムトスルトキハ土地ノ所有者ハ稅務署長ニ屆出ツヘシ

第十五條　荒地免租年期ヲ有スル土地ニシテ其ノ年期明ニ至リ他ノ地目ニ變シタルトキ又ハ低價年期若ハ免租繼年期ヲ有スル土地ニシテ其ノ年期明ニ至リ原地價ニ復シ難キトキ若ハ他ノ地目ニ變シタルトキハ年期滿了ノ後六十日内ニ土地所有者又ハ納稅義務者ヨリ稅務署長ニ屆出ツヘシ

第十六條　納稅義務者其ノ土地所在ノ市區町村内ニ住所又ハ居所ヲ有セサルトキハ地租ニ關スル事務ヲ處理セシムル爲其ノ市區町村内ニ住所ヲ有スル者ヲ納稅管理人ト定メ其ノ市區町村長又ハ戸長ニ屆出ツヘシ

前項ノ町村ト稱スルハ町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ戸長ノ職務ヲ行フ區域トス

附　則

本令ハ明治四十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

地租條例施行上取扱方（明治四十三年十二月二十一日明治三十二年四月地租條例施行上取扱方左ノ通改正シ明治四十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一條　一筆ノ土地ヲ分割シテ數筆ト爲シタルトキハ當初一筆タリシトキノ番號ニ一、二、三、四、等ノ符號ヲ附シテ各筆ノ番號ト爲スモノトス但シ本番ニ符號アル土地ヲ分割スルトキハ其ノ一筆ニハ從來ノ符號ヲ存シ他ノ各筆ニハ本番最終ノ符號ヲ追ヒ順次符號ヲ附スルモノトス

第二條　數筆ノ土地ヲ合併シテ一筆ト爲ストキハ合併前ノ土地番號中首位ニ在ルモノヲシテ該地ノ番號ト爲スモノトス

第三條　官有地ヲ拂下ケタルモノ若ハ海面埋立地等新ニ地番ヲ附スヘキ土地ヲ生シタルトキハ其ノ地番ハ當該大字（小字毎ニ地番ヲ附シタル地方ハ小字）ノ最終番ヲ追ヒ其ノ次番ヲ附スルモノトス。

第四條　地目ハ其ノ地ノ現況及使用ノ目的ニ依リ定ムルモノトス

第五條　地價ハ土地ノ所得ヲ審査シ尚其ノ情況ニ應シテ之ヲ定ムヘキモノナルヲ以テ畦畔等ノ如キ所得ヲ生セサル部分多キ土地ノ地價ヲ定ムヘキ場合ニ於テハ相當ノ斟酌ヲ加ヘ地價ヲシテ土地ノ所得ニ比準セシムルコトニ注意スルヲ要ス

第六條　數筆ノ土地ヲ合併シテ一筆ト爲シタルトキハ其ノ地價合計額ヲ以テ其ノ土地ノ地價ト爲スモノトス

第七條　一筆ノ土地ヲ分割シテ數筆ト爲シタルトキハ各筆ノ地位等級ニ應シ分割前ノ地價ヲ分配シテ其ノ地價ト爲スモノトス

第八條　地盤ノ丈量ハ測板式ニ依ルモノトス但シ當分從來ノ方法ニ依ルヲ妨ケス

第九條　地盤ノ丈量ヲ要スル場合ニ於テ數筆ノ土地ヲ丈量シタル結果ニ依リ所有者又ハ納稅義務者ノ提出シタル測量圖ヲ精確ト認ムルトキハ他ノ土地ニ關シテハ丈量ヲ省略シ所有者又ハ納稅義務者ノ測量シタル所ヲ以テ其ノ土地ノ段別ト爲スモ妨ナシ

第十條　丈量技術ノ不完全ニ因リ前後ノ丈量ニ些少ノ差異アル如キハ丈量誤謬ト認ムル限ニ非サルヲ以テ誤謬訂正ノ出願アルモ其ノ差違ノ著シキモノヲ除クノ外ハ之ヲ訂正セサルモノトス

第十一條　一筆ノ土地中一部分地租條例施行規則第二條各號ニ該當シタルコトニ付所有者ノ申告又ハ官廳ノ通知アルトキハ別ニ土地分割ノ申告ヲ待タス直ニ土地ノ分割ヲ爲スモノトス

第十二條　土地ノ分合ヲ爲ス場合ニ於テ接續地ニシテ別筆ト爲シ置クヲ必要トセサルモノハ成ルヘク合併シテ一筆ト爲サシムルコトニ留意スルヲ要ス

第十三條　地租ヲ課セサル土地ヲ地租ヲ課スル土地ト爲シタルモノアルトキハ地價設定後ニ開始スヘキ納期分ヨリ徵租スヘキモノナルヲ以テ直ニ地價ノ設定ヲ爲スヲ要ス

第十四條　地租ヲ課スル土地ヲ地租ヲ課セサル土地ト爲シタルモノアルトキハ其ノ屆出又ハ事實ヲ認メタル以後ノ納期分ヨリ免租スヘキモノナルヲ以テ國有地御料地ト爲リタルモノニシテ登記所ノ通知ニ依リ土地臺帳ニ登錄スルモノニ在リテハ其ノ地租ハ次納期分ヨリ免

除ノ取扱ヲナスモノトス

第十五條　地租條例第十七條ニ依リ開墾又ハ變換シタル地目ノ稅率カ舊地目ノ稅率ト同一ナラサル爲地價ヲ定メタルトキハ從前ノ地價ハ之ヲ抹消スルモノトス地租條例施行規則第五條第二項該當ノ場合亦同シ

第十六條　地價ノ修正ヲ爲シタルトキハ直ニ土地臺帳ノ地價ヲ更正スヘキモノナリト雖地租條例第十四條但書ニ該當スル土地ニ付テハ其ノ土地ニ對スル地租ノ徵收ヲ終ル迄從前ノ地價ヲ存スルモノトス

第十七條　地目變換又ハ地類變換ヲ爲シタルトキハ直ニ地價ヲ修正スヘキヲ以テ之カ事實ノ認定ニ付テハ特ニ注意スルコトヲ要ス

第十八條　一筆ノ土地內ニ於テ畦畔、小逕、小池ノ類ヲ廢設スルモ地目變換、地類變換又ハ開墾トナラサルヲ以テ變換又ハ開墾ノ手續ヲ爲スヲ要セサルモノトス

第十九條　地目變換、地類變換又ハ開墾ニシテ許可ヲ受クルヲ要スルモノハ許可出願ヲ以テ屆出アリタルモノト看做サルルヲ以テ他官廳ニ出願スルモノノ如キハ其ノ官廳ヨリ許可ノ通知アリタルトキハ其ノ通知ニ依リ變換又ハ開墾ノ手續ヲ爲スモノトス

第二十條　荒地免租年期、免租繼年期又ハ低價年期中土地ノ形狀ヲ變更スルモ地目變換、地類變換又ハ開墾トナラサルヲ以テ變換又ハ開墾ノ手續ヲ爲スヲ要セス其ノ年期明ニ至リ被害前ノ地目ト異リタル地目トナリタルモノハ其ノ地ノ現況ニ依リ地價ヲ修正スルモノトス

第二十一條　荒地免租年期、免租繼年期及低價年期ハ被害ノ狀況ニ依リ復舊ノ難易ヲ斟酌シ被害前ノ原地味ニ復スヘキ期間ヲ計リ之ヲ定ムヘキモノトス

第二十二條　荒地復舊ノ場合ニ於テハ別ニ地盤ノ丈量ヲ爲サス原地價ニ依リ地租ヲ徵收スルモノトス

第二十三條　鍬下年期、地價据置年期、新開免租年期ハ事業ノ難易ヲ斟酌シ目的地トシテノ地味成熟スヘキ期間ヲ計リ之ヲ定ムルモノトス

第二十四條　土地ノ異動ニ關シ所有者又ハ納稅義務者ノ申告又ハ官廳ノ通知アリタルトキハ式ニ從テ諸帳簿地圖等ヲ整理シ其ノ實地臨檢ヲ要スルモノハ緩急ヲ量リテ實地ヲ調査シ其ノ官廳又ハ公署ニ通知ヲ要スルモノハ遲滯ナク通知ヲ爲スコトヲ要ス

第二十五條　每年一月ニ於テ前年中ノ異動ニ係ル土地ノ段別、地價及筆數ヲ計算シ之ニ依リ前年一月一日ニ於ケル現在額ヲ加除シ其ノ年一月一日現在額ノ確否ヲ査覈スルモノトス

第二十六條　土地ノ異動ニ關スル事務ハ數年ニ涉リテ其ノ處理ヲ爲スモノ多キヲ以テ之カ書類帳簿ノ整理保存ニハ特ニ注意ヲ加ヘ違算誤脫ナキヲ期スルヲ要ス

第二十七條　地租ニ關スル書類、帳簿ニシテ保存ノ必要ナシト認ムルモノハ稅務監督局長ヨリ特ニ稟議シ許可ヲ得タル後廢棄ノ手續ヲ爲スコトヲ要ス但シ處理後十年ヲ經過シタル書類ニ付テハ此ノ限ニアラス

第五目　地租の特別納期

上述の如く地租條例改正の結果、從來特別法を以て規定せし地租の納期に關する規定を新に地租

條例中に包含せしむると同時に、特殊の事情ある地方にして此の納期に依り難きものに就ては、命令を以て特別の納期を定むることを得るの規定を設けたり（第十二條）。依て之に基き明治四十四年四月左の如く勅令第九十二號を公布し、北海道、鹿兒島縣大島郡、沖繩縣の地方に對して特別の納期を定めたり。

勅令第九十二號（明治四十四年四月八日）

地租條例第十二條第二項ノ規定ニ依ル地租ノ特別納期左ノ如シ

北海道

一　宅地

第一期　其ノ年七月一日ヨリ同八月三十一日限　地租額二分ノ一

第二期　翌年一月十日ヨリ同二月末日限　地租額二分ノ一

二　其ノ他ノ土地

第一期　其ノ年十月一日ヨリ同十一月三十日限　地租額二分ノ一

第二期　翌年四月一日ヨリ同五月三十一日限　地租額二分ノ一

鹿兒島縣大島郡

十島村　翌年五月一日ヨリ同八月三十一日限　地租額全部

其ノ他ノ各村　翌年五月一日ヨリ同五月三十一日限　地租額全部

沖繩縣

那覇區、首里區、島尻郡、中頭郡、國頭郡

一　宅地、田　其ノ年八月一日ヨリ同八月三十一日限　地租額全部

二　其ノ他ノ土地　翌年五月一日ヨリ同五月三十一日限　地租額全部

宮古郡、八重山郡

宮古郡平良村字鹽川、仲筋、水納

八重山郡八重山村字波照間、與那國　翌年五月一日ヨリ同七月三十一日限　地租額全部

其ノ他ノ地方

一　宅地　翌年三月一日ヨリ同三月三十一日限　地租額全部

二　田　其ノ年六月一日ヨリ同六月三十日限　地租額全部

三　畑

第一期　其ノ年六月一日ヨリ同六月三十日限　地租額二分ノ一

第二期　翌年五月一日ヨリ同五月三十一日限　地租額二分ノ一

四　其ノ他ノ土地　翌年五月一日ヨリ同五月三十一日限　地租額全部

附　則

本令ハ明治四十四年分地租ヨリ之ヲ適用ス但シ沖繩縣那覇區、首里區、島尻郡、中頭郡及國頭郡ニ於ケル明治四十四年分畑租ハ明治四十五年三月一日ヨリ同三十一日限及五月一日ヨリ同三十一日限ノ兩期ニ其ノ二分ノ一宛ヲ徵收ス

此等の諸地方に對する右特別納期の規定は、爾後大正末年に至る迄何等の變更もなくして施行せ

られたり。

第四項　耕地整理法の改正

第一目　耕地整理法制定の沿革

我國に於ける耕地は、古來其の一筆當の面積各地とも概ね極めて狹小なるのみならず、其の間に無用の畦畔、屈曲の徑路を多く介在するを以て、之が爲め農耕上に蒙る不便不利は寔に尠少ならざるものありたり。是を以て耕地の整理を計りて、斯くの如き障碍を除き、以て農業の發達を期せんが爲め政府は既に明治二十二年十一月地租條例の改正に際し、同條例中に、耕地の區劃若くは形狀を變更する爲め開墾に等しき勞費を要するものに對しては、三十年以內の地價據置期間を附與することを得るの規定を設け（第十六條）、以て土地改良の奬勵を圖る所ありしが、尙未だ其の效果の普及を見る能はざりしが故に、更に其の取扱上便宜の方法を設くるの必要を認め、明治三十年四月法律第三十九號を以て、左の如く土地區劃改良地地價に關する法律を公布したり。

法律第三十九號（明治三十年四月一日）

政府ノ許可ヲ受ケ土地改良ノ爲市町村內ノ土地所有者ノ全部又ハ一部共同シテ其ノ區劃形狀ヲ變更スルトキハ其變更ニ係ル土地ノ地價ハ現地價ノ合計額ヲ每筆相當ニ配賦シ之ヲ定ム

同一土地所有者ニシテ地續數筆ノ土地ノ區劃形狀ヲ變更スルトキ亦同シ

前二項ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケタル土地中地目若ハ地類變換後五年、開墾著手後九年ヲ經過セサルモノ又ハ鑛下年期、新開免租年期、地價據置年期、荒地免租年期若ハ低價年期ヲ有スルモノアルトキハ左ノ各號ノ定ムル所ニ依ル（明治三十三年三月法律第六十二號ヲ以テ本項追加）

一　地目變換地ニシテ地價ノ修正ナキモノ、地類變換若ハ開墾ヲ爲シタル土地又ハ鑛下年期、新開免租年期若ハ地價據置年期ヲ有スル土地ハ事業著手ノ際其ノ地ノ現況ニ依リ地價ヲ修正シ又ハ地價ヲ設定シ

二　第一號ニ依リ地價ヲ修正シ又ハ地價ヲ設定シタル土地ニ付テハ變換後六年目、開墾著手後十年目若ハ年期明ニ至リ修正地價又ハ設定地價ニ依リ地租ヲ徵收ス但シ事業竣功ニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

三　事業竣功ニ至リタルトキハ第一號ニ記載シタル土地及地目變換地ニシテ地價ノ修正アリタルモノニ付テハ修正地價又ハ設定地價ヲ以テ、荒地免租年期又ハ低價年期ヲ有スル土地ニ付テハ原地價ヲ以テ第一項ニ規定スル現地價トス

四　第一項ニ依リ地價ヲ定メタル場合ニ於テ第三號ニ依リ修正地價、設定地價又ハ原地價ヲ以テ第一項ノ現地價トシタル土地ニシテ事業竣功ノ時變換後五年、開墾著手後九年ヲ經過セサルモノ又ハ年期ノ終了セサルモノアルトキハ事業關係者ハ其ノ協議ヲ以テ殘年間修正地租若ハ低減地租ト從前ノ地租若ハ原地租トノ差額ノ負擔若ハ利益又ハ免除スヘキ地租額ノ利益ヲ受クヘキ土地及金額ヲ定メ政府ニ申告シ其ノ金額ヲ加除シテ其ノ土地ノ地租ヲ納ムヘシ協議一致セサルトキハ政府ニ於テ之ヲ定ム

尋いで明治三十二年三月に至り、法律第八十二號を以て耕地整理法公布せられ、茲に耕地の利用を增進する目的を以て、土地の所有者共同して土地の交換分合、區劃形狀の變更等、耕地の整理を行ふ場

合に關し詳細なる規定を存するに至りしが、同法中に於ても耕地整理事業に對し、左記の如く地租に關する特典を設けられたり。

第十三條　整理施行中土地ノ區劃形狀ノ變更及道路、畦畔若ハ溝渠等ノ變更廢置ハ地目變換又ハ開墾ト看做サス

第十四條　整理地區ニ編入シタル土地ノ地租ハ其ノ地區ノ全部ニ付土地臺帳ノ整理ヲ完了スルマテ從前ノ地域、地目、地價ニ依リテ之ヲ徵收ス

第十五條　整理ヲ施行シタル土地ノ地價ハ明治三十年法律第三十九號ノ規定ニ依リテ之ヲ定ム

斯くの如くにして土地の改良の爲め、耕地の區劃若くは形狀を變更する場合に關する規定は、地租條例、明治三十年法律第三十九號及耕地整理法の三法律中に設けらるるに至りしが、政府は斯くの如き規定は寧ろ之を統一して耕地整理法の支配に屬せしむるを至當なりと認め、明治四十二年耕地整理法の改正を機として、此の中先づ明治三十年法律第三十九號の規定を耕地整理法中に包含せしむることと爲し、同時に右法律を廢止したり。改正耕地整理法中之に關係する部分を抄錄すれば左の如し。

耕地整理法（明治四十二年四月十三日法律第三十號）（抄錄）

第一條　本法ニ於テ耕地整理ト稱スルハ土地ノ農業上ノ利用ヲ增進スル目的ヲ以テ本法ニ依リ左ノ各號ノ一ニ該當スル事項ヲ行フヲ謂フ

一　土地ノ交換、分合、開墾、地目變換其ノ他區劃形質ノ變更若ハ道路、堤塘、畦畔、溝渠、溜池等ノ變更廢置又ハ之ニ伴フ灌漑排水ニ關スル設備若ハ工事

二　前號ノ事項施行ノ爲若ハ施行ノ結果必要ナル工作物ノ設置其ノ他ノ設備又ハ其ノ維持管理

三　前二號ノ事項ニ關シ必要アルトキ國、府縣、郡、市町村其ノ他公共團體ノ認許ヲ得テ行フ營造物ノ修繕

第十一條　耕地整理ヲ施行スル爲メ國有ニ屬スル道路、堤塘、溝渠、溜池等ノ全部又ハ一部ヲ廢止シタルニ依リ不用ニ歸シタル土地ハ無償ニテ之ヲ整理施行地ノ所有者ニ交付ス

耕地整理ノ施行ニ依リ開設シタル道路、堤塘、溝渠、溜池等ニシテ前項廢止シタルモノニ代ルヘキモノハ無償ニテ之ヲ國有地ニ編入ス

第十二條　本法ニ依ル開墾、地目變換其ノ他土地ノ區劃形質ノ變更又ハ道路、堤塘、溝渠、溜池等ノ變更廢置ニ關シテハ地租條例第十條ノ一乃至第十一條、第十六條乃至第十九條ノ規定ヲ適用セス

第十三條　耕地整理ヲ施行シタル土地ノ地價ハ整理施行地區內土地ノ現地價ノ合計額ヲ每筆相當ニ配賦シテ之ヲ定ム但シ第十一條第二項ニ依リ國有地ニ編入シタル土地ノ面積カ同條第一項ニ依リ交付シタル土地ノ面積ヨリ多キ場合ニ於テハ整理施行地ノ現地價ノ平均額ヲ其ノ面積ノ差額ニ乘シタル金額ヲ現地價ノ合計額ヨリ控除シタル額ヲ以テ現地價ノ合計額ト看做ス

整理施行地ノ地租ハ其ノ整理施行地區ノ全部ニ付土地臺帳ノ整理ヲ完了スル迄從前ノ地域、

地目及地價ニ依リ之ヲ徵收ス

規約ヲ以テ整理施行地區ヲ數區ニ分チタル場合ニ於テハ其ノ各區ヲ以テ前二項ノ整理施行地區ト看做ス

第十四條　耕地整理ヲ施行スルニ當リ其ノ地區內ノ土地總面積ノ五分ノ一以上ニ當ル土地ニ付開墾ヲ爲シ又ハ地目ヲ變換スル場合ニ於テハ工事著手ノ年ヨリ二十年目ニ達シ地味成熟ニ至ラサルモノニ對シテハ更ニ十年以內ノ延長ヲ許可スルコトヲ得

地租ヲ課セサル土地ヲ整理施行地區ニ編入シ地租ヲ課スヘキ土地ト爲シタルトキハ第十一條第一項ニ依リ交付シタル土地ヲ除クノ外工事完了ノトキ從前ノ地域ニ依リ其ノ地價ヲ設定シ前條第一項ノ現地價トス

前項ノ場合ニ於テ開墾シタル土地ニ付テハ工事著手ノ年ヨリ二十年目、變換シタル土地ニ付テハ工事完了ノ年ヨリ六年目ニ至リ修正地價ニ依リ其ノ地租ヲ徵收ス但シ開墾シタル土地ニシテ工事著手ノ年ヨリ二十年目ニ達シ地味成熟ニ至ラサルモノニ對シテハ更ニ十年以內ノ延長ヲ許可スルコトヲ得

第十五條　整理施行地區內ノ土地中開墾著手後九年、地目若ハ地類ノ變換後五年ヲ經過セサルモノ又ハ地租ノ免除若ハ輕減ニ關スル各種ノ年期ヲ有スルモノアルトキハ左ノ各號ノ定ムル所ニ依ル

一　開墾若ハ地類ノ變換ヲ爲シタル土地、地目ヲ變換シ地價ノ修正ナキ土地又ハ鍬下年期、新開免租年期、地價据置年期ヲ有スル土地ハ工事著手ノ際地價ヲ修正シ又ハ設定ス

二　荒地免租年期又ハ低價年期ヲ有スル土地ハ工事完了ノトキ從前ノ地域ニ依リ其ノ地價ヲ修正ス

三　第一號ニ依リ地價ヲ修正シ又ハ設定シタル土地ニ付テハ開墾著手後十年目、地目若ハ地類ノ變換後六年目又ハ年期明ニ至リ修正地價又ハ設定地價ニ依リ地租ヲ徵收ス但シ工事完了シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

四　工事完了シタルトキハ第一號若ハ第二號ニ記載シタル土地又ハ地目ヲ變換シ地價ノ修正アリタル土地ニ付テハ修正地價又ハ設定地價ヲ以テ第十三條第一項ノ現地價トス

第十六條　工事完了シタルトキニ於テ開墾著手後九年、地目若ハ地類ノ變換後五年ヲ經過セサルモノニシテ年期ノ終了セサル土地又ハ第十四條第二項ニ該當スル土地アルトキハ事業關係者ハ其ノ協議ヲ以テ修正地租ト從前ノ地租トノ差額ノ利益若ハ負擔又ハ地租ノ免除ヲ受クヘキ土地及金額ヲ定メ政府ニ申告シ殘年期間又ハ第十四條第二項ニ定ムル期間中ハ其ノ金額ヲ加除シテ其ノ土地ノ地租ヲ納ムヘシ但シ協議一致セサルトキハ政府ニ於テ之ヲ定ム（明治四十二年十月勅令第二百三十號ヲ以テ同年十月十六日ヨリ施行）

第九十二條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（明治四十二年十月勅令第二百三十號ヲ以テ同年十月十六日ヨリ施行）

明治三十年法律第三十九號ハ之ヲ廢止ス但シ現ニ土地ノ區劃形狀變更ノ許可ヲ得タル者ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

右に伴ひて同年十月農商務省令第三十九號を以て耕地整理法施行規則を定め、又同月大藏省訓令

第二十八號を以て耕地整理地取扱手續を定めたり。卽ち左の如し。

耕地整理法施行規則（明治四十二年十月十三日農商務省令第三十九號）（抄錄）

第五條　整理施行地ノ地價ヲ計算スル場合ニ於テ地租ヲ課セサル土地及耕地整理法第十五條第一號、第二號ノ土地アルトキハ耕地整理施行若ハ耕地整理組合設立ノ認可申請者又ハ整理施行者ハ其ノ現況ニ依リ整理施行地區內ノ土地ノ地價ヲ參酌シテ相當ノ假地價ヲ附スヘシ但シ耕地整理法第十一條第一項ノ土地ニ關シテハ此ノ限ニ在ラス

第十五條　耕地整理法第十五條第一號ノ規定ニ依リ地價ヲ修正又ハ設定シタル場合ニ於テ工事完了前事業ノ廢止又ハ耕地整理組合ノ解散ノ爲工事ノ利益ヲ受クルコト能ハサル土地ニ付テハ廢止又ハ解散ノ時ヨリ地價ノ修正又ハ設定ナカリシモノト看做ス整理施行地區ノ變更ニ依リ地區外ニ除斥セラレタル土地ニ付亦同シ

第十六條　耕地整理法第三十條第四項ノ告示アリタルトキハ整理施行者ハ地價配當案ニ耕地整理法第三十條第三項ノ規定ニ依ル認可書ノ謄本換地說明書及整理確定圖ヲ添附シテ所轄稅務署長ニ差出シ地價ノ配賦ヲ受クヘシ

第十七條　耕地整理法第十六條ノ規定ニ依ル申告ハ地價ノ配賦ヲ受ケタル後遲滯ナク所轄稅務署長ニ之ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テ共同施行者又ハ耕地整理組合ニ在リテハ協議一致ヲ證スル書面、協議一致セサルトキハ其ノ旨ヲ記載シタル書面ヲ添附スヘシ

耕地整理地取扱手續（明治四十二年十月二十六日大藏省調令第二十八號）

稅務監督局　稅務署

第一條　耕地整理施行者ヨリ整理施行ノ認可アリタルコトノ申告アリタルトキハ相當調査ヲ爲シ其ノ地區內ニ耕地整理法第十五條第一號ノ土地アルトキハ工事著手前實地臨檢ノ上每筆地價ノ修正又ハ設定ヲ爲シ土地臺帳ノ整理ヲ爲スヘシ

第二條　耕地整理施行者ヨリ工事完了ノ申告アリタルトキニ於テ耕地整理法第十四條第一項、第三項及第十五條第二號ニ依リ從前ノ地域ニ依リ地價ヲ設定又ハ修正スヘキ土地アルトキハ實地臨檢ノ上直ニ之カ設定又ハ修正ヲ爲スヘシ

第三條　耕地整理施行者ヨリ地價配賦ノ請求アリタルトキハ實地臨檢ノ上每筆ニ地番ヲ附シ相當ニ地價ヲ配賦スヘシ

第四條　整理地ノ地番ハ其ノ地區內ニ於ケル從前ノ地番中首位ニ在ルモノヨリ順次之ヲ附シ從前ノ地番ノ最終番ヲ超ユル場合ニ於テハ便宜ノ土地ニ付一二三等ノ符號ヲ附シタル地番ヲ用フヘシ但シ其ノ順位ニ當ル地番地區外ノ土地ニ在ルカ爲重複スルトキハ之ヲ除外スヘシ

第五條　耕地整理法施行規則第十五條ニ該當スル土地アルトキハ實地ノ狀況ニ依リ工事ノ利益ヲ受ケタルヤ否ヤヲ調査シ相當處理スヘシ

第六條　整理地ニ關スル土地臺帳ノ登錄ハ新ニ之ヲ爲シ從前ノ登錄ハ其ノ沿革欄ニ異動ノ事由ヲ記入シ置クヘシ

第七條　前條ニ依リ整理地ヲ土地臺帳ニ登錄シタル場合ニ於テ變換ノ後五年開墾著手後九年ヲ經過セサルモノ又ハ各種ノ年期ヲ有スル土地ニシテ其ノ年期終了セサルモノアルトキハ

荒地臺帳變換地臺帳其ノ他ノ臺帳ニ於ケル當該土地ノ事故欄ニ耕地整理ノ爲變換又ハ年期消滅ノ旨ヲ記入シ其ノ記載事項ヲ朱抹スヘシ

第八條　耕地整理法第十六條ニ依リ事業關係者ニ於テ負擔又ハ利益ヲ受クヘキ土地及其ノ金額ヲ定ムルコトニ付協議一致セサルトキハ實地ノ狀況ニ依リ公平適實ニ之ヲ定ムヘシ

第九條　耕地整理法第十六條ニ依リ負擔又ハ利益ヲ受クヘキ金額ハ土地臺帳ノ沿革欄ニ其ノ負擔又ハ利益ヲ受クヘキ期間及金額ヲ記載シ其ノ期間中ハ其ノ金額ヲ加除シテ地租ノ徵收ヲ爲スヘシ

前項ノ負擔又ハ利益ヲ受クヘキ土地ニ付テハ別記樣式ノ帳簿ヲ作リ之ヲ整理スヘシ

第十條　土地臺帳ノ整理ヲ了シタルトキハ有租地集計簿ヲ整理スヘシ

第十一條　耕地整理ニ關スル圖面ハ永久之ヲ保存スヘシ

（別記樣式省略）

第二目　耕地整理法の改正

翌明治四十三年一月第二十六回帝國議會に於て、政府が第二次租稅整理案の一として地租條例中改正法律案を提出せんとするや、政府は同條例中より耕地の區劃若くは形狀を變更する爲め開墾に等しき勞費を要する場合に關する規定を削除して、之を耕地整理法中に包含せしむることと爲し、卽ち租稅整理案の一として耕地整理法中改正法律案を提出したり。而して右耕地整理法中改正法律案は、右の改正の外向地租條例の改正に伴ひ、更に二三の改正條項を包含したりしが、右は多少の修正を經て議會を通過したり。今改正の主なる點を擧ぐれば左の如し。

（一）耕地整理地の地價配當に關する規定を補充せしこと。

耕地整理法の規定に依れば、耕地整理を施行したる土地の地價は、整理施行地區內土地の現地價の合計額を每筆相當に配賦して之を定むるを原則と爲すと雖も、地租の稅率同一ならざる地目の土地混交する場合に於て、直に此の原則を適用するときは、地租の負擔に不公平を生ずるを以て、此の場合に於ては、現地價に依り算出したる地租の合計額を每筆相當に配賦し、當該地目の稅率を以て除したる金額を、其の配賦地價と爲すの規定を補充したり。

（二）地目若くは地類變換の地價據置に關する規定を削除せしこと。

地租條例中改正法律案に於て、地目變換及地類變換の地價據置期間を廢止せしが故に、耕地整理法に於ても亦之と同一の方針を採り、地目若くは地類變換後五年を經過せざる土地に對する地價據置に關する規定を削除したり。

斯くて改正法律は明治四十三年四月法律第四十四號を以て左の如く公布せられ、茲に始めて土地整理に關する規定は總て耕地整理法に依りて統一せらるるに至れり。

法律第四十四號（明治四十三年四月六日）

耕地整理法中左ノ通改正ス

第十二條中「第十條ノ一乃至第十一條」ヲ「第十條、第十一條及」ニ改ム

第十三條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ場合ニ於テ地租ノ稅率同一ナラサル土地アルトキハ現地價ニ依リ算出シタル地租ノ

合計額ヲ每筆相當ニ配賦シ當該地目ノ稅率ヲ以テ除シタル金額ヲ其ノ配賦地價トス

第十五條第一項中「地目若ハ地類ノ變換後五年」ヲ削リ第一號中「開墾若ハ地類ノ變換後五年」ヲ削リ第二號中「地目ヲ變換シ地價ノ修正ナキ土地」ヲ「開墾ヲ爲シタル土地、地目ヲ變換シ地價ノ修正ナキ土地」ニ改メ第三號中「地目若ハ地類ノ變換後六年目」ヲ削ル

第十六條中「地目若ハ地類ノ變換後五年」ヲ削ル

附　則

本法ハ明治四十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五項　沖繩縣滯納舊租の免除

既に述べたるが如く沖繩縣に於ける舊租の滯納は明治初年以來年々累加して、明治三十六年迄には其の額六十三萬餘圓に達せしが、翌三十七年に至り非常特別稅法制定せられ、沖繩縣の地租に對しても內地と同樣の增徵を課せらるるに及び、此の增徵額と同時に舊租の滯納額を徵收するは、到底縣民の負擔に堪へざる所なるべきを以て、政府は同年法律第十三號を公布し、非常特別稅法施行中は滯納舊租の徵收を猶豫し、非常特別稅法廢止の年の翌年より、十年間に平分して之を徵收することと爲したり。然るに既述の如く非常特別稅は戰爭終局後も事實上永久に繼續せらるることとなりしを以て、稅法審查委員會に於て地租の整理を議するに當り、此の沖繩縣の滯納舊租は如何に之を處分すべきかの問題を生じたり。而して之に關しては、委員中二十年間に分納せしむべしとの說を主張するものありしと雖も、委員會は實際上其の徵收困難なるを察して、斷然之を免除するを可なりと決したり。稅法整理案審查會も亦異議なく之を是認せしを以て、政府は第一次租稅整理案の一として、沖繩縣に於ける舊租免除に關する法律案を第二十四回帝國議會に提出せしが、右法案は他の整理案と共に議會を通過するに至らざりしを以て、更に第二十六回帝國議會に於て、第二次租稅整理案中の一として之を提出したり。右に對しては議會は異議なく之を可決せしを以て、同法案は明治四十三年三月法律第二十五號を以て、左の如く公布せられたり。

法律第二十五號（明治四十三年三月二十六日）

沖繩縣ニ於ケル舊慣ニ依ル地租ニシテ未タ徵收セサルモノハ之ヲ免除ス

明治三十七年法律第十三號ハ之ヲ廢止ス

而して右沖繩縣舊租免除の法律は、最初第一次の提案に於ては『沖繩縣ニ於ケル明治三十五年以前ノ地租ニシテ未タ徵收セサルモノハ之ヲ免除ス』とせられしを、第二次の提案に於て右の如く法文を變更せられしものにして、其の理由とする所は蓋し沖繩縣に地租條例を施行したるは、明治三十六年よりの地方と三十七年よりの地方との二種あり、從つて所謂舊租なるものに、明治三十五年以前の分と三十六年以前の分とを存すれども、其の年度を問はず、舊租に屬するものは一切之を免除するの趣旨よりすれば、斯く改案するを以て適當と認めしを以てなり。

斯くて右法律制定の結果、沖繩縣に於ける舊租は玆に全く一掃せらるるに至りしが、右法律の規定に依り免除せられたる滯納舊租額は金納五十二萬八千六百七十圓五十錢九厘（換算額）、合計六十三萬六千七百四十圓四十九錢九厘にして、今其の內譯を示せば左表の如し。

郡區別	種目	數量	金額
島尻	繰綿	三七四反	二、二七八・七四円
	絣綿	一、七〇二	一〇、三七〇・二八六
	青絣綿	六五斤	三九六・〇四四
	棕梠繩	七、一八四斤	三九五・一九九
	米	二三〇・七五三石	二、〇九五・四六七
	麥	一〇三・〇一三	七二九・七四四
	黍粟	二八一・三四一	三八三・四六七
	金納		二四九、二一〇・七六六
	計		二六五、八五九・七五六
國頭	棕梠繩	三、〇〇五・二斤	
	金納		一六五・二八六
	計		五〇、一九一・九九二
			五〇、三五七・二七八
宮古	白上布	四、八六三反	三、九九四・九五四
	白中布	三八八	三二九・〇二四
	白下布	一、七五一	一、三七九・七八八
	白木綿布	一、七三七	九九五・三〇一
	白絡布	五三	一五七・五一六
	白細上布	八六五	二、四二八・〇五五
	紺地細上布	四、四二二	六七、八〇六・九四八

郡區別	種目	數量	金額
八重山	胡麻	○・○七九石	○・七五〇円
	木綿花	○・七斤	○・〇一七
	粟	一、九一七・五六五石	一四、一七四・六四〇
	金納		六六、四一九・九一五
	計		一五七、六八六・九〇八
	白上布	一六八反	一三八・〇一二
	白中布	六八	五七・六六四
	米	一五・四〇五石	一三九・九〇八
	麥	三四・三一五	二五三・六五六
	金納		二八、三五八・六九七
	計		二八、九四七・九三七
中頭	金納		一三三、四一〇・二九四
	計		一三三、四一〇・二九四
那覇	金納		四七八・三二六
	計		四七八・三二六
首里		—	
合計			六三六、七四〇・四九九

第六項　災害地地租の特別處分

既に述べたるが如く災害地の地租に關しては、水害を被りたる田畑に對しては明治三十四年法律第二十七號を以て、水害以外の災害に罹りたる田畑に對しては明治三十六年法律第三號を以て、夫々永久的の特別處分方法を定められたりと雖も、前者の場合に在りては地租の徵收は全免せらるるに反し、後者の場合に在りては地租は唯單に年賦延納を許可せらるるに止まり、兩者其の取扱を異にしたり。茲に於てか均しく災害に因る收穫皆無地にして、一は地租を免せられ、他は之を免せられざるは、不公平の甚しきものなりとの意見を生じ、明治三十七年十二月召集の第二十一回帝國議會に於て衆議院は災害地地租免除に關する法律案を提出したり。此の法律案は水害・旱害・風害・霜害・雹害・蟲害・天候不良其の他の天災に因り收穫皆無に歸したる田畑に對して、其の年分の地租を免除せんとするものにして、卽ち災害地地租の處分方法を免除主義に統一せんとするものなりしが、政府は災害地の地租に關しては現に延納許可の制度確立せられたる以上、更に斯かる法律の制定を必要とせず、寧ろ從來の水害地地租免除の制度も、之を延納主義に統一するを可とすと爲して此の案に反對したり。斯くて此の案は衆議院に於ては異議なく可決せられしも、貴族院に於て否決せらるる所となり、遂に成立するに至らざりき。

然るに翌明治三十八年は全國に亙りて天候極めて不順にして、爲に各地方未曾有の凶作を生じ、其の被害の最も甚しきものは宮城・岩手・福島等の東北地方を始めとして、群馬・茨城・栃木・青森・山形・秋田・埼玉・山梨等の諸縣之に亞ぎ、其の狀況悲慘を極めたり。加之當時宛も日露戰役の爲に一般國民は非常

特別稅を重課せられ、更に又多數の壯丁は戰役に召集せられて、農村の生產力は著しく減退せる際なりしを以て、前記凶作地方の窮狀は更に憐れむべきものありたり。玆に於て同年十二月召集の第二十二回帝國議會に於て、衆議院は災害地方田畑免租に關する法律案を提出し、此等災害地方に於ける田畑の地租は、明治三十八年分に限り之を全免せんことを圖れり。此の法案は異議なく兩院を通過し、明治三十九年三月法律第十號を以て左の如く公布せられたり。

法律第十號（明治三十九年三月十七日）

第一條　明治三十八年中災害又ハ天候不良ニ因リ府縣又ハ北海道ノ全部若ハ一部ニ亙リ收穫皆無ニ歸シタル田畑ノ地租ハ其ノ年分ニ限リ之ヲ免除ス

第二條　前條免除ノ申請ハ本法施行後一箇月以內ニ所轄稅務署ニ申出ツヘシ此ノ期間ヲ經過シタルトキハ免除ノ處分ヲ受クルコトヲ得ス

明治三十六年法律第三號ニ依リ地租延納ヲ出願シタル者ハ本法ニ依ル地租免除ノ出願ヲ爲シタル者ト看做ス

第三條　本法ニ依リ被害調査中ハ其ノ田畑ノ地租ノ徵收ヲ猶豫ス

第四條　本法ニ依リ地租ヲ免除セラルヘキ土地ニ付テハ旣ニ徵收シタル地租ハ之ヲ還付ス

第五條　本法ニ依リ免除シタル地租ハ法律上總テノ納稅資格中ヨリ控除セス

右法律に依りて免除せられたる地租額は二百八十二萬餘圓にして、今其の內譯を示せば左表の如し。

道府縣名	田 段別	田 地租	畑 段別	畑 地租	合計 段別	合計 地租
	町段	円	町段	円	町段	円
北海道	一、七一〇・三	九、七九〇	五九・二	八九	一、七六九・五	九、八七九
埼玉	一、五一五・一	三六、〇三四	九二・一	一、二一八	一、六〇七・二	三七、二五二
山梨	一、八三八・八	三五、六三九			一、八三八・八	三五、六三九
京都	四三・一	八七一			四三・一	八七一
大阪	三・一	八二			三・一	八二
奈良	一・七	四〇			一・七	四〇
神奈川	一〇・九	一二三			一〇・九	一二三
靜岡	七三・六	一、一九六			七三・六	一、一九六
兵庫	二三・一	二四〇			二三・一	二四〇
岡山	三・五	三九			三・五	三九
新潟	八三六・二	九、九八三	三一・九	三二〇	一、一五八・一	一〇、〇九三
長野	一、三五九・二	一二、九〇九	二八九・四	二八四	一、六四八・六	一三、三四三
栃木	四、二一〇・六	五四、一一四	四二一・八	四二〇	四、六三二・四	五五、三九九
茨城	二、九九三・八	四六、七八二			二、九九三・八	四六、七八二
群馬	一二、七六七・一	三〇三、八五二	一、七二二	四九七・〇	一三、二六四・一	三〇五、五七四
三重	七	一五			七	一五
岐阜	六四・四	二二八			六四・四	二二八
宮城	六一、六八一・六	七七九、四二九			六一、六八一・六	七七九、四二九
岩手	二七、〇一三・三	三三七、六七九			二七、〇一三・三	三三七、六七九
福島	六一、七〇〇・一	一、〇一〇、一六一	三五五	一四七・二	六一、八四七・三	一、〇一〇、五一六
青森	九、六六五・〇	八二、一九八	五、二三九	三、一四三・八	一二、八〇八・八	八七、四三七

秋田	三、五九四・九	町段	三五、三六九	円	五・六	町段	一七	円	三、六〇〇・五	町段	三五、三八六	円
山形	四、一七七・四		四五、一六〇		七〇・四		三五〇		四、二四七・八		四五、五一〇	
石川	二〇七・八		三、一〇〇		—		—		二〇七・八		三、一〇〇	
富山	七七二・三		九、六七六		—		—		七七二・三		九、六七六	
廣島	四二・〇		八一一		—		—		四二・〇		八一一	
熊本	二八・七		六八三		—		—		二八・七		六八三	
總計	一九六、三三九・五		二、八一六、二一五		五、〇四八・九		一〇、八二三		二〇一、三八八・四		二、八二七、〇三八	

（備考）　段別は段位未滿地租は圓位未滿切捨とす。

然るに翌明治三十九年の秋に於て、天候不順の爲め再び東北及其の他の地方に凶作あり。就中靑森縣下の災害最も甚しく、其の收穫皆無地は一萬四千八百九十三町餘に及びたり。玆に於てか同年十二月召集の第二十三回帝國議會に於て衆議院は再び災害地方田畑地租免租に關する法律案を提出したり。此の法案は前揭明治三十九年法律第十條と全然其の趣旨を同くし、卽ち明治三十九年中に於て災害又は天候不良の爲め收穫皆無に歸したる田畑の地租は同年分に限り之を免除せんとするものにして、衆議院に於ては異議なく之を可決したりしが、貴族院に於ては、前期議會に於て之と同一趣旨の法案を可決せしは、災害の事實に加ふるに、當時此等災害地方の壯丁の出征なる特殊の事情を存せしに因るものなりと雖も、今年に於ては斯かる特別の事情は之を存せざるのみならず、水害以外の災害に對しては、既に明治三十六年法律第三號災害地地租年賦延納法を存するが故に、之に據りて處分するを適當とすべく、此の根本規定に對する例外的規定を年々發布するは、同法制定の趣旨を沒却せるものなりとして此の法案に反對し、遂に之を否決したり。斯くて明治三十九年に於ける災害地の地租は從前の如く、明治三十六年法律第三號に依りて延納の處分を行はるるに止まりたり。

尙水害其の他の災害に因る收穫の減損は、固より納稅者の責任に歸すべきものに非ざるが故に、斯かる原因に依りて地租の免除又は延納處分を受けたる者に對しては、右の地租額は法律上總ての納稅資格中より控除せざるを適當と爲すものにして、既に明治三十年法律第三十號を始めとして、以後年々制定せられたる災害地方の地租免除に關する諸法律中には、總て此の規定を存し、更に明治三十六年法律第三號災害地地租延納に關する法律中に於ても、亦此の特典を設けられたり。然るに獨り明治三十四年法律第二十七號水害地方田畑の地租免除に關する法律に限りて此の規定を存せず、爲に他の法律に比して權衡を失するのみならず、種々の紛議を生ずるの原因となるべきが故に、同法を改正して、他の法律と同じく、免租額を納稅資格中より免除せざるの規定を加ふるの必要ありと爲し第二十三回帝國議會に於て衆議院は之に關する法律案を提出せしが、右法律案は異議なく兩院を通過し、明治四十年四月法律第四十號を以て左の如く公布せられたり。

法律第四十號（明治四十年四月十日）

明治三十四年法律第二十七號中左ノ通改正ス

第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

本法ニ依リ免除シタル地租ハ法律上總テノ納稅資格中ヨリ控除セス

之より先き明治三十九年五月、戰後に於ける稅制整理案調査の目的を以て稅法審査委員會設置せらるるや、委員會は地租整理の一部として、罹災田畑の地租の救濟方法の統一に關して審議する所ありしが、同委員會は、年の豐凶に依りて地租の增減を爲さざるは、地租改正の根本的精神なるのみなら

す、災害地の免租を許すときは、人民は成るべく免租を得んことを欲し、其の結果官民間の論爭、及免租の濫與の弊を生ずるに至るべきは、從來の實蹟の證する所なりと爲し、災害地に對する租稅上の救濟は、總て延納の制に統一するを以て適當と爲したり。但し災害頻りに至り、延納に次ぐに延納を以てするが如き場合に於ては、延納地租累加して、平年の地租と共に之を納付せざるべからずして、農民は其の負擔に堪へざるに至るべきを以て、若し前の災害に因り地租延納の許可を受けたる者が、其の延納年限內に於て再び災害に罹りて、同一田畑の地租に就き延納の許可を受くるに至りたるときは、例外として未納に係る前の延納年賦金は、之を免除するを至當と認めたり。委員會は災害地の地租救濟問題に就きて、以上の如き方針を決定せしが、此の問題は上述の如く年々議會に於て問題となれるものなるが故に、委員會は今若し此の問題に關する整理案を、他の整理諸案と同時に議會に提出するときは、之に關する異論は延いては累を他の重要なる整理案に及ぼすに至らんことを慮り、前述決議の趣旨に從つて、他日適當の時期に於て現行法律を改正すべきものと決議したり。尋いで明治四十年稅法整理案審査會の設置せらるるや、審査會は右稅法審査委員會の決定せし方針を是認すると共に、本案は他の諸整理案と共に、之を稅制整理案中に加ふるを可として、災害地地租特別處分法案を作成したり。今參考の爲め左に之を揭ぐべし。

災害地地租特別處分法案

第一條　災害又ハ天候不順ニ因リ府縣及北海道ノ全部又ハ一部ニ亙リ收穫皆無ニ歸シタル田畑ノ地租ニ付テハ十年以內ノ期間ヲ以テ年賦延納ヲ許可スルコトヲ得

第二條　前條ニ依リ年賦延納ノ許可ヲ受ケタル者其ノ延納期間內ニ於テ同一田畑ノ地租ニ付再度延納ノ許可ヲ受クルニ至リタルトキハ未納ニ係ル前ノ延納年賦金ハ之ヲ免除スルコトヲ得

第三條　本法ニ依リ延納ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ被害現狀ノ存スル間ニ於テ其ノ事實ヲ證明シテ政府ニ出願スヘシ

第四條　本法ニ依リ延納ヲ許可シタル地租ハ法律上總テノ納稅資格中ヨリ之ヲ控除セス延納年賦金ヲ免除シタルトキ亦同シ

第五條　本法ニ依リ被害調査中ハ地租ノ徵收ヲ猶豫ス

附　則

明治三十六年法律第三號ニ依リ年賦延納ノ許可ヲ受ケタルモノハ本法ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

明治三十四年法律第二十七號及明治三十六年法律第三號ハ之ヲ廢止ス

政府は稅法整理案審査會の決議の趣旨に從ひ、右の案を第一次租稅整理案の一として、明治四十年十二月召集の第二十四回帝國議會に提出したりしが、既述の如く他の諸案と共に議會の否決する所となりて、成立するに至らざりしを以て、更に明治四十二年十二月召集の第二十六回帝國議會に於て同一案を第二次租稅整理案の一として提出したり。然るに衆議院は此の政府原案に於ける延納主義を認めずして、却て從來の災害地の地租に對する如く、一切の災害に對して地租免除主義を採るを可と爲し、政府の原案に對して左記の如く、根本的の修正を加へたり。

第一條　災害又ハ天候不順ニ因リ府縣及北海道ノ全部又ハ一部ニ亙リ收穫皆無ニ歸シタル田畑ノ地租ハ其ノ年分ニ限リ之ヲ免除スルコトヲ得

第二條　本法ニ依リ免除ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ被害現狀ノ存スル間ニ於テ其ノ事實ヲ證明シテ政府ニ出願スヘシ

第三條　本法ニ依リ免除ヲ許可シタル地租ハ法律上總テノ納稅資格中ヨリ之ヲ控除セス

第四條　本法ニ依ル被害調査中ハ其ノ年地租ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

附　則

明治三十四年法律第二十七號及明治三十六年法律第三號ハ之ヲ廢止ス

明治三十六年法律第三號ニ依リ年賦延納ヲ許可シタルモノニシテ未タ徵收セサル延納年賦金ハ之ヲ免除ス

政府は右衆議院の修正を以て、地租條例の原則に反するものとして之に反對し、貴族院も亦罹災田畑の地租に對しては、他の方法に依り相當救濟方法を講ずるを至當なりとして、地租免除を目的とする衆議院の修正案を否決したり。

斯くの如くにして災害地地租特別處分法案は成立するに至らず、災害地の地租に關しては、尙依然として二種の異りたる處分方法を存することとなり、爾後水害以外の災害地の地租の免除を目的とする法律案は、衆議院議員に依りて屢〻帝國議會に提出せられしも、何れも成立するに至らざりき。卽ち第二十八回帝國議會に於ては、第二十六議會に於ける衆議院の修正に係る災害地地租特別處分法案と同一法案提出せられしも、衆議院に於て否決せられ、又第三十回帝國議會に於ては、大正元年中に於ける災害地方の地租を其の年分限り免除するの法律案提出せられ、衆議院に於て可決せられしも貴族院の審議未了となりて不成立に終れり。

第七項　八丈島地租物品納の廢止

伊豆七島中八丈島の地租は旣述の如く、德川時代に於ては黃絁及合絲織を以て納付せしめしものなるが維新後も此の舊慣を踏襲して引續き物品納の制度を維持し、唯本租黃絁の一段未滿の端數竝に口絁のみは、一段一圓の割合を以て金納せしむることと爲したり。爾來田畑段別の增減に伴ひ租額に多少の異動ありしと雖も、地租物品納の制度には何等の變更なく依然として存續せられ、以て明治四十三年に至れり。今參考の爲め明治元年以降の同島の租額を揭ぐれば左表の如し。

年次	地租本稅額	調定額				現金納	
		合絲織納	同上に對する黃絁相當額	黃絁納		本租の端數代金	口絁代金	品々出物代
明治元年	七二三・六七五反	一三反	六〇五反	一〇七反		一〇・六七五円	二九・四二三円	一三・〇〇〇円
同二年	七二三・六七五	一三	六〇五	一〇七		一〇・六七五	二九・四二三	一三・〇〇〇
同三年	七二三・六七五	一三	六〇五	一〇七		一〇・六七五	二九・四二三	一三・〇〇〇
同四年	七二三・〇〇〇	一三	六〇五	一〇八		—	二九・四二三	一三・〇〇〇
同五年	七二三・〇〇〇	一三	六〇五	一〇八		—	二九・四二三	一三・〇〇〇
同六年	七二三・〇〇〇	一三	六〇五	一〇八		—	二九・四二三	一三・〇〇〇
同七年	七二三・〇〇〇	一三	六〇五	一〇八		—	二九・四二三	一三・〇〇〇
同八年	五八七・七五〇	一〇	四八四	八六		〇・七五〇	二四・一九八	—
同九年	五八七・七五〇	一〇	四八四	八六		〇・七五〇	二四・一九八	—
同十年	五八七・七五〇	一〇	四八四	八六		〇・七五〇	二四・一九八	—
同十一年	五八七・七五〇	一〇	四八四	八六		〇・七五〇	二四・一九八	—
同十二年	五八七・七五〇	一〇	四八四	八六		〇・七五〇	二四・一九八	—
同十三年	五八七・七五〇	一〇	四八四	八六		〇・七五〇	二四・一九八	—
同十四年	五八七・七五〇	一〇	四八四	八六		〇・七五〇	二四・一九八	—
同十五年	五八七・七五〇	一〇	四八四	八六		〇・七五〇	二四・一九八	—
同十六年	五八七・〇三八	一〇	四八四	八六		〇・〇三八	二四・一九八	—
同十七年	五八七・〇七五	一〇	四八四	八六		〇・〇七五	二四・一九八	—

明治十八年	五六七・二七一	一〇反	五〇反	八七反	〇・二七	二四・五三三	—
同　十九年	七四八・〇九三	一三〇	六五〇	九八	〇・九三	三一・〇一五	—
同　二十年	七四八・三四一	一三〇	六五〇	九八	〇・五四一	三一・〇三四	—
同　二十一年	七四八・三五七	一三〇	六五〇	九八	〇・五三七	三一・〇三四	—
同　二十二年	七四八・三五七	一三〇	六五〇	九八	〇・五三七	三一・〇三四	—
自同二十三年至同三十四年	七四八・三五七	一三〇	六五〇	九八	〇・五三七	三一・〇三四	—
明治三十五年	七四八・一四七	一三〇	六五〇	九七	一・一三四	三三・三一	—
自同三十六年至同四十三年	七五五・二七三	一三〇	六五〇	一四	一・二五九	三三・六七〇	—

（備　考）　品々出物とは幕府時代伊豆七島を管轄したる韮山代官が、地租徵收の手數料として課徵して領收するものなりしが、明治八年に至り直接土地に關する租稅に非ずと爲し、各種の雜稅と共に廢止せられたり。

右の如く八丈島に於ける地租徵收の制度は、實に我國地租制度中、最後に殘りたる唯一の物品納なりしが、固より斯かる制度は時勢の進歩と共に、漸く同島の經濟事情にも適せざるに至り、島民より之を金納に改められんことを請願せしこと再三に及びたり。政府に於ても亦右の物品納は其の徵收手續煩瑣に堪へざるを以て、之を金納に改むるの必要を認めしと雖も、之が爲には其の前提として、曩に沖繩縣に於て施行せし如き根本的なる土地の實測及地價設定を爲さざるべからずして、之が實行には多大の經費と年月とを要すべきが故に、政府は物品納を根本的に改正することは之を他日に讓り、差當り官民の不便を避くる爲め、貢租額たる黃紬を現金に換算して納付せしむることゝ爲し、右の趣旨を以て、八丈島の地租に關する法律案を第二十七回帝國議會に提出したり。帝國議會は異議なく之を可決せしを以て、本案は明治四十四年二月法律第一號を以て左の如く公布せられたり。

法律第一號（明治四十四年二月二十三日）

東京府管內八丈島ノ地租ハ黃紬一段ニ付金一圓七十二錢五厘ノ割合ニ依リ換算シ現金ヲ以テ翌年五月限リ之ヲ納付スヘシ

附　則

本法ハ明治四十三年分地租ヨリ之ヲ適用ス

右法律に於て定めたる黃紬一段の換算價格は、明治四十二年度以前五箇年度間に於て、八丈島より納付したる黃紬及合絲織一段の賣却平均價格を、同島より徵收すべき段布總額に乘じて得たる總額に、現金納付の分を加へ、之を貢租たる黃紬の總段數を以て除したるものにして、卽ち之に依りて國庫の收入に增減なきを期すると同時に、島民の負擔にも毫も變動なからしめんとせしものなり。而して其の納付期限を翌年五月限と定めしは、從來の制度を踏襲せしものとす。今黃紬一段當單價算出の基礎を示せば左の如し。

種類	徵收額	賣却平均單價	總價格
合絲織	一三〇反	七・〇五〇円	九一六・五〇〇円
黃紬	一〇四	三・三八一	三五一・五四四
同上端數	一・二五九円	—	一・二五九
口紬	三三・六七〇	—	三三・六七〇
計	—	—	一、三〇二・九七三

右の總價格合計を八丈島段別帳に揭上したる本租黃紬總額七百五十五段二七二にて除すれば單價一圓七十二錢五厘を得。

尙從來八丈島の地租は、其の沿革上村が段別帳（名寄帳）に記載せられたる黃紬の段數に按分して、各

個人より生絲を徵收し、村の共同費用を以て段布を織立てたる上之を納付せしものなるが故に、宛も村が納稅主體たるが如き觀を呈せしものなるが、右法律實施の結果、村は各個人の負擔する黃紬額に單價を乘じたるものを、各個人より現金にて徵收し、之を其の儘國庫に納付することとなりしを以て玆に地租の納稅主體は完全に個人に歸するに至りしものとす。

第八項　地租徵收交付金制度の創設

地租は舊幕時代に在りては他の諸稅と異り、各村々に於て取纏め徵收の上之を納付せしものにして、維新後も右の慣例に從ひ各町村をして之が徵收に當らしめしが、明治二十二年三月國稅徵收法の制定に際しても、市町村は其の費用を以て地租を徵收の上之を國庫に送付すべき責任あるものと定め、明治三十年三月改正國稅徵收法に於ても右と同一の規定を設けたり（第五條）。然るに國稅徵收法も右と同時に地租以外の國稅にして勅令を以て指定するもの（第三種所得稅・營業稅・自家用醬油稅・賣藥營業稅）に就ても、地租と同樣市町村に對し之が徵收納付の義務を負はしめしが、而も此等の國稅の徵收に對しては徵收費用として、徵收金額の百分の四に相當する金額を市町村に交付することと定めたり（第五條）。斯くて均しく市町村の徵收する國稅の中、他の總ては其の徵收費用を交付せらるるに拘らず、獨り徵收上最大の費用と手數とを要する地租のみは、却て交付金を支給せられざるの不衡平を存せしが、之れ全く沿革上の理由に基くに過ぎざるものにして、到底失當の制度たるを免れざりしなり。玆に於て明治四十四年第二十七回帝國議會に於ては右の如き制度の不衡平は問題となり、遂に衆議院は國稅徵收法中改正法律案を提出し、地租に對しても他の國稅と同じく徵收金額の百分の四の金額を市村町に交付すべきことを主張したり。然れども地租の徵收に對し百分の四の交付金を支給するものとせば、新に約三百萬圓の歲出を要し、財政上到底之を許さざるものあり、さればとて交付金の率を地租と他の國稅と同一にするが爲め、他の國稅に對する交付金を減少することは、從來地租以外の國稅の納額多き地方の收入に急激の變動を與ふるの虞あるが故に、此の方法を採用することを得ず。玆に於て衆議院は審議の結果、地租以外の國稅に對する交付金は從前通りと爲し、地租に對しては徵收金額の千分の七の交付金を支給することと爲し、右の趣旨を以て法案に修正を加へたる上之を可決したり。右法案に對しては貴族院は異議なく之を可決し、政府亦同意を表せしを以て、明治四十四年三月法律第三十七號を以て公布せられ、明治四十四年度分より適用せられたり。而して右に伴ひ政府は地租徵收に對する市町村交付金五十二萬五千五百九圓を、明治四十四年度追加豫算として議會に要求し、其の協贊を經たり。右地租徵收交付金制度創設の結果、地方財政の負擔を多少緩和することを得、延ては地方農民の負擔の輕減となるべきは明かなりとす。

第九項　北海道に於ける地租

第一目　地租條例の施行

既に述べたるが如く北海道に在りては其の狀況內地と大に異るものあるを以て、明治十七年地租條例制定に際しても同道に對しては當分の內猶之を施行せざることと爲せしが、其の後明治二十四年六月に至り北海道廳訓令第四十六號を公布し、北海道に於ける民有地の整理は地租條例に準じて取扱ふこととなりしを以て、爾後地租條例の規定は、事實上其の大部分は北海道に於て施行せらるる